



# 特別支援学級

## 経営の手引



岩手県立総合教育センター  
教育支援相談担当



# 「特別支援学級経営の手引」について ～はじめにお読みください～

## 「特別支援学級経営の手引」の活用方法について

本書は、児童生徒理解に基づいた適切な指導や必要な支援の充実、魅力ある学級づくりのための参考資料として構成しました。

巻末には、特別支援学級の経営に必要と思われる情報を掲載しました。

日々の指導実践や学級経営等に御活用ください。

## 「特別支援学級経営の手引」の構成

### 第1章 子供理解

子供理解に関する基礎的な内容や、必要な支援のポイントを掲載しています。

### 第2章 学級経営

特別支援学級の教育課程の編成や、学級経営上の留意事項等、特別支援学級担当者にとって、すぐに役立つ内容を掲載しています。

### 第3章 適切な指導と必要な支援

特別支援学級における指導を充実させるための参考として、学校生活における指導場面毎に解説した内容を掲載しています。

### 第4章 校内特別支援教育の推進

校内の特別支援教育を推進するために必要な内容を掲載しています。

### 第5章 特別支援教育に関する情報

特別支援教育を進めていく上で必要な情報(用語、教育・医療・福祉等)を掲載しています。

この手引は、岩手県立総合教育センターWeb ページの教育支援相談担当のページ ([https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)) からダウンロードすることができます。

令和8年3月31日改訂

# 目次



## 第1章 子供理解

- 1 特別支援学級を担任する先生へ・・・3
- 2 障がいの理解・・・4
  - (1) 視覚障がい・・・5
  - (2) 聴覚障がい・・・7
  - (3) 知的障がい・・・9
  - (4) 肢体不自由・・・11
  - (5) 病弱・身体虚弱障がい・・・13
  - (6) 言語障がい・・・15
  - (7) 自閉症・・・17
  - (8) 学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)・・・19
  - (9) 情緒障がい・・・21
  - (10) 重度・重複障がい・・・22

## 第2章 学級経営

- 1 まずは、出会いのために！・・・23
- 2 環境整備・・・24
- 3 始業式・入学式・・・25
- 4 関係書類・・・26
- 5 教科用図書(教科書)・・・27
- 6 時間割の作成・・・28
- 7 4月はじめの活動・・・29
- 8 共通理解・・・30
- 9 特別支援学級担任の1年間・・・31
- 10 小学校知的障がい特別支援学級の1年間・・・32
- 11 中学校知的障がい特別支援学級の1年間・・・33
- 12 交流及び共同学習・・・34
- 13 個別の教育支援計画・個別の指導計画・引継ぎシート・・・35
- 14 通知表・・・38
- 15 授業づくりに生かすICT活用・・・39
- 16 キャリア教育・・・40
- 17 一般就労・福祉的就労・・・42
- 18 保護者と共に・・・43
- 19 就学先の決定と教育支援・・・44

## 第3章 適切な指導と必要な支援

- 1 特別の教育課程・・・46
- 2 自立活動・・・47
- 3 特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間49
- 4 教科別の指導(特別の教科 道徳を含む)・・・50
- 5 各教科等を合わせた指導・・・52
  - (1) 日常生活の指導・・・53
  - (2) 遊びの指導・・・55
  - (3) 生活単元学習・・・57
  - (4) 作業学習・・・59

## 第4章 校内特別支援教育の推進

- 1 特別支援教育コーディネーター・・・61
- 2 特別支援教育校内委員会・・・62
- 3 実態把握・・・63
- 4 関係機関との連携・・・64

## 第5章 特別支援教育に関する情報

- 1 合理的配慮と基礎的環境整備・・・65
- 2 特別支援教育関係用語・・・68
- 3 特別支援教育関係法令等・・・74
  - 岩手県における特別支援教育関係の施策
- 4 各種制度・・・75
  - (1) 療育手帳・・・75
  - (2) 身体障害者手帳・・・76
  - (3) 精神障害者保健福祉手帳・・・77
- 5 主な教育機関及び専門機関等・・・78

<引用・参考文献>





## 1 特別支援学級を担任する先生へ

新年度が始まって新たに子供たちと出会う時には、誰しも緊張するものです。ましてや特別支援学級を初めて担当する先生方の場合、子供たちのもつ障がいや特性に十分な知識がないことに対して不安を抱いている方もいることでしょう。

「特別支援教育」は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。小学校及び中学校の学習指導要領解説総則編では「障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。」とされています。一人で頑張るのではなく、支援を必要とする子供にかかわる全ての人たちと連携、協働しながら学級経営に当たりましょう。

大切なのは、子供たちが「学校は安全、安心だ」「学校が楽しい」と思える学級をつくっていくことで、それは通常の学級でも特別支援学級でも変わりません。まずは以下の視点で先生自身も学校生活を送ってみましょう。

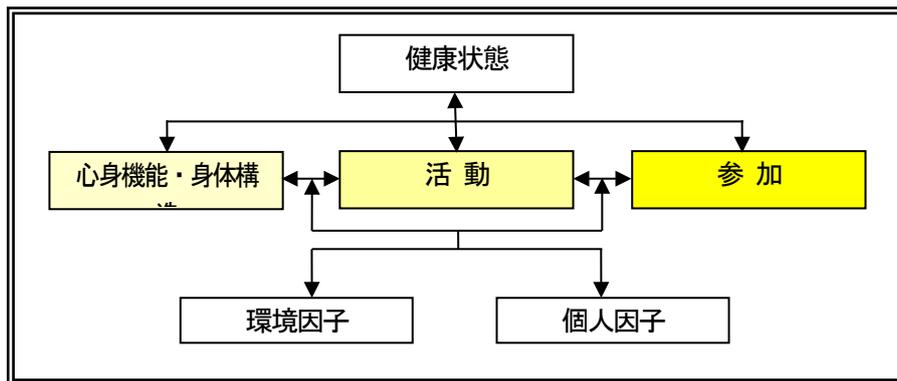
- ◆子供の好きなこと、得意なことに目を向けましょう
- ◆子供たちと一緒に、先生も学習活動を楽しみましょう
- ◆学級の様子を積極的に発信しましょう
- ◆子供の成長を本人、保護者、周りの先生方と一緒に喜び合いましょう
- ◆先生の得意分野を発揮しましょう
- ◆困ったときには、遠慮することなく相談しましょう



## 障がいの理解



2001年、WHO（世界保健機関）の総会で、環境を明確に位置付けた「国際生活機能分類：ICF（International Classification of Functioning, Disability and Health）」が採択されました。ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」と捉えています。そして、生活機能と障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものとされています。



国際生活機能分類

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編に、「下肢にまひがあり、移動が困難な児童が、地域のある場所に外出ができるようにする」という例が挙げられています。地域のある場所に外出することが目的となるので、その目的を妨げていること（障がい）について考えてみましょう。

「外出する」ことだけが目的であれば、移動手段を検討することによってその障がいはなくなるかもしれませんし、外出先施設の設備状況（スロープやエレベーター、身障者用トイレはあるのか、など）を把握しておくことで、安全に活動できることでしょう。一方、本人の外出に対する意欲が高まっていない場合、どんなに周りの環境を整えても外出するという目的は果たせません。本人の意欲が高まっていない状況に対して、アプローチをしていく必要があるといえます。また、仮にてんかん等の発作があったり、服薬していたりする場合、保護者や医療関係者と連携する必要がありますし、その上で外出に向けて本人がすること（服薬管理や体調不良時には自分から話すなど）、教員がすること（緊急時の対応の確認など）を確認しておく必要があります。もちろん、目的を果たすために他にも考えられることはたくさんありますが、ICFの考え方を踏まえると、「下肢にまひがあり、移動が困難」ということだけに目を向けず、目的に向かって、現在行っている（できている）ことや、指導をすることでできそうなこと、環境を整えることでできるようになることなどに目を向けていく必要があるといえます。

特別支援学級においては、学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れることとされています。自立活動については、本資料47～48ページを参照してください。



## 視覚障がい

視覚障がいとは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいいます。

視機能には視力（遠方、近方）や視野に加え、光覚（暗順応・明順応）、色覚、屈折・調節、眼球運動、両眼視（立体、遠近）の七つの機能があります。

視機能が低下していても、それが何らかの方法もしくは短期間に回復する場合は視覚障がいとはいえません。

### 視力障がい

一般的に両眼の矯正視力が 0.3 程度まで低下すると、黒板や教科書の文字や図などを見るのに困難を来すようになり、教育上特別な支援が必要となります。

### 視野障がい

視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右などの各方向が見える範囲のことです。通常、片眼の視野は、上側と鼻側が約 60 度、下側約 70 度、耳側が約 100 度です。この見える範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを求心性視野狭窄といえます。残った視野が中心部 10 度以内になると、視力が低下していなくても歩行や周囲の状況把握に著しく不自由になります。

逆に、周囲は見えるが、中心部だけが見えない場合を中心暗点といえます。

### 光覚障がい

光覚障がいには、暗順応障がいと明順応障がいがあります。

暗順応障がいは、目が慣れるのに著しく時間がかかり、暗いところではほとんど見えず、夜道などを歩くのに困難を感じます。

明順応障がいは、明るいところで目が慣れにくく見えにくい状態です。また、通常の光でもまぶしさを強く感じる現象を羞明といえます。



学齢児に見られる視覚障がいの主な原因疾患としては、小眼球、先天性白内障、先天性緑内障、視神経萎縮、網膜色素変性症、網膜芽細胞腫、未熟児網膜症、強度近視等があります。一人一人の視機能の特徴を踏まえ、指導上の配慮や医学的な管理を行うことが大切です。



### ～視覚障がいは、情報障がい？～

メラビアンの法則によると、人は言語情報から 7%、聴覚情報から 38%、視覚情報から 55%の影響を受けていると言われます。したがって、視覚障がいがある場合、目から得るはずの情報に大きな制約があるため、「視覚障がいは情報障がい」ということとなります。ただし、ICF の観点で考えてみると、背景的要因である環境によって、見やすくしたり視覚情報を音声情報へと変えたりすることにより、情報を得ることの制約は減少することになります。

学習場面での見やすさを考えてみると、拡大読書器や画面拡大ソフト、書見台や各種弱視レンズを使ったり、教科書を拡大教科書に代えたりすることができます。

## 視覚障がいのある子供の主な困難さ

- ・小さいものや細かい部分が見えない
- ・大きいものの全体像を把握しにくい
- ・境界をはっきりつかめない
- ・立体感や遠近感がつかみにくかったり、動くものの認知が難しかったりすることや、ボール遊びや目と手の協応動作がぎこちなく難しい
- ・視野狭窄がある場合は、視野が欠けている方向から近付いてくるものに気付かない
- ・周囲の状況や環境の把握に難しさがある
- ・模倣が難しいため、「見て体得する」ことは難しい
- ・経験や情報が不足しがちになり、知識が抜け落ちてしまうことがある
- ・抽象的な事象や触れないものの理解（概念形成）に難しさがある
- ・歩行や運動に制限を受ける
- ・似かよった文字や漢字の読み書きが不正確になりがちである
- ・道具を使用した作業が遅くなりがちである

## 視覚障がいのある子供への支援のポイント

### <生活場面>

- ◆見えやすい支援等、できる環境を整え達成感のある生活をつくる
- ◆安全面に気を付けるために、教室の整理整頓に努める
- ◆「あそこ」「向こう」のような指示代名詞ではなく、具体的に伝える
- ◆慣れていない人とのグループ学習では、はじめに自己紹介をして参加者が誰か、誰がどの位置に座っているのかを把握できるようにする
- ◆白杖を使わない場合でも、基本的な歩行指導を行う
- ◆天候による見やすさがあることに留意しておく
- ※一面の銀世界では、さらに見えにくいこともある
- ◆見えにくいことがあるときに、周囲の人が支援するような学級経営をする
- ◆見えにくいことがあるときに、周囲の人への支援の求め方を指導する
- ◆広い場所での活動の場合には、どこに誰がいるのか把握できないことがあるので、手を差し伸べたり声をかけたりして積極的に支援する

### <学習場面>

- ◆一人一人の見え方に応じ、拡大文字教材、拡大読書器、各種弱視レンズ等により拡大する
- ◆全体像が視野に入りやすいように縮小する
- ◆境界や輪郭をはっきりさせたり、白黒反転させたりする
- ◆余分な視覚情報を取り除き単純化を図る
- ◆照明の調節を行う
- ◆ものの形や大きさなど触ることで理解を促す
- ◆模型や立体地図を使って、必要な情報を得ることができるようにする
- ◆理科等の実験では、ガラスや透過した器具が見えにくいことから安全面に配慮する
- ◆具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにする
- ◆児童の実態に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させる
- ◆児童の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるように指導する

### <配慮事項> 特別支援学校学習指導要領より

- (1) 聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉を結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにする
- (2) 点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させる  
点字を常用して学習する児童に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにする
- (3) 指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるように指導する
- (4) 視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材の効果的な活用を通して、児童が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようにするなど、児童の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫する
- (5) 場の状況や活動の過程等を的確に把握できるように配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにする

視覚障がい教育における教員の専門性と指導については、特別支援教育指導資料No.49「自立活動指導資料（視覚障がい）」にて詳しく説明しています。岩手県立総合教育センターWeb ページの教育支援相談担当のページ ([https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)) からダウンロード先へリンクすることができます。



(2)

聴覚障がい

聴覚障がいとは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいいます。

聴覚障がいといっても、その程度や聞こえ方、言語発達の状態は、一人一人異なっています。聞こえる人は、世の中にあふれているいろいろな音から自然に情報（何の音か、音源はどこか、方向や距離など）を得ており、同時にいくつかの音を聞いて、それぞれをきちんと区別することができます。また、聞こえることと言葉話すことには密接な関係がありますが、聴覚障がいのある子供はこれらのことが難しいということになります。

聴覚補償機器として補聴器や人工内耳がありますが、いずれも距離が遠かったり、周囲に雑音や反響音があったり、集団での学習や会話をしたりする環境では、聞き取りにくいものです。また、補聴器や人工内耳を装用したからといって、全ての言葉をはっきりと聞き取る、聞き分けることができるわけではありません。

近年、学校では、周囲の雑音をできるだけ排除し、話し手との距離が離れていても話し手の声を聞き取りやすくするデジタルワイヤレス補聴援助システム「ロジャー」が使われることが増えてきました。

聴覚障がいのある子供のコミュニケーションの方法は、音声言語ではありません。書記言語（筆談、空書）や手話、指文字等により、コミュニケーションをとることができます。最近では、携帯電話のメール機能や音声認識アプリ等の情報機器が多く利用されています。



伝音(性)難聴

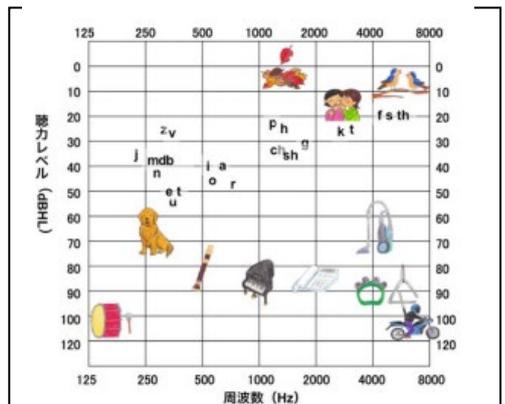
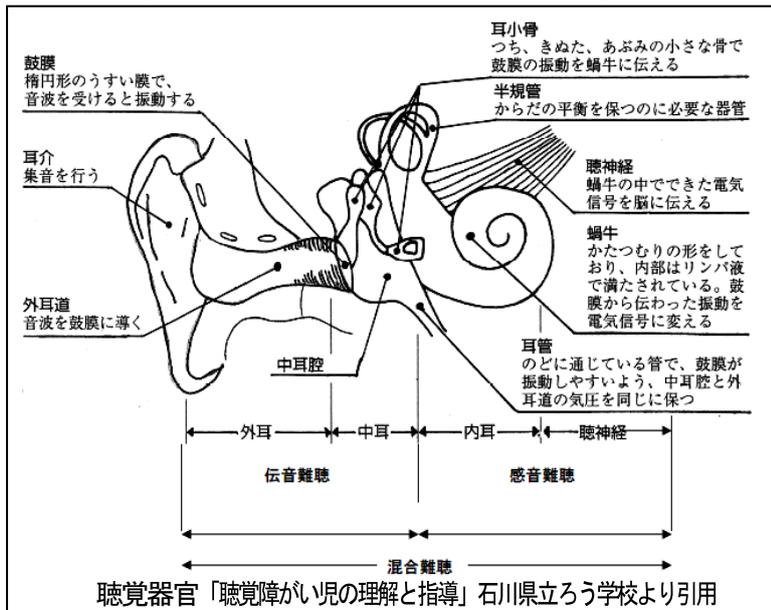
伝音(性)難聴は、外耳と中耳という音を伝える器官の働きに障がいがある難聴です。

感音(性)難聴

感音性難聴は、内耳という振動を電気信号に変換する器官あるいは聴神経に障がいがある難聴です。

混合(性)難聴

伝音系、感音系の両方に障がいがある難聴です。



オージオグラムと日本語の音声との関係

縦軸は音の強さ(dB：デシベル)であり、上に進むほど小さな音になります。横軸は音の高さ(Hz：ヘルツ)であり、右に進むほど低い音から高い音になっています。よって、無声子音「カ、サ、タ、」は他の音よりも小さく高い音であるということになります。したがって、高音域に聴覚の障がいがある場合は、これらの発音を聞き取りにくかったり、これらの発音の習得に遅れが生じたりします。

聴覚障がいがあることは外見からでは分かりにくいので、児童生徒のもつ困難さやその程度について、周りの理解を得ることが難しく、友達とのトラブルや不登校に至るケースがあります。また、自身の障がいに対する理解が十分に深まっていないまま高等学校に進学することで、不登校や中途退学に至る生徒も見られます。このような状況から、児童生徒の実態に応じた「障がい認識」や「自己理解」の学習は重要です。

## 聴覚障がいのある子供の主な困難さ

- ・音や言葉を聞き取る力が育ちにくい
- ・言葉を理解することが難しく、言語を獲得する力が遅れる
- ・騒がしいところでの聞き取りが難しい
- ・子音が聞こえづらくなるので、母音が同じ言葉は区別しにくい（「たまご」「たばこ」「なまこ」など）
- ・呼びかけ（特に後ろや横から）に気付かず、無視をしたと誤解されてしまうことがある
- ・生活音（電子レンジ音、玄関のチャイム、非常ベル等）が聞こえない／聞こえにくい

## 聴覚障がいのある子供への支援のポイント

### <生活場面>

- ◆音声だけではなく、身振り手振りや付箋紙に書くなどの視覚的な情報も併用する
- ◆口元が見えるように顔を向けて話したり、光の具合に配慮して（逆光にならないように）話したりする
- ◆突発的なアナウンスや連絡事項は、板書したりメモを渡したりする
- ◆遊んでいるときなど、その都度状況を確認する
- ◆補聴器を適切に装用するよう指導する
- ◆補聴器の管理は、教師自身も学びながら、徐々に子供自身でできるよう指導する
- ◆補聴器がハウリングしている（ピーピーとなる）ときは、本人に伝える
- ◆補聴器への衝撃や濡れることに注意する
- ◆社会的孤立感を味わうことがあるので、「きこえにくさ」について、周囲に理解を図る場面が必要である
- ◆大勢の人と交わる場合、話す人は挙手をしてから話すようにする
- ◆聞こえにくいことがあるときに、周囲の人が支援するような学級経営をする
- ◆聞こえにくいことがあるときに、周囲の人への支援の求め方を指導する

### 人工内耳の子供の場合

頭(埋込み部)に強い衝撃を受ける可能性のあるスポーツは控えたり、衝撃から守る工夫をしたり、静電気が起きないように配慮したりする

※人工内耳：手術により蝸牛に電極を埋め込み、直接聴神経を刺激する機器。人工内耳を装用したとしても、その聞こえ方は通常のものとは異なるためにリハビリテーションが必要である

### <学習場面>

- ◆座席は窓側寄りで前から2～3列目くらい（教師の口元や友達の動きが見やすい）
- ◆複数の人がいる時は、話す前に手を挙げたり自分の名前を言ってから話し始めたりする
- ◆要点を短く伝える
- ◆まわりくどい表現、曖昧な表現は避ける
- ◆保有する聴力の活用、言語の意味理解を確認しながら思考できるようにする
- ◆読書や日記等の奨励により、言語概念の形成を促す
- ◆教師が話したことを周囲の人が書き写したり、事前に学習内容をプリント等にまとめておいたものを渡しておいたりする

### <配慮事項> 特別支援学校学習指導要領より

- (1) 体験的な活動を通して、学習の基礎となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努める
- (2) 言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫する
- (3) 音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫する
- (4) 補聴器や人工内耳等の利用により、児童の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにする
- (5) 児童の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置く
- (6) 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用する

聴覚障がい教育における教員の専門性と指導については、特別支援教育指導資料No.50「自立活動指導資料（聴覚障がい）」にて詳しく説明しています。岩手県立総合教育センターWeb ページの教育支援相談担当のページ ([https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)) からダウンロード先へリンクすることができます



### (3) 知的障がい

知的障がいとは、一般的に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態をいいます。

知的障がいの多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に認められます。したがって、知的障がいとは「知的機能の発達の明らかな遅れ」と「適応行動の困難さ」が発達期（おおむね18歳までに）に起こるものといえることができます。

#### 知的機能の発達の明らかな遅れ

認知や言語などにかかわる知的面の発達において、同年齢の児童生徒と比較して平均的水準より有意に遅れがあること。

#### 適応行動の困難さ

他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などの適応能力について、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないということ。



知的障がいは、発達期に起こるものであり、発達上の遅れ又は障がいの状態等はある程度持続するものですが、絶対的に不変であるということではありません。環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われてい



#### 適応行動面において生じやすい困難性

- 概念的スキルの困難性  
言語発達（言語理解、言語表出能力など）や学習技能（読字、書字、計算、推論）など
- 社会的スキルの困難性  
対人スキル（友達関係など）や社会的行動（社会的ルールを理解、集団行動など）
- 実用性スキルの困難性  
日常生活習慣行動（食事、排泄、衣類の着脱、清潔行動など）、ライフスキル（買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など運動機能など）、運動機能（協調運動、運動動作技能、持久力など）



教科学習は、どのように進めて  
いったらよいのだろう

各教科については、p.46～60が参考になります。

また、知的障がいのある児童生徒に対しては、学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び外国語活動の全部又は一部を合わせて指導を行うことができます（「各教科等を合わせた指導」）。同じく本ガイドブックの第3章を参考にしてください。

## 知的障がいのある子供の主な困難さ

- ・学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の場面で生かすことが難しい
- ・成功経験が少ないことから、主体的に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い
- ・運動機能について遅れがちになることがある
- ・自己批正力が弱いことがある
- ・学習に時間がかかる
- ・自分の伝えたいことをうまく言い表すことができないことがある



## 知的障がいのある子供への支援のポイント

### <生活場面>

- ◆たくさんの成功経験を積むことができるようにし、人格の形成を促す
- ◆社会自立（その子に応じた支援を受けながら生活することも含む）を目指し、身辺自立や社会生活に必要な知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう、実際の状況を仕組んで指導する  
※特別支援学校学習指導要領小学部における「生活科」を参考
- ◆集団の中での役割を用意し、人の役に立つことを味わうことができるようにする
- ◆通常の学級の子供たちや担任以外の教師と関わる場面を設定し、人と関わることの心地よさや、互いの考えやよさを学ぶことができるようにする
- ◆困ったことがあるときに、周囲の人が励ましたり支援したりするような学級経営をする
- ◆困ったことがあるときに、挑戦しようとする気持ちや周囲の人への支援の求め方を指導する

### <学習場面>

- ◆子供たちの実態に即した指導内容を選択・組織する
- ◆将来の主体的な姿を目指すためにも、学校生活を实际的で具体的な学習活動で組織し、目的意識をもちながら存分に活動できるようにする
- ◆本人の理解の仕方やスピードに合わせて指導したり、課題や活動の量を調整したりする
- ◆目的や課題が達成しやすいように、段階的な指導をする
- ◆他者からの評価だけではなく自己評価ができるように、評価の手がかりを示したり、自己評価ができるような教材・教具を準備したりする
- ◆将来的な夢や展望をもち、基礎的な作業能力を身に付けることや、職業生活や家庭生活に必要な知識や技能を学ぶことができるようにする

### <指導の基本原則>

現在の生活を、より充実した豊かなものとしていくための指導を行う  
将来に向けて、生きがいのある豊かな生活にしていくための指導を行う  
実態に応じた指導を行う



## (4) 肢体不自由

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいいます。

肢体不自由のある子供は、上肢、下肢又は体幹の運動・姿勢の障がいのため、起立、歩行、階段の昇降、椅子への腰掛け、物の持ち運び、机上の物の取扱い、筆記、食事、衣服の着脱、身だしなみ、排せつなど、日常生活や学習における運動・姿勢の全部又は一部に困難が見られます。また「医療的ケア」を必要とする子供もいます。



肢体不自由のある子供の障がい又は病気は様々ですが、身体の仕組みとその部位による障がいの原因を、分類に沿って、代表的な疾患を挙げます。



### 脳性まひ

肢体不自由の起因疾患で最も多くの割合を占めているのは、脳性まひを主とする脳原性疾患です。中でも脳性まひは、発育過程における脳の形成異常や様々な原因による脳損傷の後遺症という非進行性の脳病変で、運動と姿勢の異常、すなわち運動機能障がいがあります。成長に伴って、症状が改善したり増悪したりすることもあります。消失することはありません。

### 筋ジストロフィー

筋原性の変性疾患で進行性です。筋力が徐々に低下して運動に困難を来すだけでなく、長期的には呼吸筋の筋力低下によって呼吸も困難になっていきます。筋ジストロフィーには、筋細胞膜のジストロフィンタンパクが全欠損するデュシェンヌ型他、部分欠損するベッカー型、乳幼児から著しい筋緊張低下、筋力低下があり、知的障がいを伴うなどの発達の遅れが見られる先天性筋ジストロフィー型（日本では福山型が多い）、10～20歳代で発症し、肩甲帯、腰帯下肢帯の筋が侵される肢帯型、顔面及び肩甲骨周囲と上腕の筋群が侵され、顔面の表情が乏しくなる顔面肩甲骨上腕型などがある。

### 二分脊椎

脊椎脊髄疾患として多いのが二分脊椎で、胎生期における環境要因が関わって発症するとされています。症状は病変部位によりますが、下肢のまひや膀胱直腸障がいが見られます。また、水頭症をしばしば合併し、脳圧を下げるための手術が必要なこともあります。

### 骨形成不全

全身の結合組織疾患で、骨、歯、皮膚、靭帯、腱、筋膜、眼の強膜などに弱さが見られます。最も目立つのが骨の脆弱で、繰り返し骨折し、骨が変形することもあります。

#### ～医療的ケアって、なに？～

令和3年9月、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」が、施行されました。この法律において「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされています。また一般的に、学校で行われる医療的ケアとは、国や自治体が示している決まりや手続きに沿って、病院以外の場で日常的に継続して行う支援を指します。例えば、主治医の指示書に基づく喀痰の吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン投与の補助などがあります。いずれも、本人が安全に学校生活を送るために、看護師や所定の研修を修了した教職員が体制を整えて行うものであり、入院や通院で行う治療行為とは区別されています。



気管切開部からの痰の吸引

## 肢体不自由の子供の主な困難さ

- ・起立、歩行、階段の昇降、食事、衣服の着脱、整容、用便等、日常生活の全部又は一部に困難がある
- ・運動・動作の制限による直接的経験の不足に伴い、社会や事物・事象等に対する理解が不十分になりがち
- ・周りの人々から支援を受ける場面が多く、結果として受動的になり、自発性が乏しくなりがち

## 肢体不自由の子供への支援のポイント

### <生活場面>

- ◆医療機関と積極的に連携を図り、それぞれの疾患の禁止事項について理解する
- ◆環境を整え、可能な限り自力で車いす等を操作することができるようにする
- ◆段差の解消、トイレ・手洗い場の改修や手すり・スロープの設置などの環境整備をする
- ◆机の大きさや使用している車いすを障がい者の状況に対応したものにするなど、身体状況に応じて椅子やロッカー等の形態や大きさを調整する
- ◆補助用具や補助的手段を工夫したり、コンピュータを活用したりする
- ◆実際の事物を見たり、事象に触れたりしながら、実際の体験活動を取り入れ、表現しようとする意欲を高める
- ◆集団の中での役割を用意し、人の役に立つことを味わうことができるようにする
- ◆困ったことがあるときに、周囲の人が励ましたり支援したりするような学級経営をする
- ◆困ったことがあるときに、挑戦しようとする気持ちや周囲の人への支援の求め方を指導する

### <学習場面>

- ◆子供の状態に応じた教材・教具の工夫をし、使いやすさや姿勢の保持に気を配る  
例 見やすくするための書見台、ノートのマスの大きさ、  
ノートや定規が滑らない工夫、握りやすい鉛筆やはさみ 等
- ◆体育の授業では、特別のルールを決めたり、審判の役割を与えたりする
- ◆特別支援学校と積極的に連携を図りながら、教育課程全体や自立活動の中で、身体の動きに関する内容を計画的・継続的に行う

### <配慮事項> 特別支援学校学習指導要領より

- (1)体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努める
- (2)児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導する
- (3)児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫する
- (4)児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用する
- (5)各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにする

### <介助の基本原則>

- 相手のことをよく理解しましょう
- 安全への配慮を優先しましょう
- 服装に注意しましょう



肢体不自由教育における教員の専門性と指導については、特別支援教育指導資料 No. 51「自立活動指導資料（肢体不自由）」にて詳しく説明しています。岩手県立総合教育センターWeb ページの教育支援相談担当のページ ([https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)) からダウンロード先へリンクすることができます。



(5) 病弱・身体虚弱障がい

病弱とは、心身が病気のため弱っている状態を言います。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態を言います。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しません。

医療や生活の制限が必要であるため、学習時間の制約があったり、学習の空白や遅れなどを伴い、通常の学級における一斉の学習活動では困難が生じる教科が多く見られたりする子供が在籍します。



例えば、自宅から小中学校へ通学できるものの、疲労度や教室環境、体育の運動量、学習内容（理科の実験等）などにより、個別に特別な配慮が必要な場合や、学習時間の制約等があり、子供が疲労を感じないよう時間配分をしながら必要な事項を習得する場合などが考えられます。



近年、病弱教育の対象となる病気等の種類は750疾患以上に拡大しています。代表的なものを、小児慢性特定疾病情報センターの資料を基に、以下にまとめました。

1 悪性新生物	・白血病 ・骨髄異形成症候群 ・リンパ腫 等
2 慢性腎疾患	・ネフローゼ症候群 ・慢性糸球体腎炎 ・慢性尿細管間質性腎炎 ・慢性腎盂腎炎 ・アミロイド腎 等
3 慢性呼吸器疾患	・気道狭窄 ・気管支喘息 ・間質性肺疾患 等
4 慢性心疾患	・拡張型心筋症 ・心房／心室中隔欠損症 ・心臓弁膜症 ・フォンタン (Fontan) 術後症候群 等
5 内分泌疾患	・成長ホルモン分泌不全性低身長症 ・下垂体機能低下症 ・思春期早発症 ・甲状腺機能亢進／低下症 ・性分化疾患 等
6 膠原病	・若年性特発性関節炎 ・全身性エリテマトーデス ・皮膚筋炎／多発性筋炎 等
7 糖尿病	・1型糖尿病 ・2型糖尿病 ・若年発症成人型糖尿病 等
8 先天性代謝異常	・アミノ酸代謝異常症 ・有機酸代謝異常症 ・脂肪酸代謝異常症 等
9 血液疾患	・自己免疫性溶血性貧血 ・先天性骨髄不全症候群 ・再生不良性貧血 等
10 免疫疾患	・高IgE症候群 ・先天性角化異常症 等
11 神経・筋疾患	・筋ジストロフィー ・先天性ミオパチー ・レット (Rett) 症候群 ・コケイン (Cockayne) 症候群 ・クルーズン (Crouzon) 病 ・難治てんかん脳症 等
12 慢性消化器疾患	・難治性下痢症 ・周期性嘔吐症候群 ・炎症性腸疾患 等
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	・ダウン症候群 ・18トリソミー症候群 ・チャージ症候群 等
14 皮膚疾患	・色素性乾皮症 ・眼皮膚白皮症 (先天性白皮症) ・先天性魚鱗癬 等
15 骨系統疾患	・胸郭不全症候群 ・骨形成不全症 等
16 脈管系疾患	・脈管奇形 ・遺伝性出血性末梢血管拡張症 等

また、これらの慢性疾患だけではなく、うつ病等の精神疾患及び心身症も病弱教育の対象となります。



子供たち一人一人の病状を正しく理解して、適切に対応することが求められているんだね

## 病弱・身体虚弱の子供の主な困難さ

- ・学習時間に制約を受けているほか、学習の空白や遅れ、身体活動の制限がある
- ・病気による種々の制限により、体験が不足しがち
- ・病気への不安や家族・友人から離れた不安から心理的に不安定になりがち

## 病弱・身体虚弱の子供への支援のポイント

### <生活場面>

- ◆医療機関と積極的に連携を図り、それぞれの病気の禁止事項について理解する
- ◆子供の病気の状態等を考慮し、活動が負担加重にならないようにする
- ◆困ったことがあるときに、周囲の人が励ましたり支援したりするような学級経営をする
- ◆困ったことがあるときに、挑戦しようとする気持ちや周囲の人への支援の求め方を指導する

### <学習場面>

- ◆無理にではなく、状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことにより、生活を充実したものにし、心理的な安定を促すとともに心身の成長、発達に影響を与えることができるようにする
- ◆教科別の指導においても、自立活動における「病気の状態の理解と生活管理に関すること」、「健康状態の維持・改善に関すること」及び「情緒の安定に関すること」などの事項との関連を図ったり、自立活動の指導と相補し合ったりしながら学習効果を高める
- ◆指導方法を工夫しながら、学習内容を体験的なものにする
- ◆学習に自主的に参加し、作業や操作等を行い学習効果が高められるように教材・教具の工夫をしたり、コンピュータの活用を図ったりする
- ◆精神疾患及び心身症の子供たちについては、状態が日々変化することが多いため、常に病気の状態を把握し、個々に応じた適切な対応につなげる
- ◆衝突や転倒が予測されたり、骨折しやすかったりする病気の場合には、防止策を十分に講じる
- ◆アレルギー疾患のある子供に際しては、アレルゲンとなる物質を把握し、様々な場においても対応できるよう留意する
- ◆腎臓疾患や心臓疾患等の子供たちへの学習に際しては、活動量や活動時間及び休憩の取り方を適切に定める

### <配慮事項> 特別支援学校学習指導要領より

- (1)個々の児童生徒の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行う
- (2)自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導と密接な関連を保つ
- (3)間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れた指導方法の工夫をする
- (4)教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器を有効に活用する

病弱教育における教員の専門性と指導については、特別支援教育指導資料 No. 52「自立活動指導資料（病弱）」にて詳しく説明しています。岩手県立総合教育センターWeb ページの教育支援相談担当のページ ([https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)) からダウンロード先にリンクすることができます。



(6) 言語障がい

言語障がいとは、発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であることをいいます。



岩手県では、言語障がい通級指導教室(ことばの教室)で指導しています。



構音障がい

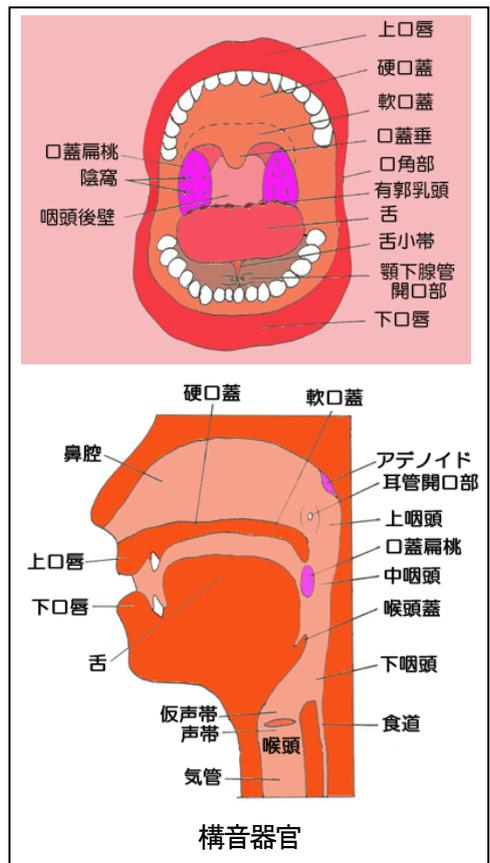
話し言葉の特定の語音が正しく発音されず、多少とも習慣化している状態を指します。口唇や歯等の器質的疾患によるものが器質的構音障がいといえます。また、器質的疾患がないものを機能的構音障がいといえます。

【省略】 例 カメ→アメ [kame→me]

【置換】 例 サカナ→タカナ [sakana→akana]

- 【歪み】
- 舌を盛り上げたり、ねじったりしてイ列音(「イキシチ…」)等が歪む側音化構音
  - 前歯から舌先を出してサ行等が歪む歯間化構音
  - 舌先を挙げずにラ行を発音する前舌化構音

【添加】 例 バラ→バンラ [bara→bara]



言語発達遅滞

同姓同年齢の子供と比較して、言語理解・表現が未熟であり、発音技術も未完成であるために話し言葉の不明瞭さ等がある状態をいいます。

吃音

言葉が流暢に出なかったり、緊張すると音声が出にくくなったりする状態をいいます。

口蓋裂

口蓋(口の中の天井)が、生まれつき一部分又は全体が裂けているために、話し言葉の呼気が鼻から抜けるなどの状態をいいます。口唇だけが裂けている状態の口唇裂、口蓋の形態には異常がないが口蓋の筋組織に異常がある状態の粘膜下口蓋裂などがあります。※「選択性かん黙」は、(9)情緒障がいの項を参照

～日本語子音の獲得時期～

先行研究等からは、おおよそ以下のように日本語子音を獲得していくといわれています。

3歳代	4歳代	5歳代
パ行、バ行、マ行、ヤ行、タテト、ハフヘホ、ナ行、ガ行、ワ行	カ行、ヒ、シ、チ、ジ、タ行	サスセソ、ツ、ザ行、ラ行

## 言語障がいのある子供の主な困難さ

- ・自分の思いを素直に表現することを苦手とすることがある
- ・話す場面を避けようとするすることがある
- ・言葉を介したコミュニケーションに困難さがあるため、学習上ばかりではなく心理的、対人的な問題を抱えてしまうことがある

## 言語障がいのある子供への支援のポイント

### <生活・学習場面>

- ◆存分な活動を通して、言葉を介したコミュニケーションの心地よさや楽しさを感じることができるようになる
- ◆過度に言い直しを求めず、安心して話せる環境を整える
- ◆子供の話をじっくり聞き、その気持ちを受け止める
- ◆自然な形で正確な発音や適切な表現を提示する
- ◆周囲の子供たちへの障がいの理解と啓発を進める
- ◆通級する子供を受け入れる温かい学級の雰囲気作りに心がける
- ◆子供の話し方に変化が見られたときは、それをほめて認める



## ことたぶ～ことばの教室タブレット用Webアプリ～



きこえとことばの教室でタブレットを使って指導するためのWebアプリです。タブレット (iPad、Android、Windows) 用の教材です。教育センターのHPに掲載しており、インストール不要で、無料でサイトからすぐに利用できます。また、教材で出てくる絵カードは、ダウンロードして印刷もできます。左の2次元コードや下記のURLから直接アクセスもできます。

<https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/contents/kyouzai/kototab/index.html>

### 発音の仕方の理解～発音はかせになろう～



### 母音指導

「あいうえお」の練習

～1音ずつ～



### 発音の耳の訓練 (トレーニング) ～聞き分けクイズ～



きやくせき ちやくせき

吃音への理解を促すクイズや不安のスクーリング等もあり、児童生徒の気持ちに寄り添った指導に役立つ内容です。



(7)

## 自閉症

自閉症は、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいです。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いのですが、成人期に症状が顕在化する場合もあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。現在は、「自閉スペクトラム症（ASD）」と称されることが一般的になっています。

自閉症の児童生徒に見られる特徴には、次のようなものがあります。なお、特性の現れ方については、個人差があります。

### 他者と社会的関係の困難さ

- ・相手の感情や求めていること、時間や状況に応じたふるまいが理解できないことがある。
- ・自分の興味や関心のあることを質問し続けたり、一人遊びに没頭したりすることがある。
- ・関わり方が一方的になったり、ルールに沿って遊ぶことが難しかったりすることがある。
- ・年齢相応の仲間づくりや関わりが苦手なことがある。
- ・字義どおりに受け取るため、「言葉に隠された裏の意味」や「曖昧な表現」を理解できないことがある。
- ・発達段階に合ったごっこ遊びや真似っこ遊びをすることが少ないことがある。

### 言葉の発達の遅れについて

- ・一方的あるいは、脈絡のない話し方をすることがある。
- ・身振り等によりコミュニケーションを補おうとしないなど、言葉の理解や使い方が得意でないことがある。
- ・独特な話し方やイントネーション、反復的な言葉の使用をすることがある。

### 興味や関心が狭く特定のものにこだわることについて

- ・例えば、水洗トイレや水道の蛇口とかスイッチ類など、「特定のもの（こと）へのこだわり」が見られることがある。
- ・例えば、同じ道を通る、同じ場所にいる、同じやり方で行う、特定の色の椅子でないと座れないなど、「同じもの（こと）へのこだわり」が見られることがある。
- ・漢字やカレンダー、乗り物など特定の事物に強い興味や関心、機械的な記憶の得意さが見られることがある。
- ・特定の分野に関する豊富な知識や高い技能を身に付けることが得意な場合がある。
- ・予定が急に変わると、適切に対応できず、大きく動揺することがある。



無理にこだわりをやめさせようとする、不安が強まり、パニック（著しい情緒不安定）に至ることも少なくありません。まずは **困難さの背景にある要因を理解し、安心できる環境を整える**ことが大切です。こだわりを否定するのではなく、受け入れた上で柔軟な対応を心がけましょう。例えば、こだわりを尊重しつつ、代替となる選択肢を示したり、少しずつ変化に慣れる機会をつくったりすることで、本人の負担を軽減できます。また、視覚的な支援（スケジュールやルールの明確化）や 予告（事前に変化を伝える）を活用することで、スムーズに対応できることもあります。 **本人のペースを尊重しながら、安心して取り組める方法を一緒に考えていきましょう。**

## その他の特徴

- ・感覚の過敏性が見られることがある。また逆に、鈍感性が見られることがある。
- ・感覚の過敏性や鈍感性は、視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など様々な感覚において見られ、その現れ方には個人差がある。  
例：ガラスを爪でひっかく音は平気でも、特定の人物の声や教室内の音に強い恐怖を感じることもある。  
人に触られることを嫌がる場合もあれば、けがをしても痛みを感じていないように見えることもある。
- ・おもちゃなどを見るとときに細部に注目したり、人の話を全体的に聞くのではなく特定の単語だけに注意を向けたりするなど、特定の部分に注意が集中し、他には注意が向きにくいところがある（シングルフォーカス）。
- ・情報を整理・統合し、全体の文脈に沿って処理することが難しいことがある。
- ・銀紙やセロファンなどの光るもの、換気扇や扇風機などの回転するもの、家電製品に強い興味を示すことがある。
- ・身体を前後に揺すったり、手をひらひらさせたりするなど、同じ動作を繰り返す常同的な反応が見られることがある。

## 自閉症のある子供への支援のポイント



- ◆ 環境の構造化（物理的・人的）
  - ・教室内の環境を整理し、活動ごとに場所を明確にする  
例：着替える場所と学習する場所を分け、どこで何をするのかを分かりやすくする
  - ・必要のない視覚・聴覚情報への配慮  
例：使わないものは扉やカーテンのある棚の中にしめておく、音刺激への配慮
- ◆ 時間の構造化
  - ・見通しをもつことができるように、予定や活動の流れを視覚的に提示する  
例：スケジュールを文字、写真、絵カードで示し、活動の順番を理解しやすくする
- ◆ 活動の構造化
  - ・学習の流れを明確にし、集中しやすい環境を作る  
例：課題を左側に置き、一つずつ取り組んで右側の箱にしまうことで、課題の終わりが視覚的に分かるようにする
- ◆ 一連の流れの構造化
  - ・日常生活の手順を統一し、安定した生活リズムをつくる  
例：歯磨きを手帳表で確認し、「左上→右上→左下→右下」の順で行う習慣をつける
- ◆ 課題の構造化
  - ・学習の手順を具体的に示し、見通しをもって取り組めるようにする  
例：手順を順に示した写真を用い、どのように進めるのかを分かりやすくする
- ◆ できた！という達成感をもつことができるようにする
- ◆ 分かりやすい伝え方にする  
「おだやかに、はっきりと」「簡潔に、具体的に」
- ◆ 強みを活用する  
例：視覚的な提示、こだわりを望ましい活動に生かす

自閉症の支援に当たっては、応用行動分析(ABA)やTEACCHの視点などが参考になります。一つの方法にだけ偏るのではなく、児童生徒の実態を把握し、その児童生徒のよさやそれぞれの方法のよさを取り入れながら、その子にとって適切な指導を実践していきましょう。



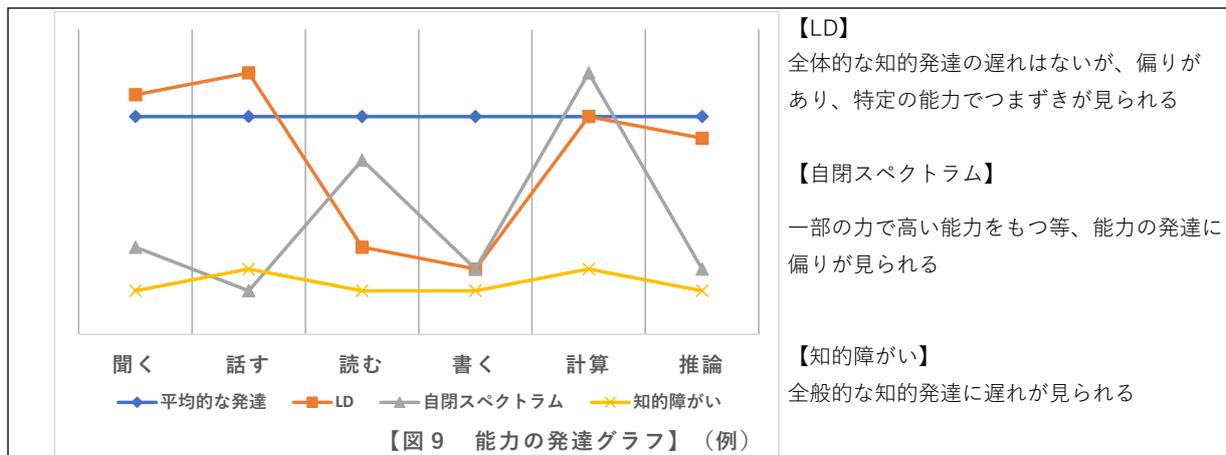
## 学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)

学習障がいとは、全般的に知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力に著しい困難が見られる状態をいいます。DSM-5-TRでは、「限局性学習症」と表記されています。

ADHDとは、不注意や多動性、衝動性の特性により、生活や学習場面において困難が生じている状態をいいます。DSM-5-TRでは、「注意欠如多動症」と表記されています。

### 学習障がい (LD)

LDの場合、個別の知能検査からは、全般的な知的発達に遅れは見られません。しかし、例えば下図のように特定の能力に落ち込みがあり、その習得と使用に著しい困難を示す様子が見られることがあります。



#### 聞くことが苦手

- ・集中して話を聞き取ることが苦手
- ・聞いたことを覚えることが苦手
- ・複数の指示を理解することが苦手
- ・似ている言葉と聞き違える

#### 話すことが苦手

- ・「てにをは」がうまく使えない
- ・単語だけで話す
- ・質問に合わない答えを話す
- ・話しているうちに話題がそれてしまう

#### 読むことが苦手

- ・文字や行をとばして読んでしまう
- ・助詞や文末を読み間違う
- ・形の似た文字の弁別が苦手
- ・どこまで読んだか分からなくなる

#### 書くことが苦手

- ・黒板の字を書き写すことが苦手
- ・字形が整えることが苦手
- ・鏡文字を書く
- ・まとまりのある文章を書くことが苦手

#### 計算することが苦手

- ・桁をそろえて筆算をすることが苦手
- ・繰り上がり、繰り下がりが苦手
- ・簡単な計算間違いが多い

#### 推論することが苦手

- ・文章題の題意を理解することが苦手
- ・長文の内容を読み取り、解釈することが苦手

### 学習障がいの子供への支援のポイント

- ◆ 本人の強みを生かし、苦手を補う多様な学び方で学ぶことができるようにする
  - ・聴覚的情報だけでは理解しにくい場合、授業を視覚的にも理解しやすいようにする
  - ・曖昧な表現の理解が難しい場合、焦点化し、「何を学ぶか」「何を学んだか」について分かりやすいようにする
  - ・図で考えるがこと得意な場合、図に表したり、思考ツールを活用したりして考える
- ◆ ICT機器の活用（音声読み上げ、音声入力、ルビ表示等）
- ◆ 補助具の活用（リーディングトラッカー、鉛筆ホルダー、使いやすい定規 等）



## 注意欠陥多動性障がい(ADHD)

ADHDには、不注意優勢型、多動・衝動性優勢型、混合型があり、その特性の現れ方には個人差があります。以下の3つの特徴のいずれか、または複数に影響し、日常生活において困難を伴う状態を指します。

### 不注意

周囲の情報の取捨選択や集中の維持が難しいことがあります

- ・周囲の出来事に気を取られ、話の途中で意識がそれる
- ・細かい部分を見落としやすい
- ・持ち物の管理が難しく、必要なものが見つからないことがある



### 多動性

状況に応じて動きを調整することが難しい場面があります

- ・手足をそわそわ動かしたり、着席していてももじもじしたりする
- ・授業中や座っているべき時に席を離れてしまう
- ・話したいことがすぐに浮かび、思わず声に出してしまう



### 衝動性

判断より先に反応(行動、発言等)が先行してしまうことがあります

- ・相手の話の途中で出し抜けて答えてしまう
- ・順番を待つことが難しい
- ・慎重に考える前に、行動に移したくなる



## ADHDの特性が見られる子供への支援のポイント

- ◆ 短く具体的なステップで提示し、達成を確認する
- ◆ 色分けや視覚的な手がかりを活用し、注目すべきポイントを明確にする
- ◆ 触れる、声に出すなど複数の感覚を使うことで、集中しやすい環境を整える
- ◆ ルールや手順を視覚化し、振り返りの機会を設ける
- ◆ 目標を達成しやすいように、実行可能な目標や計画を立てる
- ◆ 課題となる行動については、気持ちに共感した上で、具体的な改善方法を共に考える  
共感の公式=感情の原因+だから+感情を表す言葉+なのね  
例：やりたいのに、整理整頓がうまくできないから、イライラするのね
- ◆ 気持ちが高ぶったときに落ち着くための方法(深呼吸、クールダウンスペースなど)を一緒に考える
- ◆ 整理整頓の仕組みをシンプルにし、片付けや準備のしやすい環境をつくる
- ◆ 毎日の流れを視覚化し、習慣化しやすくする
- ◆ 座位や立位が安定しやすい椅子や机を工夫する
- ◆ 特性による動きを無理に抑えず、適度に動ける時間を確保する
- ◆ 肯定的なフィードバックを通して自己理解を促す
- ◆ スケジュールやタイマーを活用し、時間の流れを視覚化する
- ◆ 場面に応じた言葉の使い方や相手の気持ちを想像する場を意図的に設ける
- ◆ 自分の得意なことや苦手なことに気付き、長所を生かせる経験を増やす
- ◆ 支援を求める力を育て、必要なサポートを受けられるようにする
- ◆ 学校での様子を家庭と共有し、適切な支援方法を話し合う
- ◆ 服薬をしている場合は、その効果や影響を家庭や医療機関と情報共有する





## 情緒障がい

情緒障がいとは、周囲の環境から受けるストレス等によって生じた心理的反応が持続し、生活や学習に影響を及ぼしている状態をいいます。

情緒障害のある子供とは、その障害により、日常生活を送ることに困難さを感じたり、社会的適応が困難となり、学校などで集団活動や学習活動に支障のある行動上の問題を有したりする子供です。選択性かん黙、不登校、過度の不安やうつ状態、身体愁訴を訴える（重症型のチックで薬物療法の効果が見られない事例など）などの内在化のタイプと、かんしゃくや怒り発作、離席、教室からの抜け出し、集団からの逸脱行動、反抗、暴言、暴力や攻撃的行動を呈するなど、通常の学級への適応が難しい外在化のタイプが見られます。

参考資料：「障害のある子供の教育支援の手引き」令和3年 文部科学省 p.280

情緒障がいの子供には、子供の内面的な困難さを理解し、安心できる環境をつくることが重要です。ここでは、教育の場で「情緒障がい」として挙がることの多い、選択性かん黙と心理的・情緒的な理由による不登校について紹介します。

### 選択性かん黙



言葉を話したり理解したりする能力はほぼ正常であるにも関わらず、特定の場所や人物等の社会的な状況で声を出したり話したりすることが一貫してできない状態をいいます。「選択性」という言葉から、「話さないことを自ら選んでいる」と誤解されがちですが、一般的な原因としては、生来の対人緊張や対人不安の強さがあり、集団に入るとその不安が増強することから、不安を軽減するための自己防衛行動が固定化して発症すると考えられています。近年では「場面緘黙」と表記されることが一般的になっています。

### 選択性かん黙の子供への支援のポイント

#### <生活・学習場面>

- ◆心理的にリラックスできる場所や活動を設定する
- ◆話すことを強要しないようにする
- ◆好きなことや得意なことを見つけて自信がもてるようにする
- ◆話し始めても驚いたり、大げさにほめたりしない
- ◆社会性や知的機能の発達について検討し、必要に応じて支援する



### 不登校



何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは、したくてもできない状況にあることをいいます（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

### 不登校の子供への支援のポイント

#### <生活・学習場面>

- ◆生活リズムの安定や自我、自主性の発達が促されるように支援する
- ◆共に過ごす時間を大切にし、子供が、教師と関わることにより充実したと思えるようにする
- ◆登校のみを目標とせず、社会的自立を見据えた多様な学びの場を保障する
- ◆他機関と相談しながら、多くの視点で子供を見取ったり、支援の方針を立てたりする



## 重度・重複障がい



重度・重複障がいとは、昭和50年3月、文部省(当時)の特殊教育の改善に関する調査会によると、

- ①学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を二つ以上併せ有する者
- ②発達の側面から見て、精神発達の遅れが著しく、ほとんど言語をもたず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であって、日常生活において常時介護を必要とする程度の者
- ③行動的側面から見て、破壊的行動、多動傾向、異常な習慣、自傷行為、その他の問題行動が著しく、常時介護を必要とする程度の者としています。

重度・重複障がいの子供は、脳性まひや先天性疾患、染色体異常、先天性代謝障がいなどによることが多いです。

また、30～60%の割合で、てんかんの症状も見られ、難治性てんかんが多いのが特徴です。

### 発達について

発達の程度を把握する場合は、遠城寺式発達検査、津守式発達検査等があります。指導プログラムを求める場合は、ポーター式乳幼児教育プログラムや乳幼児発達指導法などがあります。

【表2】 発達を知るための観点項目(例)

区分	観点
健康の保持	体温の調節、覚醒と睡眠、食事や排せつ、衣類の調節
心理的安定	対人関係、緊張や興奮、パニック、自傷、他害
人間関係の形成	人に対する基本的な信頼感、他者からの働きかけへの反応、他者への働きかけ
環境の把握	視覚、聴覚、触覚等、空間知覚、身体認知
身体の動き	姿勢保持や上肢下肢の動作、日常生活における基本動作、関節の拘縮、変形
コミュニケーション	表情や身振り、言語の受容と表出、動作模倣、口唇、下、頬の動き

### 重度・重複障がいのある子供への支援のポイント

#### <生活・学習場面>

- ◆注目する対象を分かりやすくする  
→探索活動の促進
- ◆多様なコミュニケーション手段（VOCA、スマートフォン等）を活用する  
→コミュニケーション活動の促進
- ◆本人の意思表出を尊重し、共に取り組みながら、主体的な活動を支える  
→共に取り組むよさや主体的活動の促進





# まずは、出会いのために！



「出会い」は、子供たちにとってワクワクしたものであると同時に、ドキドキしたものでもあります。先生との素敵な「出会い」になるために、充実した学校生活との「出会い」になるために、丁寧に新年度の準備をしましょう。

## ＜準備＞

- 出席簿
- 健康観察簿  
※交流学級の朝の会に参加している場合は、交流学級の観察簿にも名前を！
- 環境整備  
靴箱、傘立て、机、椅子  
ロッカー、廊下フック  
※使う使わないに関わらず、交流学級にも設置！
- 学年・学級通信
- 連絡帳
- 教科書
- 学級経営案
- 年間指導計画
- 時間割
- 学級(児童・生徒)名簿
- 家庭調査票
- 保健室関係  
健康診断票、健康カード  
身体測定記録簿
- 個別の指導計画
- 指導要録

## ＜確認＞

- 子供の様子  
※特性や指導上の留意事項について確認する。前年度撮影した写真や映像を見てイメージできるとよい。
- 通学方法、通学路
- 登校後の動き  
教師の迎え方  
昇降口から教室への子供の動き  
教室に入ってからの子供の動き
- 交流学級名
- 交流及び共同学習の内容や時間
- 所属委員会・クラブ
- 担任一人に対応できないときの対応方法  
※どのような時に、誰にが、どのように

### ～先輩の先生からのエピソード～

通常学級の担任であっても、新年度準備は大変なものでした。特別支援学級担任になっても同様でしょうが、何しろ勝手が違いました。学級通信の内容だけではなく、年間指導計画、時間割もどのようにつくっていったらよいか分かりませんでした。しかも、特別支援学級担任は校内に私一人・・・正直、焦りました。

分からないときには、分かる人に聞くしかありません。私は、近隣校の特別支援学級の先生に相談できるよう、校長先生にお願いしました。そこからはトントンと進み、近隣校におじゃまし、ベテランの先生から実際に使っているものを譲っていただいたり、年間計画や時間割の立て方を教えていただいたりすることができ、何だか元気が出てきました。

おかげで私は、焦った顔ではなく、笑顔で子供との「出会い」を迎えることができました。



環境整備



学校生活の中で、自分の教室は「我が家」です。ホッと安心できる教室、存分に活動できる教室を目指しましょう。

照明の調整や、外の風景・TVを隠すためのカーテン

黒板周りの掲示物や、板書内容を精選する

一日のスケジュールを文字や写真で掲示する

**障がい別の留意点**

**視覚障がい**

- ・歩行等の妨げになる物は置かない
- ・模様替えの際は、予告する
- ・適切に採光する

**聴覚障がい**

- ・音が反響しない環境にする

**知的障がい、自閉症・情緒障がい**

- ・気が散らないようにシンプルにする
- ・整理整頓のためラベルや写真を掲示する

**肢体不自由**

- ・移動等の妨げになる物は置かない
- ・机の角等の突起物にはカバーをする

**病弱・身体虚弱**

- ・心身を休めることができる場を設置する

教室環境の例

憩いの場や係活動の場として、観葉植物や生き物を育てる

日常的に使わない棚は、カーテン等で覆う

一人で学習したい時や、着替えの際、クールダウンの際に使う個別ブースを設置する

本棚の横にソファを置いて、くつろぎスペースとする

友達と関わったり、集団で作業をしたりする時に使うテーブルを置く

簡易マット等を敷いて、床に座ることができるようにする

～教室環境～

「特別支援学級って何だかおもしろそう。」「おひさま学級の〇〇さんと一緒に遊びたいなあ。」という声が、通常の学級に在籍する子供たちから聞こえてきたらうれしいですね。

休み時間等、遊びに来やすいような雰囲気や、学級の様子が分かる掲示が工夫されているとよいのではないのでしょうか。

もちろん第一に考えたいのは、特別支援学級に在籍する子供たちです。子供が安心できる環境であることも大切です。子供たちと一緒に作っていく教室という観点も大切です。

幼稚園や保育所の教室環境は、大いに参考になります。子供たちの安全を考える視点、子供たちが自分で取り組むことができるようにする視点(ロッカー等には氏名のほかに色やマークの補助)等、工夫がいっぱいあります。



始業式、入学式に臨む子供たちの心は、喜びや不安、期待や緊張でいっぱいです。それは、保護者も同様です。できるだけ、子供たちが安心して参加することができるよう、そして、担任との関係づくりの第一歩となるようにしましょう。



### 学校全体として確認しておきたいこと

- 子供の様子**  
※特性や、指導上の留意事項について確認する。幼稚園や保育園での様子も参考になる。前年度撮影した写真や動画を見てイメージするとよい。
- 通学方法、通学路**
- 登校後の動き**  
教師の迎え方  
昇降口から教室までの子供の動き  
教室に入ってからの子供の動き
- 交流学級名**
- 式前後の動き**  
待機の仕方、特別支援学級と交流学級にいる時間の区分  
保護者の動き等
- 入退場、呼名（入学式の場合）**  
支援者の有無、返事の仕方や支援の方法
- 式場の座席**  
支援者が支援しやすい場所、出入りしやすい場所  
視覚・聴覚的に刺激が少ない場所
- 交流学級の座席**  
支援者が支援しやすい場所、出入りしやすい場所  
視覚・聴覚的に刺激が少ない場所
- 担任一人に対応できないときの対応方法**  
※どのような時に、誰が、どのように対応するのか、教員間で共通理解が必要である。
- 新入学生以外の特別支援学級の子供たちへの支援**
- 配付物**  
※通常学級での配付物と、特別支援学級での配付物がある。重複や不足を避ける。



子供や保護者の不安を軽減するため、必要に応じてリハーサルをすることも考えられます。その中で、支援が必要な時間や場面はどこか、事前に把握することもできます。また、式に全て参加するのか部分的に参加するのか、保護者はどのように関わるのかなど、子供や保護者と相談しながら進めることも大切です。





指導要録や出席簿等は、法定表簿（公簿）として適切に処理し、整理しておく必要があります。また、その他の書類についても、子供の様子を次の担任に引き継いだり、担任以外の先生方に情報を伝えたりするために必要なものですので、整理しておきましょう。

## 法定表簿（公簿）

### 指導要録

指導要録の様式は、各学校の設置者が定めます。「学籍に関する記録」は、通常の学級と同じ様式ですが、「指導に関する記録」や「行動の記録」等では、より具体的に記述できる様式が多くあります。在学途中で特別支援学級に在籍することになった場合も「指導に関する記録」等は、その学年から整理する必要があります。詳しくは、各市町村教育委員会にご確認ください。担任の氏名については、子供の特性や運営上等により分けられている学級の担任ではなく、学籍上の担任の氏名を記載することになります。

### 出席簿

出席簿は、通常の学級と同じ様式のものを使用し、記載についても同じです。ただし、特別支援学級が2学級以上の設置校においては、1学級ごと（障がい種別で分かれている場合は障がい種別ごと）に作成する必要があります。

### 児童生徒健康診断票

健康診断票も法定表簿です。したがって、担任の欄は指導要録に準じて記載します。

### 教科用図書配当表

学籍にしたがって、障がい種別による学級ごとに記載します。

※通知表、健康観察簿、健康カード、身体測定記録簿、個別の指導計画、学級名簿は、法定表簿ではないので、実際に活用しやすいようにします。ただし、個別の指導計画は、特別支援学級に在籍する児童生徒については、作成し効果的に活用するものと学習指導要領に明記されています。

※就学奨励費(通学費や学用品購入費等の補助等があります)の手続きについて、保護者の希望を確認しながら、事務室や市町村教委と連絡を取ることが必要です。



## 教科用図書(教科書)



特別支援学級の教科書は、教育目標や各教科等の指導内容を十分に吟味し、子供一人一人の発達の状況や障がい特性、教科別の指導と生活との結び付き、1年間の学習に耐えうる内容であることなどを大切にしながら、適切なものを準備しましょう。

教科書とは「学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として用いられる図書」と定められています。

特別支援学級においても「文部科学大臣の検定を受けた教科用図書」又は「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」を使用しなければなりません。また、これらを使用することが適当でない児童生徒には、教科用図書以外の絵本等の一般図書を教科書として使用することを認めています。ただし、特定の題材等を取扱っている図書、図鑑、辞書、練習帳、問題集等は教科用図書としては不適切であり、使用できる絵本等の一般図書は、教科書採択によって決められています(市町村教育委員会にお問い合わせください)。

### 教科用図書の採択について

#### 当該学年用検定教科書(通称：検定教科書)

使用に適さない場合は、下学年用教科書(中学校で使用する下学年には小学校用も含む)が認められています。検定教科書には、教科書発行者等による拡大教科書もあります。

#### 文部科学省著作教科書(通称：著作教科書)

著作教科書には、特別支援学校視覚障害者用、聴覚障害者用、知的障害者用があります。

特別支援学校 知的障害者用は、「☆本(ほしぼん)」と呼ばれています。「☆本(ほしぼん)」は、特別支援学級担任が参考のため購入したり、特別支援学級で教科書として実際に使用したりしている場合があります。



数学☆☆☆☆

#### 学校教育法附則第9条の教科書(絵本等の一般図書)

文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができます。

※読み書きに困難がある児童生徒向けに、音声教材(「マルチメディアデイジー教科書」「Access Reading」等)を文部科学省から委託を受けた団体が作成しています。→p. 39「ICT活用」

### ～生活に結び付いた教科別の指導～

教科別の指導に当たっては、学習指導要領における各教科の内容を踏まえ、児童生徒の実態に合わせて行う必要があります。学習活動にねらいをもたせ、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導していきます。このことは、特別支援学校学習指導要領においても、大切にされています。決して、該当学年の教科書をかみ砕いて教えるだけでは不十分です。



## 6 時間割の作成



時間割は、子供の実態から指導目標を設定し、指導形態(領域や教科等)の決定や時数配分を行ってから作成することが望ましいです。昨年度の時間割の作成理由等を捉えた上で、その良さは引き継いだり、子供の実態に応じながら柔軟に修正したりしていきましょう。

小・中学校の特別支援学級は、障がいのある子供たちを対象としていますので、通常の学級で行われる教育課程をそのまま適用できないケースがあります。そこで、学校教育法施行規則において、特別な教育課程を編成することが認められています。特別な教育課程を編成することにより、主に次のことが可能になります。

内 容	概 要
各教科の内容	下学年の内容や知的障がい特別支援学校の各教科の内容に替えることができる
授業時数、総授業時数	各教科・領域等の授業時数は、弾力的な取扱いができる ※総授業時数は、小・中学校と同じ
各教科等を合わせた指導	各教科等を合わせた指導ができる(知的障がい特別支援学級)
自立活動の指導	特別に設けられた領域の指導ができる
教科用図書	他の適切な教科用図書を使用できる

☆ 実際の時間割作成にかかわっては、「第3章 適切な指導と必要な支援」を参照してください。

☆ 総合的な学習の時間(小学校第3～6学年、中学校)は、特別支援学級においても児童生徒の実態に応じて適切な時間を設定します。

☆ 外国語活動は、特別支援学校の学習指導要領を取り入れている小学校特別支援学級の場合には、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができます。

### 小学校 知的障がい特別支援学級時間割(例)

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導(朝の会、係活動等)				
2	算数	算数	算数	算数	自立活動
3	生活単元学習				
4	国語	国語	国語	道德	学級活動
5	体育	体育	図工	音楽	体育
6	クラブ	家庭	図工	委員会	総合的な学習の時間



生活の中心となる生活単元学習等を帯状に設定することにより、学校生活にまとまりをもたせることができます。



特別支援学級も、一つの学級集団です。

各教科等を合わせた指導のよさとして、学級の子供たちが、ある一つのテーマや目的に向かって、友達と関わり合いながら、活動することが挙げられます。

学級全員で取り組む学習では、学習の目標を踏まえつつ、一人ひとりの実態に応じた活動内容を設定していくことが大切です。

### 時間割作成の手順例

手順	内 容
1	学級や児童生徒の実態等を捉え、各教科や各教科等を合わせた指導の中から、学級全員で取り組むものや時数を決める。
2	年間標準授業時数を勘案しながら、各教科や自立活動、各教科等を合わせた指導の時数を計算し、週当たりの時数を決める。
3	学級全員で取り組む各教科等を合わせた指導を時間割に設定し、通常の学級の教育課程を編成する主務者(副校長や教務主任等)に報告する。
4	通常の学級の教育課程を編成する主務者に、交流学級の時間割を調整してもらったり、中学校においては特別支援学級担当者の他学級での指導等を調整してもらったりする。
5	特別支援学級と交流学級の時間割案を突き合わせながら、お互いの学級の教科等の時間を時間割に設定し、時間割を完成させる。

### ～テーマのある学校生活を！～

「自立」という視点で考えると、場を同じくすることだけを教育的意義として、多くの時間を交流学級で過ごすことについては、再考する必要があります。目の前の子供の「自立」にとって、本当に必要な教育内容は何か、指導すべきことは何かを大切にしていきましょう。



## 4月はじめの活動



4月はじめは、1日の流れや1週間の学校生活の流れを確認すること、教師や友達との心地良い関係をつくるのが大切です。

### 学校生活の流れ(1日の流れ、1週間の流れ)

子供が、学校生活で自分から活動することができるようになるためには、学校生活の流れをつかむことが大切です。

1日の流れでは、登校後にランドセルを置いたり連絡帳を出したりすることから、特別支援学級での係活動、朝の会の進め方、交流学級への行き方、給食の準備の仕方、清掃の場所や仕方、帰りの準備、帰りの会の進め方等、様々な活動があります。

子供が、実際の活動を通して1日の流れを理解することができるように、ゆったりとした気持ちで向き合っていきましょう。

1週間の流れでは、月曜日は全校朝会、火曜日は朝読書のような曜日毎の朝の活動、業間休みの過ごし方、曜日毎の下校時刻、保護者が迎えに来る曜日、金曜日に持ち帰る物は何かなどを確認できるとよいでしょう。子供から「今日は木曜日なので～～します。」という言葉や行動が表れるような支援を目指しましょう。

### 教師や友達との心地よい関係

4月はじめは、教師や友達との心地よい関係づくりが最も大切です。以下の表を参考にして、じっくりと子供と向き合っていきましょう。

また、子供と向き合うことは、その子供を深く理解することにつながります。そこで知り得た子供の姿を指導計画に生かしていくことにより、より具体的な目標や手立てを設定することができます。

さらに、子供の具体的な姿や、教師が立てた指導計画を保護者に伝えていくことにより、教師と保護者との関係構築につながっていきます。

関係づくりの活動例

活動内容	具体的活動
数的かかわり	トランプ、ボウリング、ドミノ、すごろく
言語的かかわり	カルタ、ひらがな、読み聞かせ
運動的かかわり	鬼ごっこ、ボール蹴り、ブランコ、トランポリン
その他の遊び	ごっこ遊び
昨年度の行事写真を基にして1年間の見通しがもてる掲示物づくり	写真の糊付け、行事名の記入、飾りつけ
誕生日列車等の掲示物づくり	自分の似顔絵・誕生日・名前の作成
栽培	花や野菜の苗植え、プランターへの移植



特別支援学級に在籍する子供たちの力や個性を校内や地域で発揮できるようにするためには、校内の先生方や全校の子供たち、地域の方々が、特別支援学級の子供たちの良さを理解することが大切です。

**職員会議での共通理解**

職員会議で、子供たち一人一人の様子について話してみよう。

**学年会での情報交換**

それぞれの学年会に入って、情報を交換してみよう。

**資料の配付**

研修会で学んできた資料を、机上に配ろう。

**学年行事**

各学年の行事に参加しやすいように、交流学級の先生からも保護者に声をかけてもらおう。

**授業の公開、研究会**

子供たちが学習している様子を見てもらおう。

**地域人材の活用**

そば打ちの仕方をお店の人に教えてもらおう。

**廊下掲示の工夫**

学習の様子を廊下に掲示しよう。

**学習活動への協力依頼**

生活単元学習で食堂を開いて、交流学級の先生方に来てもらおう。

**校報の活用**

校報に記事を載せてもらおう。



**学年通信の活用**

学年通信に、スペースをもらって特別支援学級の子供たちのことを載せてもらおう。

**教室の開放**

休み時間は、教室を開放して、いろいろな子供たちが遊びに来られるようにしましょう。

**地域の公共施設整備**

公民館の花壇整備の手伝いをしてみよう。

**昼の放送の活用**

子供たちが学習している様子を、昼の放送で紹介してもらおう。

**作物の販売**

畑で穫れた野菜を職員室で売ってみよう。

**ミニ発表会の開催**

ミニコンサートを開いて、子供たちが練習した曲を披露しよう。

**TTの弾力的運用**

私は体育が得意だから、交流学級での学習のときに、時々T1で学習を進めることを交流学級の担任に提案してみよう。

**飛び込み授業の実施**

特別な支援が必要な子供たちの理解について、交流学級で授業をしよう。

**交流学級の友達を招待**

育てたサツマイモでお菓子を作って、交流学級の友達を招待しよう。

**校内での活躍**

学校のためになるようなことをみんなで考えて、実行してみよう。

～おまちどおさま！出前です～

生活単元学習「お弁当屋さんを開こう」のときのことで。子供たちは、プレイルームにお店を開いて、自分たちが調理したお弁当をお客さん（校内の先生方や保護者）に販売しました。あらかじめ、注文をとり予定数を確認していたのですが、閉店になってもお弁当が2個残っていました。確かめてみると、交流学級の担任の先生が、プレイルームに来られなかったようです。その状況を知った子供が「出前しよう！」と提案しました。その後、自分たちが作ったお弁当を大事そうにもち、交流学級へと出前をし、二人の先生からほめられていました。その様子を見ていた交流学級の子供たちは、先生からあらためて学習の内容やがんばりを聞き、大きな拍手を送ってくれました。

特別支援学級担任の1年間

特別支援学級担任の年間スケジュールは、各市町村あるいは学校によって異なります。以下に示した年間予定は、あくまでも例示です。子供たちの成長のために、自分のスキルアップのために、研修を位置付けながら進めていきましょう。



～授業勝負！～

子供たちは、一つ一つの行事を終えるごとに成長していくものです。そして、達成感を得た子供たちは、次なる目標を見いだしながら取り組むことができるようになります。それ以上に、日々の授業における存分な活動や達成感こそが、子供たちの主体的な活動につながります。学校生活全体を考えると、行事の時間より、授業時間の方が圧倒的に多いのですから・・・やっぱり授業勝負！なのです。

特別支援学級担任の年間予定(例)

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
学習・行事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学式</li> <li>始業式</li> <li>参観日</li> <li>家庭訪問</li> <li>交通安全教室</li> <li>各種健康診断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行</li> <li>学級懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内特別支援学級合同運動会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内合宿</li> <li>1学期目標達成パーティー</li> <li>個別面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み思い出集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋の遠足</li> <li>親子行事 (PTA主催行事)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動会</li> <li>地域探検</li> <li>運動能力テスト</li> <li>職場体験実習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内特別支援学級合同作品展</li> <li>近隣校の特別支援学級との交流及び共同学習</li> <li>就学予定者の健康診断等実施</li> <li>校内授業研究会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内特別支援学級合同学習発表会</li> <li>クリスマス会</li> <li>2学期目標達成パーティー</li> <li>個別面談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬休み思い出集会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スキー教室</li> <li>学級懇談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>卒業式</li> <li>修了式</li> <li>予餞会</li> <li>1年間がんばったね集会</li> </ul>
学級事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>準備 (※第2章①参照)</li> <li>確認 (※第2章①参照)</li> <li>予算の確認</li> <li>教材教具の整備</li> <li>教育課程の編成</li> <li>交流学級担任との連絡会</li> <li>福祉制度確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の指導計画作成</li> <li>教育課程の提出</li> <li>就学奨励費等の手続き</li> <li>通知表の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書展示会 閲覧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水泳学習に関する調査</li> <li>夏休みの課題等作成</li> <li>通知表作成</li> <li>個別の指導計画評価</li> <li>会計報告書作成</li> <li>夏休み行事把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1学期の指導記録分析</li> <li>2学期の計画立案</li> <li>次年度教科書採択</li> <li>教育支援委員会資料の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場体験実習計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運動能力テスト分析</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場体験実習事後処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スキー学習に関する調査</li> <li>冬休みの課題等作成</li> <li>通知表作成</li> <li>個別の指導計画評価</li> <li>会計報告書作成</li> <li>冬休み行事把握</li> <li>教育支援委員会への報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3学期の計画立案</li> <li>引継ぎ資料作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級経営反省</li> <li>卒業・修了関係事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の指導計画評価</li> <li>会計報告書作成</li> <li>引継ぎ</li> <li>春休みの課題等作成</li> <li>春休み行事把握</li> <li>次年度計画</li> </ul>
教育相談・就学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内教育支援委員会</li> <li>校内対象児童生徒の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内教育支援委員会</li> <li>校内特別支援教育委員会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>校内教育支援委員会</li> <li>校内特別支援教育委員会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>校内教育支援委員会</li> <li>校内特別支援教育委員会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>就学予定者確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内教育支援委員会</li> <li>校内特別支援教育委員会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>校内教育支援委員会</li> <li>校内特別支援教育委員会</li> </ul>	
研究会・研修会等		<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県きこえ・ことば・LD等教育研修会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県病弱・虚弱教育研究大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全日本盲学校教育研究大会</li> <li>東北盲学校教育研究大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国病弱虚弱教育研究協議会</li> <li>全国肢体不自由教育研究大会</li> <li>全国公立学校きこえ・ことば・LD等教育研究協議会全国大会</li> <li>東北地区病弱虚弱教育研究大会</li> <li>岩手県情緒障がい研究会研修会(夏季)</li> <li>全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会全国研究協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全日本聾教育研究大会</li> <li>全日本特別支援教育研究連盟全国大会</li> <li>東北地区肢体不自由教育研究大会</li> <li>岩手県病弱・虚弱教育研究大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国肢体不自由教育研究協議会</li> <li>東北盲学校教育研究大会</li> <li>東北特別支援教育研究大会</li> <li>東北聾教育研究大会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県きこえ・ことば・LD等教育研究大会</li> <li>岩手県情緒障がい研究会研修会(冬季)</li> <li>岩手県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会研修会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県教育研究発表会</li> <li>全国情緒障害教育研究大会</li> </ul>		
	<p>各地区研究会 教育センターによる希望・随時・要請研修等</p>											



年間指導計画を作成するに当たっては、子供たちの実態に即し、教育目標である「自立」の達成に適した指導の形態を考え、小学校学習指導要領や特別支援学校学習指導要領の教育内容を参考にして、生活に結び付いた具体的な指導内容を考えていきます。

小学校 知的障がい特別支援学級 年間指導計画(例)

指導の形態		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	・あいさつ ・衣服の着脱 ・排泄 ・規則正しい生活 ・食事のマナー ・身体の清潔 ・整理整頓 ・集団生活の大切さ ・各種行事への参加 ・正しい話し方 ・気候と服装 ・風邪の予防 ・身だしなみ ・集団生活と役割											
	生活単元学習	●「青空カフェをひらこう」											
		・土づくり、苗や種の選定	・苗、植ええ ・水やり、草取り	・観察 ・収穫	・畑じまい	・次年度の作付け計画							
教科別の指導	国語	・新しい友達・運動会	・楽しかった遠足・ものの名前	・招待状を作ろう	・お話大好き	・料理の本を作ろう	・文集を作ろう						
	算数	・全部でいくつ ・正しくお金を数えよう ・正しくはかろう	・時計を正しく読もう ・表やブラフを読み取ろう	・きれいな飾りを作ろう	・長さや広さを比べよう								
	音楽	・楽しく歌おう ・「 」を覚えよう ・「 」に挑戦しよう	・「 」を完成させよう ・「 」を覚えよう	・もうすぐ学習発表会 ・いろいろな楽器に挑戦しよう	・「 」を完成させよう								
	図工	・かきたいもの なあに ・楽しかった運動会 ・絵の具で ゆめもよう	・大きな花火 ・つないで つないで ・材料からひらめき ・すてきな夢明かり	・楽しく 写して ・カレンダーを作ろう									
	体育	・体づくり運動をしよう ・走ったり跳んだりしてみよう	・水と仲良し	・ボールと仲良し ・マット、トランポリンで遊ぼう	・雪と仲良し ・表現遊びをしてみよう	・ニュースポーツに挑戦しよう							

※自立活動は、個別に指導計画を立てて行います。詳細は、第3章の2を参照ください。



年間指導計画を作成するに当たっては、時期ごとに学校生活のテーマを設定し、そのテーマに基づきながら、教科別の指導を進めたり、各教科等を合わせた指導と関連させたりすることがポイントです。

よって、子供たちは、学ぶ必然性や目的意識をもって学習活動に取り組むことができます。



社会生活につなげる

それぞれの学習活動が、社会生活を過ごすために必要な要素・内容とどのように関わっているのかを考えることは、大切な視点です。

特別支援学校学習指導要領の生活科(小学部)や、職業・家庭(中学部)の内容が参考になります。ただし、これらの内容を扱うに当たっては、訓練的にならないように留意しなければなりません。

中学校の年間指導計画を作成するに当たっても、小学校におけるポイントと同様ですが、進路に関わる取組も重要になってきます。



～進路指導～

進路指導においては、生徒の主体的な進路選択が大切です。そのためには、労働関係機関等と連携を図り、適切な時期に必要な情報を提供することが重要です。また、高等学校や特別支援学校の高等部に進学する生徒であっても、将来のためにどこで何を学ぶのかといった目的意識をもつことが大切です。進学だけが目的ではなく、将来の社会自立こそが大切な目的なのです。

中学校 知的障がい特別支援学級 年間指導計画(例)

指導の形態	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	・挨拶、礼儀、服装 ・学校生活のきまり ・交通安全	・規則正しい生活 ・生活のリズム ・食事のマナー	・身体の清潔 ・交通機関の利用 ・夏型の服装	・夏の過ごし方 ・プールの利用 ・基本的生活習慣	・夏休みの様子 ・友達付き合い ・公共施設の利用	・自分の仕事、責任 ・整理整頓	・集団生活の大切さ ・各種行事への参加 ・交流会	・室内での遊び ・正しい話し方 ・暖房器具の扱い方	・冬の衣類 ・風邪の予防 ・家庭での役割	・お金の使い方 ・身だしなみ ・挨拶と返事	・集団生活と役割	・一年間のまとめ
	生活単元学習	●市内散策をしよう ・地図で市内調べ ・公共交通機関の使い方 ・散策計画 ・市内散策 ・散策のまとめ ・発表 ・散策に関する掲示作り ・次年度に向けて											
	作業学習	●牛乳パックコースターを作ろう ・牛乳パック集め ・作業分担 ・コースター作り ・文化祭展示 ・ラッピング ・校内販売会 ・売上計算 ・まとめ											
教科別の指導	国語	・自己紹介 ・話の聞き方 ・生活ノートの書き方	・住所、氏名、 ・話し方、日記 ・作文、読書、 ・やさしい漢字	・文の書き方 ・伝言、報告	・電話の応対 ・暑中見舞 ・作文	・夏休みのこと ・交通標識 ・夏休みの感想文	・漢字、標識 ・職場体験実習作文 ・壁新聞	・近くの建物や店 ・劇、脚本読み ・正しい会話	・市内の地名の漢字 ・職業名等の漢字	・年賀状の書き方 ・カルタ ・漢字 ・文章	・手紙の書き方、 カルタ、読み ・作文 ・漢字	・私の家族、 ・読み、書き ・履歴書 ・諸届	・丁寧な話し方 ・挨拶返事 ・一年間のまとめ
	社会	・校内のくらし ・校内のしくみ ・校内のきまり	・身近な地域 ・学校のまわり ・地域	・地域の歴史 ・地域の地理 ・地域の産業	・県の歴史 ・県の地理 ・県の産業	・働く人々 ・職場見学 ・家族と親せき ・地域の人々	・商店街の利用 ・東北地方の地理	・病院の利用 ・役所の仕事	・公共施設 ・警察、銀行、消防 士の仕事	・公共施設 ・政治と選挙 ・郵便局の仕事	・日本各地のくらし ・働く人々	・国のきまり ・交通機関 ・家族の役割	・一年間のまとめ
	数学	・1位数加法 ・加法、減法 ・時間の計算	・1位数加法 ・時計 ・乗法	・時刻と時間 ・お金 ・金銭処理	・温度計 ・体温計 ・表とグラフ	・お金の計算 ・小遣い帳 ・収入と支出	・長さ、重さ ・時刻と時間 ・重さの単位	・買い物練習 ・お金の計算 ・分数、少数	・大小の数 ・金銭実務 ・量の計算	・電卓の利用 ・図形 ・割合計算	・電卓で計算 ・金銭実務 ・四則計算	・買い物練習 ・貯金 ・お金と通帳	・計算、お金等のまとめ ・一年間のまとめ
	理科	・春の植物 ・温度、機構 ・身体検査結果	・植物の生育 ・花を育てる ・身体各部分 ・気温	・体の仕組み ・食物と栄養 ・病気のこと	・食品の衛生 ・気温と太陽 ・血液と汗	・病気の予防と治療 ・水の利用 ・熱と光	・季節の変化 ・自然災害 ・台風 ・秋の野山	・秋の気候 ・有害食品と公害 ・健康な生活	・いろいろな動植物 ・星と月 ・四季の変化	・冬の気候 ・流感の予防 ・火器の取り扱い ・水と氷	・冬越しと気温 ・冬の日光 ・雪と氷	・電気と電池 ・電気器具の取扱い ・水と氷	・日本の風土気候と 地域の様子
	音楽	・全校、学年合唱練習 ・校歌 ・応援歌											
	美術	・写生 ・自分や友達の顔	・紙粘土 ・紙工作	・ちぎり絵 ・紙粘土	・七夕かざり ・夏の風景	・人物画 ・共同制作	・共同制作	・工作 ・スタンドグラス	・工作 ・版画	・カレンダー ・年賀状の絵	・冬の景色 ・立体画	・立体画 ・切り絵	・切り絵
	保健体育	・ラジオ体操 ・ボール運動 ・陸上競技	・陸上競技 ・ゲーム ・体力測定	・ボール運動 ・梅雨と健康	・水泳 ・夏の生活	・水泳 ・体力測定	・球技 ・マット運動 ・フットベースボール	・マット運動 ・球技	・マット運動 ・長距離走 ・ユニホック	・室内球技 ・ラグビー ・ユニホック	・室内球技 ・ユニホック ・スキー	・室内ゲーム ・スキー	・室内ゲーム
	外国語	基本的な挨拶、アルファベット、単語の読み書き、英語の歌、英語を使ったゲーム、身の回りの英語探し 身回りの英語探し 英語で表現しよう(好きなこと、好きな物 等) 簡単な英会話を楽しもう											

※自立活動は、個別に指導計画を立てて行います。詳細は、第3章の2を参照ください。

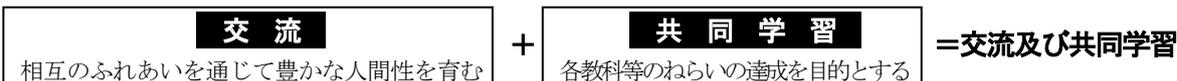


# 交流及び共同学習



障がいのある子も障がいのない子も共に学び、共に育つ共生社会を目指し、子供たちが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、交流及び共同学習が重要になってきます。

交流及び共同学習は、特別支援学級の子供たちにとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の子供たちや地域の人たちが、障がいのある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会でもあります。



## 形態

- 校内・・・子供が在籍している学校内の通常の学級との交流
- 学校間・・・近隣校の特別支援学級や通常の学級、特別支援学校との交流
- 地域・・・学校の所在地域の団体や住民等との交流
- 居住地校・・・自宅の所在地域の学校との交流
- 居住地・・・自宅の所在地域の団体や住民等との交流



## 種類

- ◆ 直接的な交流及び共同学習  
教科学習の時間や学校行事、給食、清掃、クラブ、放課後や休日の活動、地域花壇への水やり、飲食店店主による料理教室等、ICTを活用した交流も含め直接的に子供たちが関わる活動です。
- ◆ 間接的な交流及び共同学習  
校内に学習の様子や作品を掲示することや、動画の視聴、手紙のやり取り、学級通信への掲載、行事等の案内等を介して行う活動です。

## 交流及び共同学習を推進していくためのポイント

- ☆ 事前の打合せによる関係者の共通理解
  - ・ 両者のねらい
  - ・ 対象となる子供の様子等
- ☆ 無理なく継続的に続けるための指導計画
  - ・ 参加しやすい環境づくり
  - ・ 対象となる子供の実態
  - ・ めざす姿の事前理解
- ☆ 交流及び共同学習の実践
  - ・ 安全の確保
  - ・ 主体的に取り組める活動や環境設定
- ☆ 事後学習
  - ・ お互いの理解やお互いへの関心の深化と期待

特別支援学級の子供たちにとって、交流及び共同学習は大切なものですが、関わることだけを目的としたり、通常の学級の先生に指導をお願いしたりするだけでなく、ねらいや手立てをしっかりと確認して指導・支援していく必要があります。



Q 「交流籍」ってなんですか

A 特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒は、居住地の小・中学校に保護者の希望で副次的な籍を置くことができます。この副次的な籍を岩手県では「交流籍」と名付けました。

居住地校での交流及び共同学習を通して、共に学び合い、認め合い、支え合って生きていくことの大切さを学びます。

(特別支援教育指導資料No.41「交流及び共同学習ガイドブック」岩手県教育委員会 参照)



# 13 個別の教育支援計画・個別の指導計画と引継ぎシート



## 個別の教育支援計画

個別の教育支援計画は、障がいのある児童生徒等に対し、学校が中心となって作成する、生涯にわたる支援の方針を示す計画で教育・福祉・医療などの関係機関と連携しながら、切れ目なく支援を継続するためのツールです。就学前の支援計画を引き継いだり、進学先へ支援内容を伝えたりするためにも活用されています。

本人及び保護者の意向を踏まえ、在籍校のみならず、医療や福祉機関等で実際にどのような支援が必要で、実践可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述します。

### 【個別の教育支援計画例】

個別の教育支援計画の参考様式 別添1

【プロフィールシート】

1. 本人に関する情報

①氏名	フリガナ	②性別		③生年月日	
④園・学校名		⑤学年・組			
⑥学校長名					
⑦学びの場	<input type="checkbox"/> 通常の学級				
	<input type="checkbox"/> 通級による指導 (自校・他校・巡回) 障害種別:				
	<input type="checkbox"/> 特別支援学級 障害種別:				
⑧障害の状態等	<input type="checkbox"/> 特別支援学校 障害種別:				
	主障害		他の障害		
	診断名	手帳 (年 月交付)	等級	手帳 (年 月交付)	等級
⑨教育歴 (在籍年月日)	幼稚園等	園名:	(○年○月○日～○年○月○日)		
	小学校段階	学校名:	(○年○月○日～○年○月○日)		
	中学校段階	学校名:	(○年○月○日～○年○月○日)		
	高等学校段階	学校名:	(○年○月○日～○年○月○日)		
	調査名	実施機関	実施日	結果	備考
⑩検査	資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	資料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

個別の教育支援計画の参考様式

【支援シート (本年度の具体的な支援内容等)】

1. 本人に関する情報

①氏名

(フリガナ)

②学年・組

③担当者

担任	通級指導教室担当	特別支援教育 コーディネーター		
○○○○	●●●●	□□□□		

※ 本計画の作成 (Plan) ・実施 (Do) ・評価 (Check) ・改善 (Action) にかかわる全ての者を記入すること。

④願い

本人の願い

保護者の願い

⑤主な実施

学校・家庭 でのようす	得意なこと 好きなこと	
	苦手なこと	

※ 「苦手なこと」の欄には、学校生活、家庭生活で、特に支援を要している状況を記入すること。

2. 支援の方向性

① 支援の目標

② 合理的配慮を含む支援の内容

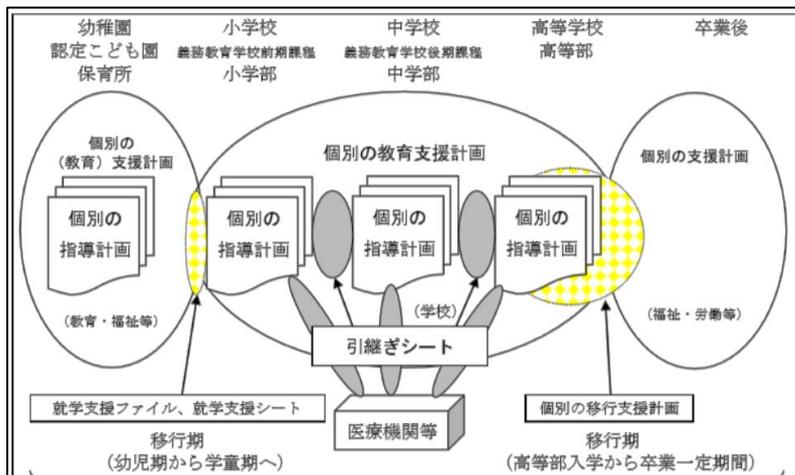
【プロフィールシートの一部】

【支援シートの一部】

※詳しくは、文部科学省 「個別の教育支援計画の参考様式」をご覧ください↓  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1340250\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm)



## 個別の教育支援計画と引継ぎシート



「引継ぎシート」と「個別の教育支援計画」等との関係イメージ (岩手県教育委員会 2019) から引用

※1 引継ぎシート <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/1028789.html>

引継ぎシート (※1) と個別の指導計画 (p. 36～) に加え、個別の教育支援計画に必要な内容を付け足した用紙等をファイリングすることで個別の教育支援計画と考えることができます。

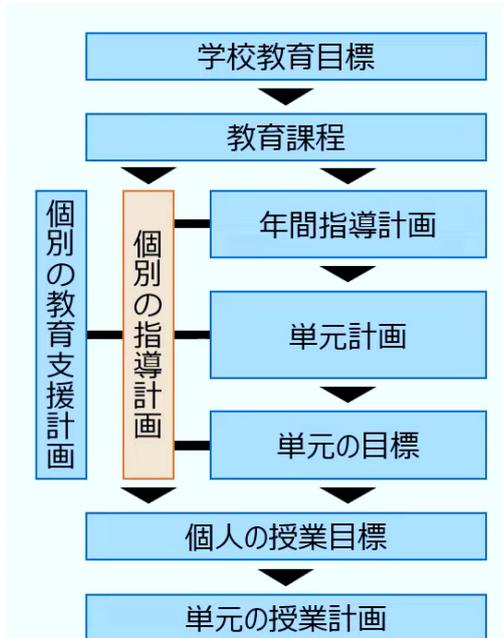




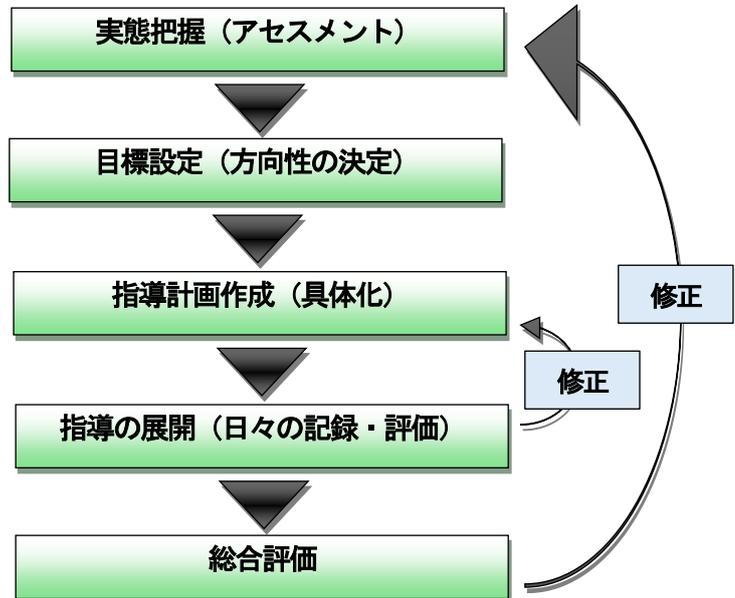
## 個別の指導計画

個別の指導計画は、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に個々の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んで作成される計画です。

### 【個別の指導計画の位置付け】



### 【作成プロセス】



引用・参考「個別の指導計画」(国立特別支援教育総合研究所)

<https://www.bing.com/videos/riverview/relatedvideo?q=e6%96%87%e9%83%a8%e7%a7%91%e5%ad%a6%e7%9c%81%e3%80%80%e5%80%8b%e5%88%a5%e3%81%ae%08c%87%e5%b0%8e%e8%a8%88%e7%94%bb&mid=568E55EA0CB9991BAAA7568E55EA0CB9991BAAA7&FORM=VIRE>

### 【個別の指導計画 (例)】

- タイプ1** 各教科等を合わせた指導や教科別の指導等をまとめた指導計画例  
学期毎に作成し、通知表の一部として活用することも可能

令和■■年度 1学期			
氏名 ■■■■		記入者●●●●●	
長期目標	1 身の回りの細かな部分に気付き、自分で取り組む。 2 自分の要求を相手に伝えることができる。 3 様々な活動をとおして、集中して取り組むことができる。 4 集団活動では、その場に応じた行動ができる。		
	短期目標 (長期目標との関連)	指導の手立て	評価
日常生活の指導	・脱いだ衣服をハンガーにかけることができる(1)	・ハンガーと衣服に同じ印を付ける。	・印を見ながら、ハンガーにかけることができた。
生活単元学習	・メモ帳作りでは、印刷した用紙を順番に並べることができる(3) ・買い物学習では、写真を見ながら同じ商品を選ぶことができる(4)		
国語	・身近な具体物と文字カードのマッチングができる。	・自分の持ち物や、教室内の物等の文字カードを準備する。	
各教科等を合わせた指導や、教科別の指導等をまとめて記入している個別の指導計画 (例)			

## ●タイプ2 自立活動の指導計画例 流れ図 (p. 49 参照) を基に記入

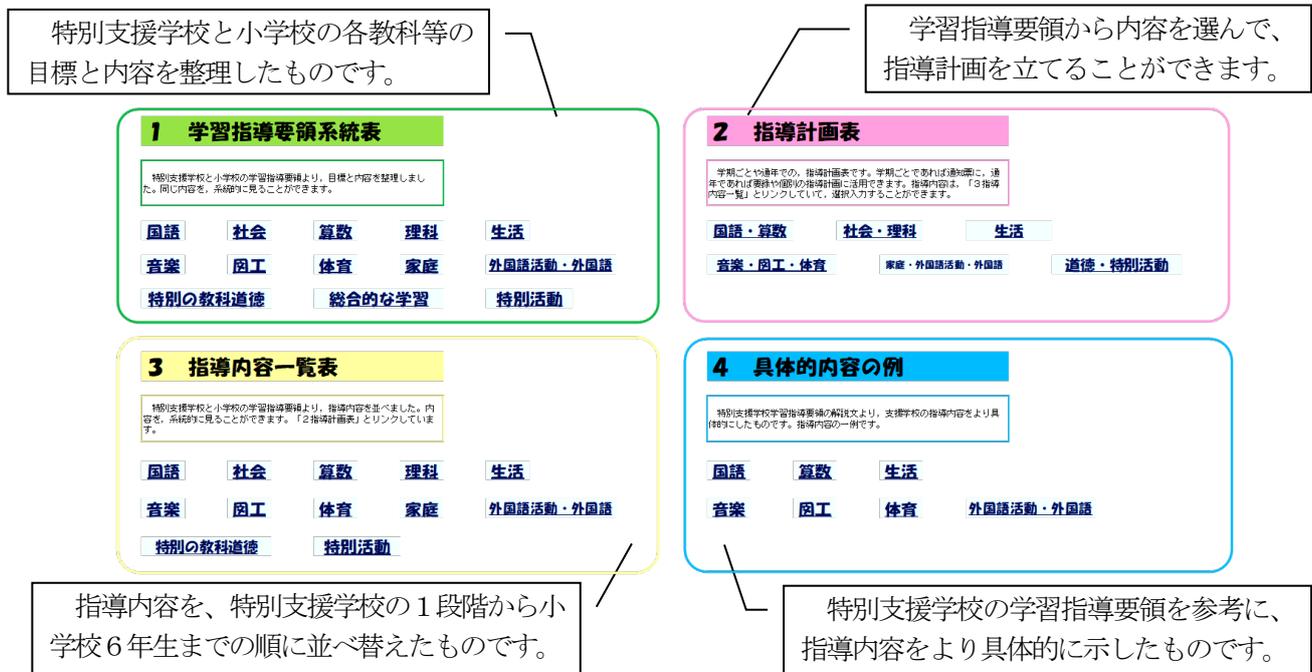
令和■■年度 1学期  
氏名 ■■■■ 記入者●●●●●

長期目標		主な指導の場	
教師や友達からの助言等を受けながら、落ち着いて順番を守ることができる。 心理的な安定 (1) (2)、人間関係の形成 (1) (2) (4)、コミュニケーション (2) (5)		・学習場面	
指導計画		指導結果	
学習面・生活面	・学習場面における〇〇活動において、順番を意識して並んだり、発言したりする。	変容と課題	・〇〇活動において、教師が示した写真カードの順番に従って、発言することができてきている。 ・順番の変更を受け入れることが難しいことがある。
手立て	・学習に見通しをもち、落ち着いて学習に取り組めるように、活動の流れや順番を文字や写真カードで示しておく。	手立ての評価	・写真カードを使った順番の提示は有効であった。 ・ひらがなは読めるが、文字の塊を単語として認識できていない。
来学期の方向	・学習場面における〇〇活動において、教師や友達からの助言を受けて順番を意識して並んだり、発言したりする。 活動内容は、写真カードと言葉を用いて提示する。 文字で示す場合は、言葉を添えて提示する。 順番を決める場面では、話合う活動を盛り込む。		

指導の方向性を記入している個別の指導計画 (例)

## 「授業づくり活用パック」

個別の指導計画を作成する際に、児童の実態に応じて、各教科の指導内容を明確にする必要があります。このソフトは、小学校特別支援教育における学びの連続性を踏まえた単元構成・授業づくりに焦点を当てています。このソフトを使用することにより、小学校の目標や内容と、特別支援学校の目標や内容を同時に見ることができたり、知的障がい特別支援学級の授業実践への見通しをもつことができたりします。



本ソフト「授業づくり活用パック」は、岩手県立総合教育センターWeb ページの教育支援相談担当のページ <https://www1.iwate-ed.jp/04kenkyu/210sien.html> R1\_知的障がい教育における教育課程の適切な実施に関する研究 (小学校特別支援学級) 補助資料からダウンロードできます。



通知表とは、学習や生活の様子を家庭に伝え、子供の成長につなげるものです。評価をして終わりではなく、今後の支援に生かす視点を持ち、保護者と共有することが大切です。

### 特別支援学級の通知表

特別支援学級の通知表は、いわゆる評定のみではなく、具体的な子供の成長を記述によって表すということも大切です。作成した個別の指導計画を、通知表の一部とすることもできます。

文章で評価する際は、3観点を踏まえた内容を記述することに留意します（下記参照）。また、通常学級の様式と併用が可能ですので、児童生徒の実態に合わせて利用することができます。

自閉症・情緒障がい特別支援学級の児童生徒は、通常学級の様式の使用を基本とし、自立活動は知的障がいの様式に記載します。

通知表は、法定表簿ではありません。様式は、学校独自で決めることができます。右図は、令和6年度から運用が開始されている統合型校務支援システム内の特別支援学級通知表（知的障がい）の様式例です。このような例を基に通知表を作成することも可能です。

学年	学期	氏名	氏名
1学年	1学期	2学期	3学期
2学年	1学期	2学期	3学期
3学年	1学期	2学期	3学期
4学年	1学期	2学期	3学期
5学年	1学期	2学期	3学期
6学年	1学期	2学期	3学期
7学年	1学期	2学期	3学期
8学年	1学期	2学期	3学期
9学年	1学期	2学期	3学期
10学年	1学期	2学期	3学期
11学年	1学期	2学期	3学期
12学年	1学期	2学期	3学期

学習の記録  
(高学年・通年)

学習の記録  
(低学年・学期毎)

通知表

#### 【通知表の記載例】

<国語>

- ・言葉遣いに気を付けて、立場の違う相手に電話で受け答えをすることができました。（知識・理解）
- ・同音異義語は、意味だけではなくアクセントにも違いがあることに気づくことができました。（思考・判断・表現）
- ・友達の観察カードを読みながら、お互いに感想を発表し合う様子が見られました。（主体的に学習に取り組む態度）

### 記入上の留意点

- ◆保護者と共通理解するために
  - ・専門的な用語を使用しないで、具体的に伝える
  - ・伝えたいことを精選して、適切な文章量で伝える
  - ・子供が見ても分かるような工夫をする
- ◆学んだことを家庭生活につなげるために
  - ・支援が必要な場合は、具体的な支援方法や支援の度合い、ポイント等を伝える
- ◆子供の成長を喜び合うために
  - ・「できる」、「できた」ことを中心に伝える





## 15 授業づくりに生かすICT活用

障がいのある子供一人一人の教育的ニーズに合わせた適切な教材等を活用することで、様々な困難を取り除いたり、減らしたりすることができます。ICTの活用は、子供たちの「もっとできるようになりたい」という思いを広げることにつながります。これらは、合理的配慮の実施を促進し、インクルーシブ教育システムの構築に大きな役割を果たします。



### 学習やコミュニケーションを支えるICT活用

ICT活用を有効にするためには、活用の目的を明確にすることが大切です。

例えば、「国語の学習で作品の気になる場面について感想を書く」ことがねらいの授業であれば、内容理解が必要になります。このとき、読むことに時間がかかり内容理解が難しいのであれば、下表①のように読み上げ機能を使うことが有効になります。

このように、目的に応じてICT活用を行っていくことで、子供自身が自らの学び方を身に付けることができるようになります。

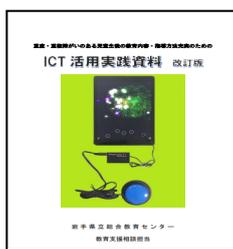
#### 【学習やコミュニケーションを支えるICT活用例】

①先生の話聞いて学習内容を理解できているが、教科書等の文章を読んで理解することが難しい	音声教材や端末の読み上げ機能を使い、文章を音声で聞くことにより学習内容を理解できる
②板書を書き写すことに時間がかかり、自己解決や話し合い活動に参加する時間がなくなる	端末のカメラ機能を使い、板書を写真として記録し、ノートに貼るなどする。書くことにかかっていた時間を軽減し、自己解決や話し合いに時間をかけることができる
③文字を書くことに時間がかかり、作文等で自分の考えや思いを伝えることが難しい	キーボードや音声で入力することにより、自分の考えなどを伝えることができる

(参考情報)



#### 岩手県立総合教育センター ICT活用に関するソフト及び資料



- 岩手県立総合教育センターHP>各担当>教育支援相談>手引・ソフト・資料等  
[https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)
- 岩手県立総合教育センターHP>研究>教科研究>全教科  
 >ICTを活用した学習活動の充実に関する研究実践事例集  
[https://www1.iwate-ed.jp/04kenkyu/01kyouka/114zen/r04\\_00\\_01\\_2.pdf](https://www1.iwate-ed.jp/04kenkyu/01kyouka/114zen/r04_00_01_2.pdf)



#### 音声教材の概要 (文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/20250618-app\\_dev04\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/20250618-app_dev04_1.pdf)





キャリア教育



【岩手のキャリア教育のねらい】

児童生徒が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路を選択し、社会人・職業人として自立するための能力を学校教育活動全体で計画的・組織的に育むこと。

本県のキャリア教育は、「総合生活力」と「人生設計力」を育てることを通して、児童生徒のキャリア発達を促すとしています。

※参考「いわてキャリア教育指針」（令和2年）

[https://www.pref.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/\\_001/031/141/r02\\_03shishinnkaiteibann.pdf](https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/031/141/r02_03shishinnkaiteibann.pdf)



総合生活力	「児童生徒が将来の社会人・職業人として自立して生きるために必要な能力」であり、市民生活、職業生活、家庭生活など、社会生活の様々な場面に適切に対応できる能力 (要素) 確かな学力、豊かな心、健やかな体
人生設計力	「児童生徒が主体的に人生計画を立て、進路を選択し、決定できる能力」であり、これまで中学校及び高等学校で行われてきた進路指導を更に充実させ、高等学校や大学等の卒業後を見据え、現実の社会を知り、望ましい勤労観・職業観を形成し、将来の人生設計を主体的に決定することができるよう、発達段階に応じて計画的に育成されるべき能力 (要素) 社会を把握する能力、勤労観・職業観、将来設計力

【小学校段階のキャリア教育】

児童が基本的な生活習慣や社会生活上の基礎基本を身に付けるとともに、社会や職業に対する興味・関心を高め、将来の夢や憧れをもち、努力する態度を培うなど、生き方の基盤をつくる時期

＜小学校におけるキャリア教育の目標＞（例）

- ・自己及び他者への積極的関心の形成・発展
- ・身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上
- ・夢や希望、憧れる自己イメージの獲得
- ・勤労を重んじ目標に向かって努力する態度の育成

＜小学校のキャリア発達課題＞（例）

低学年	中学年	高学年
①小学校生活に適応する。 ②身の回りの事象への関心を高める。 ③自分の好きなことを見つけて、のびのびと活動する。	①友だちと協力して活動する中でかわりを深める。 ②自分の持ち味を発揮し、役割を自覚する。	①自分の役割や責任を果たし、役立つ喜びを体得する。 ②集団の中で自己を生かす。

**【中学校段階のキャリア教育】**

中学校段階は、生徒が小学校段階で培った「総合生活力」を更に確かなものにするとともに、自己理解を一層深め、自己の可能性に気付き、自らの生き方を主体的に考える時期

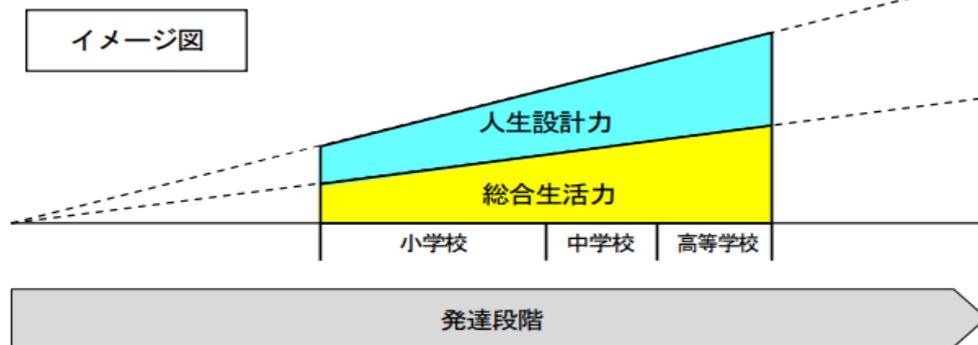
**＜中学校におけるキャリア教育の目標＞（例）**

- ・肯定的自己理解と自己有用感の獲得
- ・興味・関心等に基づく勤労観・職業観の形成
- ・進路計画の立案と暫定的選択
- ・生き方や進路に関する現実的探索

**＜中学校のキャリア発達課題＞（例）**

第1学年	第2学年	第3学年
①自分の良さや個性が分かる。 ②自己と他者の違いに気付き、尊重しようとする。 ③集団の一員としての役割を理解し、それを果たそうとする。 ④将来に対する漠然とした夢やあこがれを抱く。	①自分の言動が他者に及ぼす影響について理解する。 ②社会の一員としての自覚が芽生えるとともに、社会や大人を客観的にとらえる。 ③将来への夢を達成する上での現実の問題に直面し、模索する。	①自己と他者の個性を尊重し、人間関係を円滑に進める。 ②社会の一員としての参加には義務と責任が伴うことを理解する。 ③将来設計を達成するための困難を理解し、それを克服するための努力に向かう。

**キャリア教育における【総合生活力】【人生設計力】の位置付け**



キャリア教育においても障がいのある児童生徒一人一人の実態等に配慮することが大切です。その際、一人一人の個性や得意なことを生かした生活単元学習や職場体験、作業学習などの体験的な学びを取り入れ、児童生徒自身が自分の適性に気付けるように促すことが有効です。進路決定や出口指導に偏ることなく、「自分らしい生き方」の実現を支えていきましょう。

※参考「いわてキャリア教育指針」（岩手県教育委員会 令和2年）

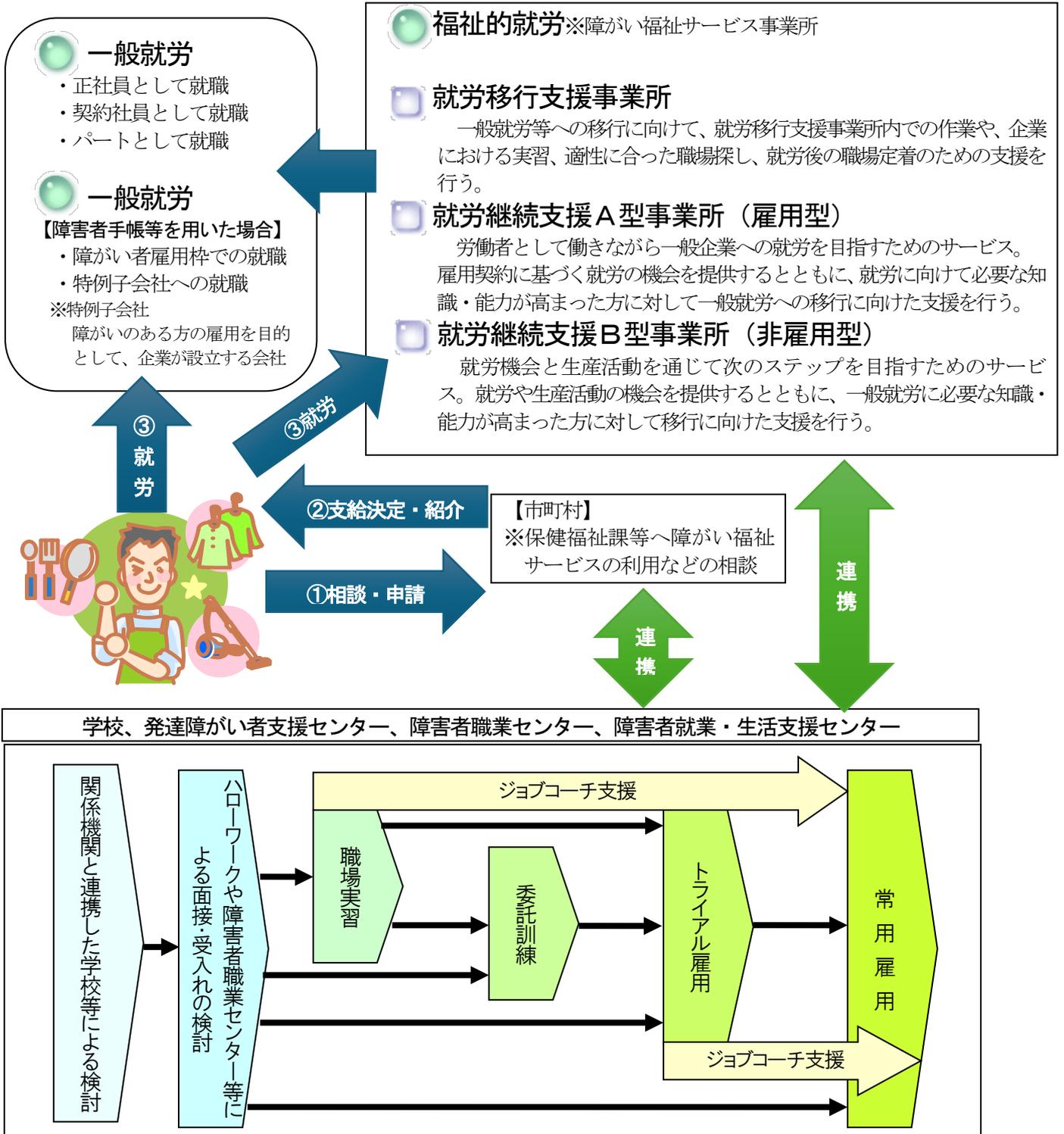
「特別支援教育リーフNo.13」（国立特別支援教育総合研究所 令和5年）



# 一般就労・福祉的就労

日々の授業を行うに当たっても、目の前の進路選択を考えるに当たっても、将来の就労を見据えた進路選択が大切です。そのためにも、保護者や本人と将来を見据えた相談を丁寧に行っていくことが必要です。

障害者総合支援法(2013、2021 一部改正)の施行に伴い、一般就労へ移行することを目的とした事業が創設され、働く意欲等がある方が企業などで働くことができるような雇用施策や支援体制の構築が進められています。





保護者との連携・協力は、子供の成長のための基盤です。共に子供の成長を願い、共に子供の成長を喜び、共に子供の将来について語り合える関係をつくりあげましょう。

### 子供が学校生活に存分に取り組んでいる姿や、 子供の成長を保護者に実感してもらいましょう

保護者は、学校生活の充実や背景にある先生方の努力を、子供の姿から感じ取ります。子供が「楽しかった」「明日も行きたい」「こんなことできたよ」と話してくれたり、学校の話で表情が明るくなったりするような学校生活を目指していきましょう。

また、子供が学校で学んだことを家庭生活で活用していることで子供の成長を実感してもらうことができます。そのためにも、家庭での様子を十分に把握して学習の内容に取り入れたり、成長の様子を適宜伝えたりしていきましょう。

家庭との連絡の取り方は、登下校時の送り迎え、連絡帳、学級通信、授業参観、懇談会、個別面談、学習会、家庭訪問、電話、個別の指導計画作成への参画など様々考えられます。



### 保護者の思いや願いを受け止めましょう

- ◆保護者の思いや願いを聞くことを大切にしましょう
- ◆保護者の気持ちを共感的に理解しましょう
- ◆保護者の言葉の背景を考えましょう
- ◆保護者の取組を認めましょう

(その子供の支援者としては、先生よりも先輩です)

### ～制限速度は40km/hです～

考えるよりも先に行動してしまい、バタバタと動き回ってしまう A 君。学習時間だけではなく、日常生活全般がそのような感じで、声をかけてもなかなか……。ある日、保護者と話していたとき、「A は、車が好きで、いつもミニカーで遊んでいるんですよ。」ということを知りました。そこで、バタバタと動き回っている A 君に対して、「教室の制限速度は 40 km/h です。」と伝えたところ、A 君は途端にゆっくりとした行動になりました。それから、物が散らかっているときには「レッカー車来るよ。」、ひそひそ声で話してほしいときは「ハイブリッドで」のように声をかけると、ニコニコしながら取り組むようになりました。保護者に感謝です。



就学先の決定においては、よりよい就学のために何が必要かといった具体的な支援内容・方法について、早期から相談を行い、保護者や対象児の意見を可能な限り尊重した上、総合的な判断をしていきます。また、就学後の教育支援についても十分に検討し、定期的に見直していく必要があります。



### 教育支援にかかわる動向

令和3年に発行された「障害のある子供の教育支援の手引」は、障害のある子供たち一人一人のニーズに応じた学びの充実を目指し、教育的ニーズの整理、就学に関するプロセス、障がい種ごとの対応などを詳述しています。具体的には、合理的配慮の提供や視覚障がいや聴覚障がいなどの障がい種ごとに適した教育的対応を示しています。

岩手県では「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）」を策定し、特別支援教育の充実を図っています。このプランは、早期からの一貫した教育支援体制の整備、卒業後を見据えた支援の充実、地域資源を活用した指導・支援の充実、多様なニーズに対応した教育環境の整備を目指しています。特に、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を重視し、障がいのある子供たちが地域で共に学び、共に育つ環境を整備しています。

また「就学事務手続きの手引」（令和7年度改訂版）【特別支援教育指導資料 No.42】において、特別支援教育を必要とする子供たちの就学手続きを円滑に進めるためのガイドラインを提供しています。この手引には、就学先決定までのプロセスや、就学先決定後の教育支援、就学事務手続きなどが示されています。

◇「就学事務手続きの手引」（令和7年度改訂版）【特別支援教育指導資料 No.42】

[https://www.pref.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_001/062/891/shugakujimutebiki\\_r7.pdf](https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_001/062/891/shugakujimutebiki_r7.pdf)



※参考資料

「教育支援のためのガイドライン」岩手県教育委員会(令和7年度改訂版)【特別支援教育指導資料 No.43】

### 就学先を決定する上での基本的考え

- ☆ 障がいのある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障がいのある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのある児童生徒等が障がいのない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じることが重要です。
- ☆ 市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障がいのある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重し、合意形成を図りながら、就学先を決定することが大切です。
- ☆ 就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学することができます。
- ☆ 市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「**教育支援委員会**」といった名称とすることが適当であると示されています。



## 校内委員会の在り方

多くの小・中学校には、特別支援教育についての校内委員会として、「校内教育支援委員会（校内就学支援委員会）」と「特別支援教育校内委員会」が設置されています。「校内教育支援委員会」では望ましい就学についての判断を行い、「特別支援教育校内委員会」では、支援が必要な児童生徒の情報共有をしたり、必要な支援について検討したりします。

この二つの委員会では、「望ましい支援とは何か、具体的にどのような支援をしているのか、またその結果どうであったかを踏まえる」という点などで協議事項の重なりが出てきます。したがって、各学校の実情に合わせてながら、二つの組織の取組内容を分担したり、同一の委員会として設置したりしながら、現実的・機能的な組織としていく必要があります。

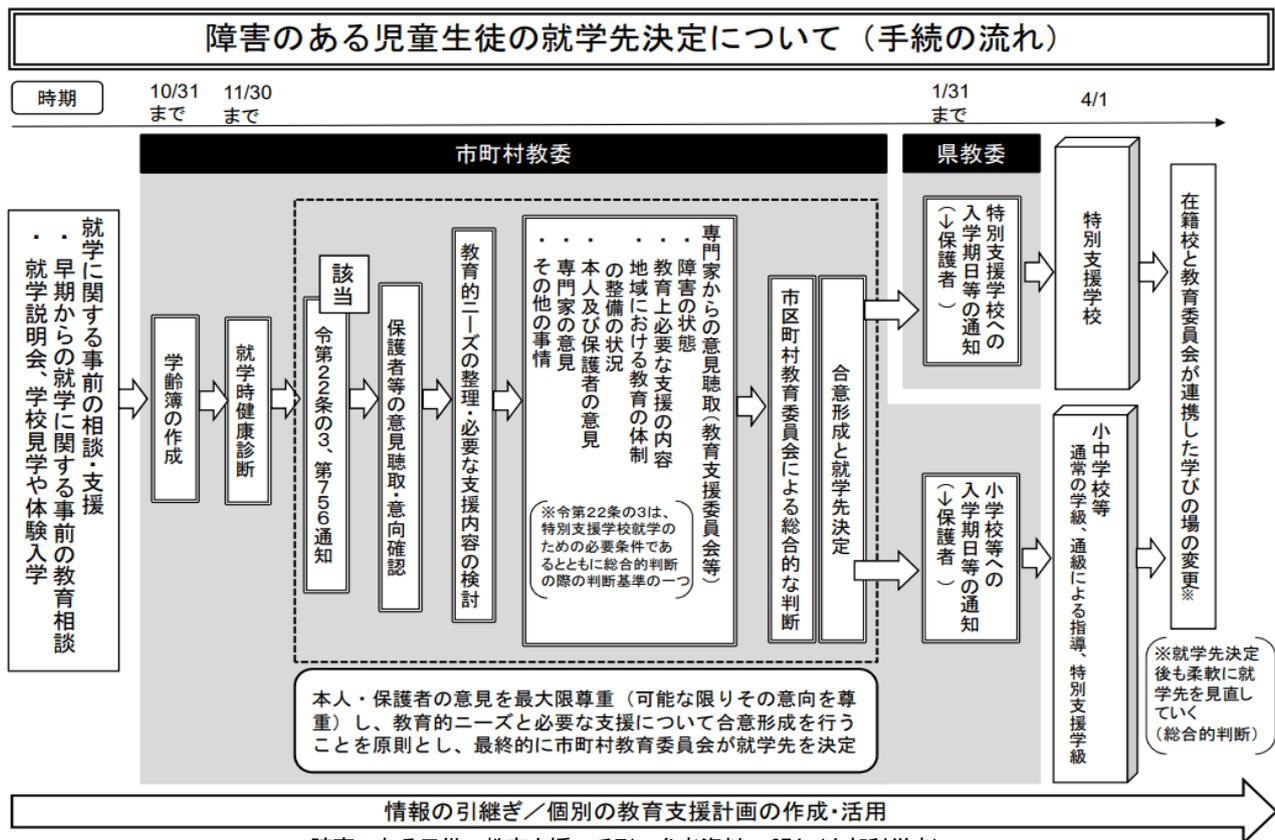


## 市町村における就学先の決定と教育支援

市町村における教育支援についての会議は、おおよその目安として、①年度当初の判断、②指導の経過を踏まえた判断、③年度末の判断の3回程度は行われています。したがって、各小・中学校では、市町村の教育支援の流れに基づいて進めていく必要があります。



## 就学先の決定の流れ



[https://www.mext.go.jp/content/20210701-mxt\\_tokubetu01-000016487\\_04.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210701-mxt_tokubetu01-000016487_04.pdf)



市町村独自に発行している手引があるかどうかをご確認ください。





# 1 特別の教育課程

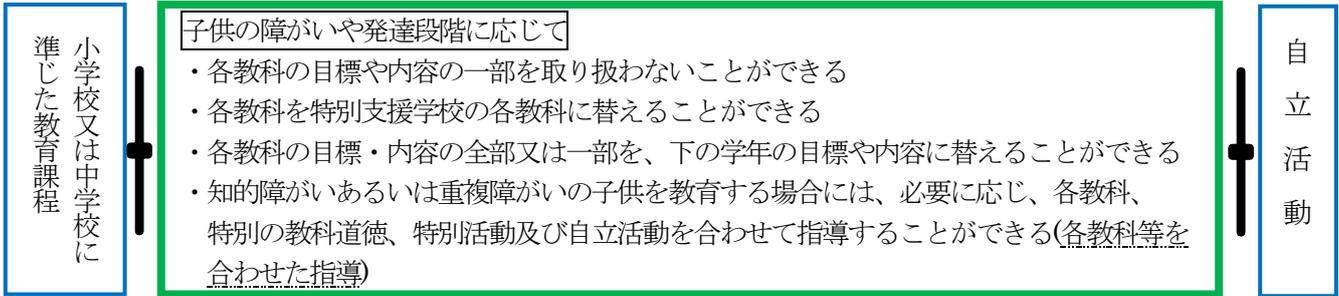


特別支援学級は、小学校又は中学校に準じた教育課程を基に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にすることができます。

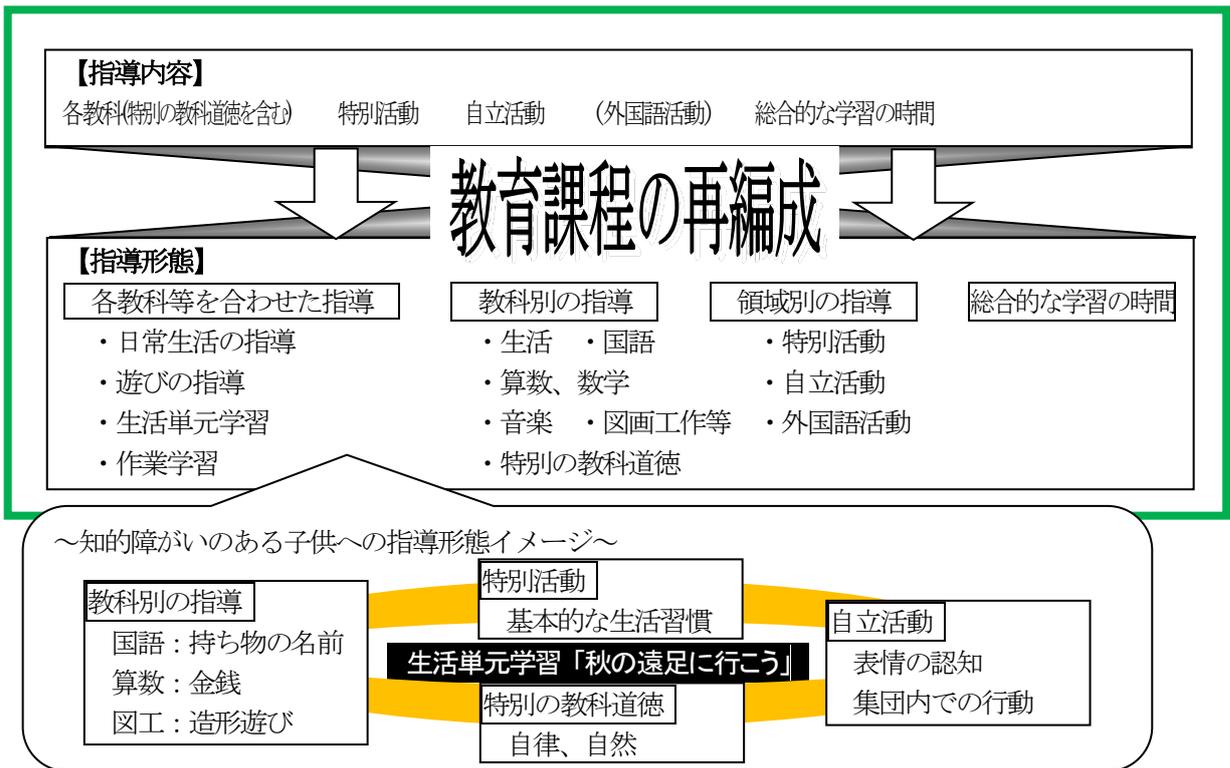


## 特別支援学級における教育課程編成上の特例

学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を取り入れること



## 特別支援学校の教育課程の構造



特別支援学校の教育課程の構造

☆小・中学校の当該学年に準ずる教育課程を基本として、障がいの改善・克服を図るための領域「自立活動」を取り入れる必要があります。「自立活動」の時間を加えた分だけ、他の教科・領域の時間数を減らすことになります。

☆特別支援学校学習指導要領に定められた各教科には、例えば小学部の場合は、生活科(1年～6年)、国語科、算数科、音楽科、図画工作科、体育科があり、小学校の学習指導要領とは異なる内容が示されています。これらの各教科等を導入したり、各教科等を合わせた指導を行ったりして、子供の実態に合った教育課程を編成する必要があります。

教育課程の編成については、岩手県教育委員会「特別支援学級・通級による指導教育課程編成ガイド」を参考に作成します。このガイドは、特別の教育課程届出書の様式と一緒に、年度末に各校に送付されるものです。



「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達的基础を培う」ことを目標としています。

※「特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領」(文部科学省、平成29年)

<指導に当たって考慮する点>

自立活動

☆言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とすることから、障がいによる困難の改善・克服を図る

※自立活動の時間における指導と、各教科や領域別の指導や、各教科等を合わせた指導の中での自立活動の内容の指導があります。内容は、以下の6区分27項目です。

<p><b>1 健康の保持</b></p> <p>(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事  (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事  (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事  (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事  (5)健康状態の維持・改善に関する事</p> <p><b>2 心理的な安定</b></p> <p>(1)情緒の安定に関する事  (2)状況の理解と変化への対応に関する事  (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事</p> <p><b>3 人間関係の形成</b></p> <p>(1)他者とのかかわりの基礎に関する事  (2)他者の意図や感情の理解に関する事  (3)自己の理解と行動の調整に関する事  (4)集団への参加の基礎に関する事</p>	<p><b>4 環境の把握</b></p> <p>(1)保有する感覚の活用に関する事  (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事  (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事  (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事  (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事</p> <p><b>5 身体の動き</b></p> <p>(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事  (2)姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用に関する事  (3)日常生活に必要な基本動作に関する事  (4)身体の移動能力に関する事  (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事</p> <p><b>6 コミュニケーション</b></p> <p>(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事  (2)言語の受容と表出に関する事  (3)言語の形成と活用に関する事  (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事  (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事</p>
---	--

ポイント

- ・自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行います。
- ・学習指導要領に示す自立活動の内容とは、個々の児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものです。したがって、個々の児童生徒に設定される具体的な指導内容は、個々の児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標(ねらい)を達成するために、学習指導要領に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定します。

# 1 自立活動の基本的な考え方等についての理解

自立活動の基本的な考え方を理解しながら、これまでの指導を振り返り、それぞれの学校教育目標の具現化のために、自立活動の視点に基づく指導内容や支援方法を取り入れましょう。

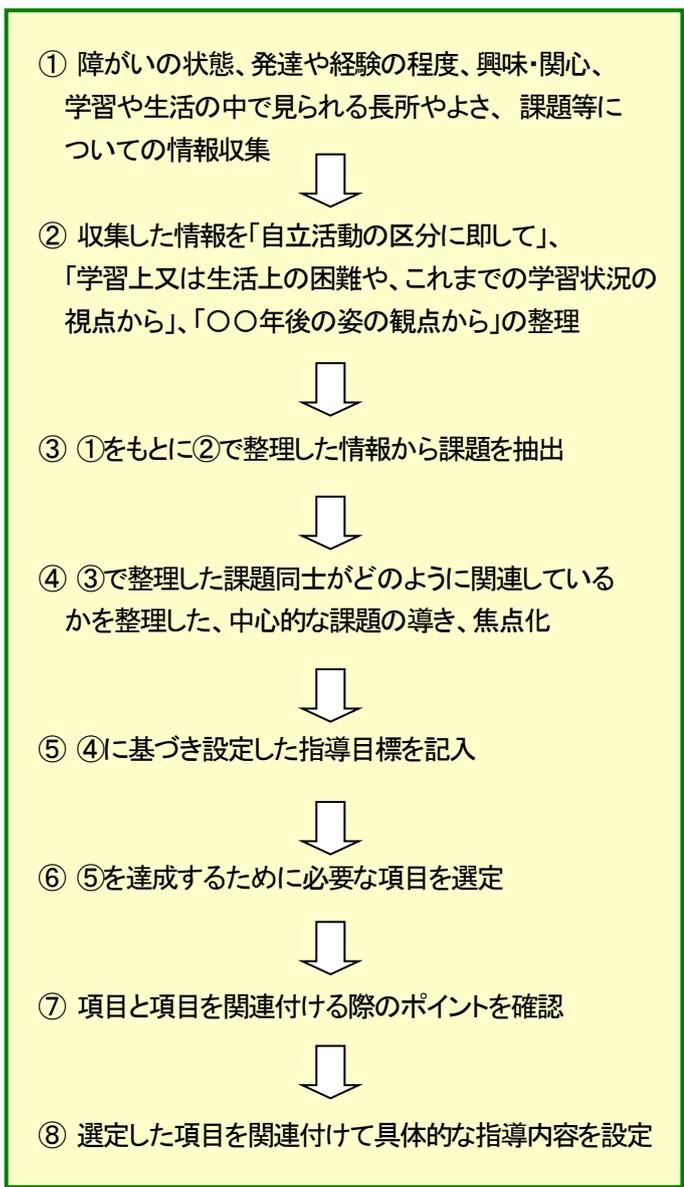
# 2 指導に当たる教師間の指導場面や指導内容、支援方法の共通理解

複数の教師により児童生徒を見取り、日常的に行われている学年会等を活用して、適切な指導や必要な支援とその評価について検討していきましょう。

## 「実態把握」から「具体的な指導内容の設定」に至るまでの流れ

※「特別支援学級・通級による指導 教育課程編成ガイド」(小・中学校・義務教育学校)

岩手県教育委員会(令和8年2月)参照



学部・学年	
障害の種類・程度や状態等	
事例の概要	

実態把握	① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等についての情報収集														
	②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階 <table border="1"> <tr> <td>健康の保持</td> <td>心理的な安定</td> <td>人間関係の形成</td> <td>環境の把握</td> <td>身体の動き</td> <td>コミュニケーション</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション								
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション									
②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の観点から整理する段階 <small>※各項目の末尾に( )を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ)。</small>															
	②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階 <small>※各項目の末尾に( )を付けて②-1における自立活動の区分を示している(以下、図15まで同じ)。</small>														
指導すべき課題の整理	③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階														
	④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階														
⑤ ④に基づき設定した指導目標(わらい)を記す段階 課題同士の関係を整理する中で今指導すべき指導目標として															
⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階 <table border="1"> <tr> <td>指導目標(わらい)を達成するために必要な項目の選定</td> <td>健康の保持</td> <td>心理的な安定</td> <td>人間関係の形成</td> <td>環境の把握</td> <td>身体の動き</td> <td>コミュニケーション</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		指導目標(わらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション							
指導目標(わらい)を達成するために必要な項目の選定	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション									
⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント 項目間の関連付け															
⑧ 具体的な指導内容を設定する段階 <table border="1"> <tr> <td>選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...									
選定した項目を関連付けて具体的な指導内容を設定	ア	イ	ウ	...											

「実態把握」から「具体的な指導内容」を設定するまでの流れの例(流れ図)  
 ※ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)から部分抜粋

自閉症・情緒障がい特別支援学級における教育課程については、「自閉症・情緒障がい特別支援学級における教育課程に位置づけた自立活動ガイドブック」(令和2年度)にて詳しく説明しています。岩手県立総合教育センターWebページの教育支援相談担当のページ ([https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)) からダウンロード先へリンクすることができます。



## 特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間



以前は「領域別に指導を行う場合」と示されていましたが、道徳科が位置付いたことや、小学部において外国語活動を設けることができるようになったことから、特別支援学校学習指導要領（H29）解説各教科等編では、「道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合」と示されています。

※「特別の教科 道徳」は49ページ、「自立活動」は46ページをご覧ください。

### <指導に当たって考慮する点>

#### 特別活動

- ☆適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、活発な集団活動が行われるようにする
- ☆社会性や豊かな人間性を育むために、交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける
- ☆児童又は生徒の障がいの状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法を定める



#### 外国語活動

- ☆外国語を用いた体験的な活動を通して、外国語の音声に慣れ親しむようにする
- ☆身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝え合う力の素地を養う
- ☆外国語を通して、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う

※ 知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができます。また、平成29年の改訂により、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第3学年及び第4学年に外国語活動は新設されました。外国語活動を行う場合には、以下のことに配慮して指導する必要があります。

- ① 児童の障がいの状態等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- ② 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

#### 総合的な学習の時間

- ☆探究的な学習のよさを理解するようにする
- ☆自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする
- ☆互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う

※ 総合的な学習の時間(第3～6学年、中学校)は、特別支援学級においても児童の実態に応じて適切な時間を設定することになっています。ただし、時数は適切に定めることができます。指導に当たっては、以下のことに配慮する必要があります。

- ① 児童又は生徒の障がいの状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- ② 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。



## 教科別の指導（特別の教科 道徳を含む）



### <指導に当たって考慮する点>

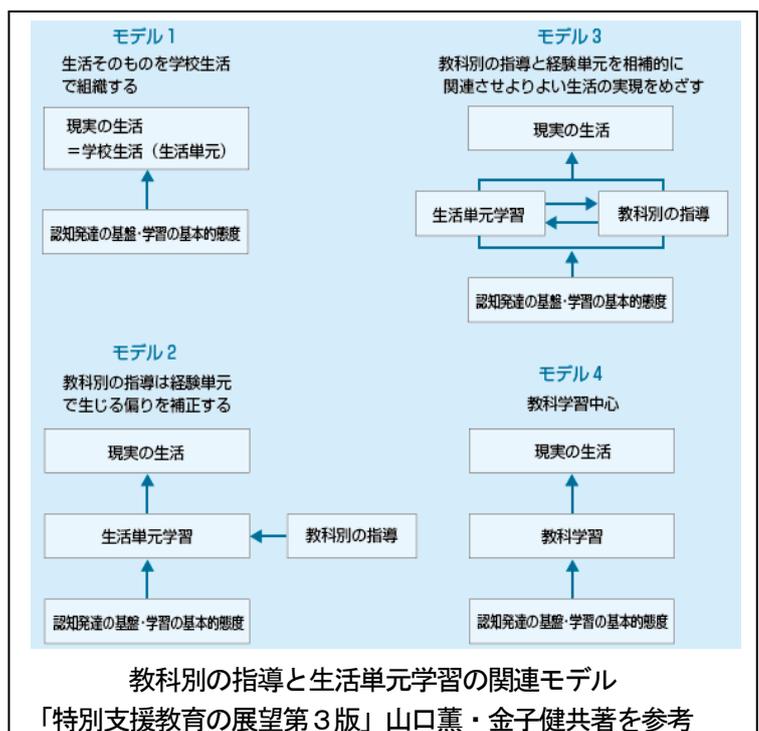
- ☆ 知的障がいがある子供への教科別の指導では、より多くの体験的・実地的な内容を取り入れて学習を進めること。また、学んだことを実際の生活で生かせるようにすること。
- ☆ 病弱・身体虚弱がある子供の場合、入院や治療により授業を受けられず、学習の空白があることもあるため、不安感やこれまでの学習内容・活動等を十分検討し、子供に負担の少ないペースで学習を進められるように計画を立てること。
- ☆ 肢体不自由がある子供の場合、日常の生活動作等に制限があり、時間がかかることもあるため、1単位時間の授業で取り扱う板書やプリントの量等、情報の提供の仕方や内容についても検討すること。

### 特別の教科 道徳

- ☆ 障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、強く生きようとする意欲を高めることにより、健全な人生観の育成を図ること。
- ☆ 各教科や特別活動及び自立活動等との関連を密にして、経験の拡充を図ること。
- ☆ 指導内容については、子供たちの知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験などを踏まえ、体験的な活動を取り入れるなどの工夫をすること。

知的障がいがなかったり、比較的軽度だったりする場合は、小学校・中学校学習指導要領の教科の目標及び内容を踏まえて学習を進めます。

ただし、知的障がいがある場合は、このような学習が適切でない場合もあります。そこで、特別支援学校学習指導要領の「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科」の項を参考にして学習を進めることが望ましいです。右のモデル図は、教育課程編成上の考え方の違いによるものであり、モデル4は通常の学級で適用できる考え方です。知的障がいがあり、教科別の指導を設定する場合は、モデル2、3のように実際の生活と結び付けながら展開していくことが必要です。



## 【教科別の指導 実践例】



- ・特別支援学級（知的）です。
- ・昨年までは、教科における系統的・段階的な内容を中心に学習に取り組んできました。

「何だか、それぞれが個別の学習をしているだけの様な・・・」  
 「目的意識をもって取り組めないかな？」  
 「学んだことを生活に生かすためには、どうしたらいいかな？」



### 生活単元学習と関連させよう！

子供たちが学びたいという思いを抱くことができるようにするために、生活単元学習（P.57 参照）と関連させた教科別の指導を設定しました。また、漢字や計算等の基礎的な内容は、授業時間内で毎日 10 分程度取り組むことにしました。

#### 生活単元学習と国語科・算数科とのかわり

月	生活単元学習「単元名」	国語科「単元名」、○領域	算数科「単元名」、○領域
4	「みんなとともに」（総合）	「あたらしいもたち」 →誕生日カードや1年間の行事掲示作り ○単語	「ぜんぶでいくつ」 ※生活単元学習との関連付けをしない。 ○数 ○計算
5	「春の遠足に行こう」	「もののなまえ」 →遠足にかかわる持ち物や活動等の活用 ○単語	「たたくおかねをかぞえよう」 →遠足のおやつや購入 ○数 ○金銭
5・6	「学校探検」 「地域探検」	「がっこうをしらべよう」 →教室（地域）、先生（近所の人）の名前 や好物、新聞作り ○単語 ○文章	「たたくおかねをしはらおう」 →校内合宿での調理材料購入 ○数 ○金銭
6・7	「校内合宿をしよう」	「りょうりのほんをつくらう」 →校内合宿での調理レシピ作り ○単語 ○文章（説明文）	
8・9	「秋の遠足に行こう」	「たのしかったえんそく」 →遠足にかかわる活動計画、作文 ○単語 ○文章（生活文） 「うんどうかい」 →運動会にかかわる作文 ○単語 ○文章（生活文）	「どけいをたたくよもう」 →遠足にかかわる活動計画 ○数 ○時刻 「ひょうやグラフをよみとろう」 →公共交通機関時刻表や料金表、 週間天気予報、運動会の得点集計 ○表関係
9・10	「〇〇をしよう」	「おはなしたいすき」 ※生活単元学習との関連付けをしない。 ○単語 ○文章（物語文）	「たたくはかるう」 →調理にかかわる計量 ○数 ○量・測定
10・11	「〇〇をひらこう」	「りょうりのほんをつくらう」 →調理にかかわるレシピ作り ○単語 ○文章（説明文）	「きれいなかざりをつくらう」 →クリスマス会の飾りや招待状作り ○図形
11・12	「クリスマス会をしよう」	「しょうたいじょうをつくらう」 →クリスマス会の招待状作り ○単語 ○文章（手紙） ○漢字・カタカナ	
1・2・3	「卒業・進級を祝う会をしよう」	「ぶんしゅうをつくらう」 →1年間の思い出作文 ○単語 ○文章（生活文） ○漢字・カタカナ	「ながさやひろさをくらべよう」 →1年間の身長の伸び調べ →作業学習（木工） ○数 ○量・測定

国語を勉強するぞ！ 国語を勉強したら、おいしく作れたぞ！  
 十一月、おいしい料理を作るためにレシピを作りました。レシピの様子は子供たちの段階に合わせて作りました。レシピを完成させ、料理を作り、先生方やおうちの方にも食べてもらいました。

単元期間中や単元後の、子供たちの様子は以下のとおりです。



生活単元学習と関連させながら、教科別の指導を行ったことにより、子供たちは、学びたいという気持ちや学んだことの満足感や達成感を抱くことができました。



## 各教科等を合わせた指導

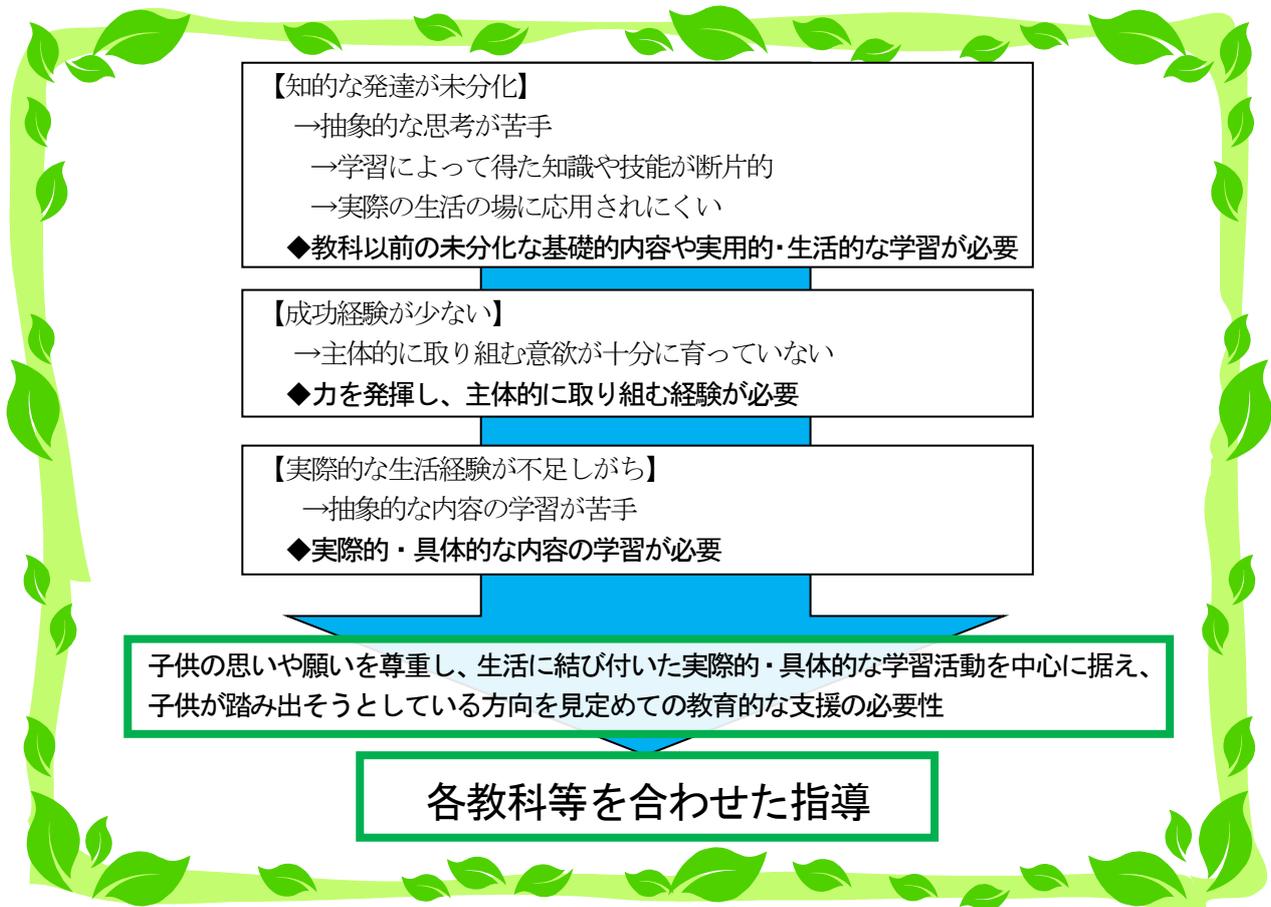


各教科等を合わせた指導とは、知的障がいのある児童生徒が、学習や生活の流れに即して学んでいけるよう、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことです。



### 各教科等を合わせた指導の必要性

各教科等を合わせた指導が認められている理由は、知的な発達が未分化な子供の場合、教科毎や領域毎に別々に指導された内容を統合して、生活に役立つ知識とすることが難しいため、まとまりのある活動を体験、学習していく必要性があるからです。各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、効果的に実施していくことが大切です。



各教科等を合わせた指導の必要性

#### ～各教科等を合わせた指導の位置付け～

各教科等を合わせた指導については、これまでの学習指導要領においても、「知的障害の遅滞の状態や経験などに応じて具体的に設定すること」などのように示されてきました。

平成21年3月改訂の特別支援学校学習指導要領においては、各教科等を合わせた指導についての規定が総則に盛り込まれました。この新たな規定によって、各教科等を合わせた指導を教育課程に位置付けられることの重要性が一層明確になりました。

平成29年4月改訂の特別支援学校学習指導要領においては、各教科等を合わせた指導を行う場合、教科別や領域別の内容を基に、障がいの状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するよう明記されました。





(1)

日常生活の指導



日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障がいの状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するものです。

特別支援学校学習指導要領の生活科の内容だけではなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。

例 【基本的生活習慣】

衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など

【日常生活や社会生活において必要で基本的な内容】

あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなど

<指導に当たって考慮する点>

☆ 日常生活の自然な流れに沿い、実際的で必然性のある状況下で行う

例 あいさつや礼儀作法を指導内容とするために、健康観察を行った後に、健康観察カードを保健室の先生に届ける活動を設定した。

☆ 毎日反復して行い、生活習慣の形成を図り、繰り返しながら発展的に取り扱う

例 健康観察カードを保健室の先生に届ける際、「おはようございます。どうぞ。」というあいさつができることを目標として活動していた。定着が図られたと判断した後、「おはようございます。健康観察です。どうぞ。」のように発展し、数か月後、保健室の先生に「朝ご飯は何を食べてきましたか？」ということを知ってもらうようにし、適切な受け答えができるようになることを目標とした。

☆ できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助と段階的な指導を行う

例 健康観察カードを保健室の先生に届ける際、はじめは「どうぞ。」とだけ話していた子供であった。ただし、保健室の先生に好意を寄せていることから、子供は話したいという気持ちはもっていた。そこで、子供の目線に立ち、保健室の先生からあいさつをし、すぐさま保健室の先生が「おはよう」の口形をとることにしたところ、子供は保健室の先生と一緒にあいさつをするようになった。

☆ 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導を行う

例 保健室の先生と簡単な受け答えをしながら、健康観察カードを届けることができるようになった子供であったが、事務室の先生に物を届けに行くこととなると別であった。そこで、仲のよい上級生と一緒に事務室に行くことで安心感をもち、上級生をモデルとすることにより保健室の先生との関わりで学んだことを広げることができるようにした。

☆ 家庭と連携を図る

例 児童生徒が学校で取り組んでいること、家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向での学習状況等を共有するようにした。

～がっちりと指導するのですか？～

日常生活の指導では、日常生活の実際的で必然性のある状況下で行います。したがって、実際の場面以外で取り立てて訓練するものではありません。教師がすべきことは、適度な高さの目標とできる環境を作りながら、子供の日常生活の流れを止めることのない指導であり、子供の主体的な姿と達成感を求めたいものです。



## 【日常生活の指導 実践例】



- ・絵本を読むことや外を散歩するのが好きな、小1のBさん。
- ・簡単な質問に対しては、答えることができます。
- ・自分から友達に関わろうとすることは少ないです。
- ・何回か活動すると、パターンとして覚えるのが得意です。
- ・誰に対しても、名前ではなく、「ねえ。」と呼びかけます。

「人と関わることは嫌いじゃないようだけどなあ。」  
「人との関わりを広げられたらなあ。」  
「身近な人の名前を覚えてらなあ。」



### 教室清掃後の反省会における進行係をやってみよう！

1時間目は日常生活の指導の時間です。これまで、教室清掃後の反省会では、Bさんより上学年の子供が進行をしていました。今学期からは、ひらがなが読めること、パターンとして覚えることの得意なBさんを進行係にしたいと思っています。最初は、上学年の子供と一緒に、練習を行う予定です。

### 教師と一緒に名札を読もう！

清掃後の反省会では、子供たちは横一列に並び、進行係の方を向きます。一人ずつ反省を話す際に、進行係は名前を呼びます。そこで、Bさんと教師が、一緒に一人ずつの名札を読み、名前の後に続けて教師だけが「〇〇さん、お願いします。」と付け加えました。

### 一人で名札を読もう！

何日か繰り返すうちに、Bさんは、一人で名札を読むようになりました。さらには、教師の話していた「〇〇さん、お願いします。」というセリフを続けてつぶやくようになりました。そこで、Bさんが喜ぶ高い高いジャンプを一緒にやったところ、次からは「〇〇さん、お願いします。」と名前の後に続けて話すことができるようになりました。

### 進行係の所定の場所から名前を呼ぼう！

進行の仕方がスムーズにできてきたことから、名札を見ないで名前を呼ぶことができるように、転校した上級生が立っていた位置にその子供の顔のシールを貼りました。すると、思い出したかのように、進行係の位置で話し始めたBさんでした。

このように、清掃後の反省会進行係として活動することにより、人それぞれの名前ということや、名前を呼ぶことの意味などを学んだBさんでした。その後、Bさんは、学校生活全体を通して以下のような広がりを見せてくれました。



- ・何か欲しいときに、手を出しながら「〇〇さんお願いします。貸して。」と自分から話して人と関わるようになりました。
- ・してもらいたいことの仕草を付け加えて「〇〇先生お願いします。」と自分から話して人と関わるようになりました。



(2)

## 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。

遊びの指導では、特別支援学校学習指導要領の生活科の内容をはじめ、各教科等に関わる広範囲の内容が扱われます。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもあります。

【比較的自由に取り組むもの】

場や遊具等が制限ない遊びを連続的に設定

【比較的制約性が高い遊び】

期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定する遊びを連続的に設定



### <指導に当たって考慮する点>

☆主体的に遊ぼうとする環境を設定する

☆教師と児童、児童同士の関わりを促す場の設定、教師の対応、遊具等の工夫をする

☆児童の興味や関心に合わせた適切な環境設定をする

☆できる限り制限することなく、健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に選べる場や遊具を設定する

☆遊びを促したり、遊びに誘ったりして、いろいろな遊びを経験し楽しさを味わえるようにする



自分で思う存分遊べるよう、支援を行うのが「遊びの指導」です。特別支援学級では、子供の実態に即し、教育課程全体を見渡しながら取り組むことが望まれます。教育課程の編成上位置付けがなされていなくても、遊びの指導のねらいを踏まえ、日常生活の指導の中で行ったり、生活単元学習としてある時期だけ展開したりすることもあります。



### ～遊べる状況づくりをして、本気で遊びましょう～

「遊びをせんとや生まれけむ 戯れんとせや生まれけむ 遊ぶ子供の声聞けば 我が身さえこそ動がるれ」とは、梁塵秘抄の一節です。遊びとはそれ自体が目的です。砂遊びをしているときに、「こっちが大きい、こっちが小さい」などと遊びを通して何かを指導しようとする、遊びは歪められます。また、遊ぶ力をつけるのでもありません。遊べる状況をつくって、自分から遊べるようにするのです。遊べる状況をつくり、先生も本気で一緒に遊びましょう。

## 【遊びの指導 実践例】



- ・小学校1年生2名、2年生3名、5年生1名の学級です。
- ・自分のすべきことには、がんばって取り組む子供たちです。
- ・休み時間は、それぞれが本を読んだり、歩いたりという様子です。

「学級の友達との関わりを増やしたいなあ。」  
「5年生の子供が、少し浮いているような感じがするなあ。」  
「身体を使って、みんなで遊ぶことはできないかな。」



### 風船バレーだ！

昨日、家に帰ったら、テレビでバレーボールをやっていました。「子供たちとやったら楽しいだろうなあ。」と思いながら夕飯を食べて見ていました。そのとき、私が子供の頃、兄弟と風船バレーをやって楽しかったことを思い出しました。

そこで、近くの100円ショップに行き、手当たりしだいに風船を買いました。遊ぶ時間は、1時間目の係活動の後にしようと、一人でワクワクし始めました。

### いろんな風船で遊ぼう！

1時間目の係活動が終わってから、買って来た風船を取り出しました。丸い、長い、大きい、小さい、赤い、ラメ入りといろいろなものがありました。まずは、いろんな風船を膨らませて、教室中風船だらけにして遊びました。5年生の子供は、力いっぱい打ち、額に汗がにじみ出てきました。高く飛んだり、フワフワ落ちてきたりする風船に、どの子供も楽しそうな表情でした。このような遊びは1週間ほど続きました。

### 風船バレーをしよう！

1週間過ぎていくうちに、風船での遊び方が5年生の子供と2年生の子供による打ち合いが始まりました。近くの机を移動させて即席のネット！バレーらしくなってきました。思いがけない方向に飛んで1年生の近くに風船が落ちそうになったとき「Cさん取って。」という2年生の声。それに応じて打ち返した1年生のCさん。ほめられる1年生と残念がる5年生。1年生も一緒に入り始め、あっという間にチーム分けが成立しました。

### 風船バレーで勝負だ！

1時間目の係活動の後に風船バレーを行うことが定番となつてから、係活動までがテキパキとするようになった子供たちでした。時には点数をつけたり、時にはチーム替えをしたり、時にはコートを片方だけ狭くしたりと、工夫して教師も子供も一緒に楽しんでいます。

この後、子供たちは以下のような姿になってきました。



- ・外で遊ぶときにも5年生が率先して友達を呼び、フリスビーや鬼ごっこをするようになりました。
- ・日常的に家族の様にじゃれ合う子供たちの様子が見られるようになりました。



(3)

生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。子供の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。また、特別支援学校小学部においては、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もあります。

【単元例】

◆行事を中心とした単元

- ・学校行事・・・・・・・・・・遠足、運動会、学習発表会、卒業進級を祝う会
- ・季節行事・・・・・・・・・・七夕、収穫祭、豆まき

◆生活課題を中心とした単元・・・・・・・・・・宿泊学習、校外学習

◆トピック的（偶発的）単元・・・・・・・・・・学級新聞作り、近隣の特別支援学級との合同学習

◆製作・生産活動を中心とした単元・・・・・・・・・・カレンダー作り、メモ帳作り、万国旗作り



<指導に当たって考慮する点>

- ☆ 実際の生活から発展させ、知的障がいの状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合する活動を設定する
- ☆ 必要な知識や技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図り、身に付けた指導内容が生活に生かされるように指導する
- ☆ 児童生徒が目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組めるようにする
- ☆ 一人一人が力を発揮し、主体的に取り組めるようにするとともに、一人一人が役割を担い、集団全体で協同して単元の活動に取り組めるように指導する
- ☆ 課題の解決に必要なかつ十分な活動で単元を組織し、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのある学習となるように内容を構成する
- ☆ 各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる活動を組織し、多様で意義のある経験ができるよう計画する

生活単元学習では、年齢段階等に応じたテーマ設定ということも大切です。多くの中学校特別支援学級では、働く活動やもの作り等のテーマが実践されています。また、文化祭や運動会等、行事への参加の仕方や事前の取組を一工夫すると、生活単元学習としておもしろいテーマになります。単元を設定するに当たっては、年間における配置や各単元の構成や展開について検討する必要があります。



生活単元学習の授業づくりについては、「知的障がい特別支援学校における各教科等を合わせた指導での目標・内容・方法・学習評価の一体化を目指す授業づくりガイドブック」（令和元年度）にて詳しく説明しています。岩手県立総合教育センターWeb ページの教育支援相談担当のページ ([https://www1.iwate-ed.jp/07tanbou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tanbou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)) からダウンロード先へリンクすることができます。

## 【生活単元学習 実践例】



- ・中学校2年生3名と、1年生2名の特別支援学級（知的）です。
- ・作業学習で製作し、校内販売したポップリが好評でした。もっと作ってもっと売りたいと考えている子供たちでした。
- ・来年11月に、地域の公園で、地域活性化のために新たに祭が開催されるという情報が入りました。

「今年のポップリ販売は大成功だったけれど、生徒たちの意欲はそれ以上だったなあ。」  
 「来年は、生活単元学習として、祭に参加してポップリを販売することができるかもしれないなあ。」  
 「この生徒たちだったら、祭での販売を目的意識としながら作業学習や教科に取り組むと、テーマのある学校生活の下、必然性のある学習ができるなあ。」  
 「1学期からの長い単元にはなるけれど、パートⅠとⅡに分けて、途中にこれまで通りの単元も設定しよう。」



### <1学期>

作業学習  
「ラベンダーを育てよう」

学級の畑に植えてあるラベンダーを増やし、さらには、プランターにラベンダーを植えて、地域の道路に置かせてもらって育てることにしました。

### 生活単元学習

#### 「わたしたちのお店をひらこうⅠ」

- ・商店街見学
- ・装飾品の購入

### 生活単元学習

「商店街見学に行こう」  
 「装飾に必要なものを買ってこよう」

### <2学期>

作業学習  
「ポップリを作ろう」

作業学習で育てたラベンダーを乾かして、ポップリを作りました。国語では広告やポスター製作・販売の仕方・作文、数学では金銭、図工ではお店の装飾、音楽ではBGMのように、教科別の指導と関わりをもたせて学習しました。

### 生活単元学習

#### 「わたしたちのお店をひらこうⅡ」

- ・品物の準備、お店の装飾、販売の仕方、宣伝、値段付け、販売、販売成功パーティー 等

販売当日は大盛況で、これまで学んできたことを精一杯発揮しながら、地域の方とたくさん関わりました。

単元期間中や単元後の、子供たちの様子は以下のとおりです。



- ・生活単元学習により、学校生活にテーマをもたせたことで、生徒たちは様々な学習活動に本気で取り組んでいました。
- ・「来年はお店をもっと派手にして、ハーブティーも出したいなあ。」と、来年の活動も楽しみにしていました。



## 作業学習



作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。

作業学習の指導は、特別支援学校学習指導要領の職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。

### 【作業活動の種類例】

農耕・園芸(野菜、花、果物等)、紙工(和紙、再生紙によるハガキや名刺、民芸調紙箱等)、木工(鉢カバー、長椅子、写真立て等)、金工業(ちりとり、七宝焼等)、縫製(布巾、小物入れ、クッションカバー等)、織物(マフラー、テーブルセンター、壁掛け等)、窯業(食器、土鈴、箸置き等)、セメント加工(ブロック、敷石等)、印刷(名刺、カレンダー、ステンシル加工等)、食品加工(味噌、漬け物、クッキー、ジャム等)、クリーニング、販売、清掃、接客 等

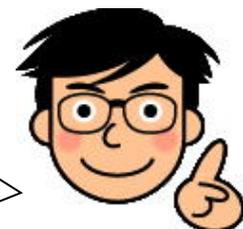


### <指導に当たって考慮する点>

- ☆ 教育的価値の高い作業活動等を含み、生徒が活動に取り組む意義や価値に触れられるようにし、喜びや完成の成就感を味わえるように指導する
- ☆ 地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した持続性や教育的価値のある作業種を選定する
- ☆ 生徒の実態に応じて、段階的な指導を行う
- ☆ 多様な生徒が、協働して取り組める作業活動を取り入れる
- ☆ 作業内容や作業場所の安全面に配慮し、作業量や作業の形態、実習期間などについて適切に調整する
- ☆ 作業製品等の利用価値を高め、生産から消費への流れや社会的貢献について生徒が理解しやすくなるように指導する



特別支援学校学習指導要領中学部の職業・家庭科に示している「産業現場等における実習」(通称：職場実習)を、他の教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられます。その際は、職業適性等を明らかにして、現実的な状況下で職業生活や社会生活への適性を養うことを意図して実施します。実施に当たっては、保護者、関係機関との密接な連携を図るようにしましょう。



## 【作業学習 実践例】



- ・中学校1年生2名、2年生3名、3年生1名の特別支援学級（知的）です。
- ・作業学習では、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立を目指して総合的に学習するため、材料集めから完成品の販売まで、一連の流れを体験できるように単元を構成しています。

「協力して取り組める活動はないかな？」  
 「質の高い製品を作れると、意欲が高まるなあ。」  
 「完成した製品を販売すれば、材料代にできるかも。」



### 【牛乳パックコースターを作ろう】

教室で、SDGsの話題が挙がりました。全員が、テレビで見聞きしたことがあるそうです。そこで、SDGsの取組の一つとして、自分たちもできるエコを考えてみました。物作りが好きな生徒達であることと、身近にある物を再利用する体験をさせたいという教師の思いから、牛乳パックを再利用してコースターを作ることを考えました。年間作業計画は以下の通りです。

#### 年間作業計画

月	4・5月	6・7・8・9月	10月	11月	12・1月	2月	3月
内容	牛乳パック集め 作業分担	コースター作り	展示	ラッピング	校内販売会	売上計算	まとめ
生徒D	牛乳パック集め	①はがす・ちぎる	展示作業	①袋に入れる	①声掛け	売上計算	まとめ
生徒E		①はがす・ちぎる		①袋に入れる	②会計		
生徒F		②ミキサーにかける		②リボンを付ける	②会計		
生徒G		③すき型枠に流して成形する		②リボンを付ける	①声掛け		
生徒H		③すき型枠に流して成形する		③値札を付ける	①会計		
生徒I		④アイロンをかける		③値札を付ける	②会計		
備考		※①～④をローテーションで行う		※①～③をローテーションで行う	※販売は、①②と①②の2グループに分かれて行う。 ①と②（①と②）をローテーションで行う。		

### 自分で取り組む、みんなで取り組む作業学習

複数の作業をローテーションすることで、全員が経験できるようにしました。また、個に応じた目標を設定し、意欲へつなげました。どの作業も大切であり、みんなで協力することを伝えながら、単元を進めます。

単元期間中や単元後の、生徒たちの様子は以下のとおりです。



作業学習を通して、仕事に対する自信を付けるとともに、就労意欲を高めることができました。また、製品販売で先生方に喜ばれたことで、達成感を味わうことができた様子です。



## 第4章 校内特別支援教育の推進

### 1 特別支援教育コーディネーター



特別支援教育コーディネーターは、通常の学級も含めた校内の特別支援教育を推進するために、校内だけでなく福祉、医療等の関係機関との連絡調整、あるいは、保護者に対する学校の相談窓口としての役割を担います。

#### <特別支援教育コーディネーターの機能>

##### 調整 機能 (コーディネーション)

校内の人的・物的資源、地域の教育、医療、福祉、労働等の資源などの状況を把握し、それらを組み合わせたり、結び付けたりして、具体的な支援となるように調整を図ります。例えば、関係機関との連携や、各市町村教委の専門家チーム等との連携が挙げられます。

##### 協働促進 機能 (ファシリテーション)

校内の教職員の知恵や力を集め、チームとして機能するように調整を図ります。関係する教職員が支援に主体的に参画し、共通理解に基づいて合意形成を行い、実際の支援に確実につなげられるよう働きかけます。例えば、校内特別支援教育委員会やケース会議の運営等が挙げられます。

##### 実態把握・分析・評価 機能 (アセスメント)

子供の状態像の理解、必要な支援の検討、将来の行動予測、支援結果の評価を行います。例えば、心理検査の実施や個別の指導計画の作成・活用、校内における支援が必要な子供の把握等が挙げられます。

##### 助言 機能 (コンサルテーション)

子供の状況を把握し、どのように支援していったらよいのかを保護者や担任に助言します。例えば、保護者や担任への支援策の提案等が挙げられます。



##### 潤滑 機能 (ルーブレケーション)

情報を収集したり、理解・啓発活動をしたりする等して、連携を図っているそれぞれが円滑に支援できるようにします。例えば、関係機関からの情報収集、校内研修の企画や、特別支援教育情報の提供等が挙げられます。



特別支援教育コーディネーターは、各学校の実情に応じて、副校長、教務主任、生徒指導主事を指名する場合、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当等を指名する場合等、様々な場合があります。また、特別支援教育コーディネーターを複数名指名している学校もあります。保護者からの窓口ということを踏まえると、学校要覧等に明確に示す必要があるのではないのでしょうか。



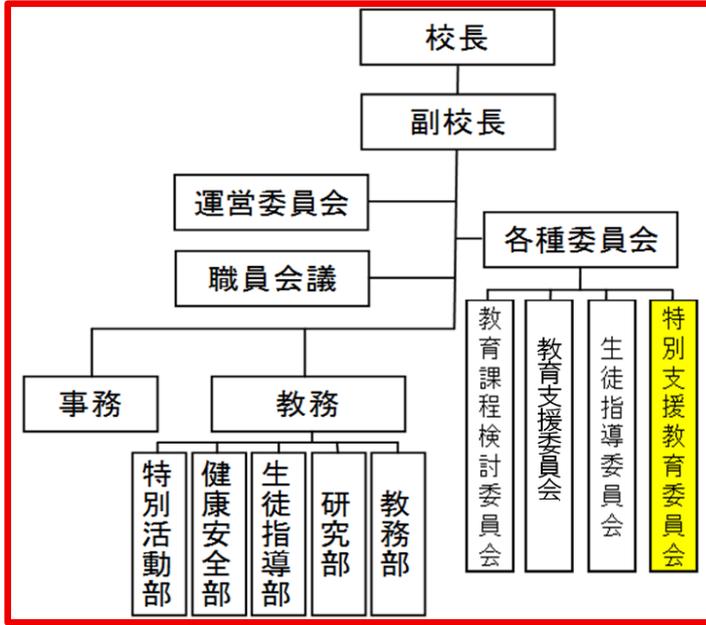
特別支援教育コーディネーターの役割については、「顔の見える関係づくり～関係機関連携ハンドブック～」(平成30年度)にて詳しく説明しています。岩手県立総合教育センターWebページの教育支援相談担当のページ ([https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)) からダウンロードすることができます。



## 特別支援教育校内委員会



特別支援教育校内委員会は、特別な支援を必要とする子供を早期に把握し、具体的な支援の在り方や専門機関との連携を検討するために中心的な役割を果たすことが設置の大きな目的となります。



### 教育支援委員会（就学支援）

教育支援委員会は、障がいのある子供たち等について、経過観察をしながら適切な就学支援を行っていくものです。

教育支援委員会での話し合いの結果が、各市町村教委等の教育支援委員会に反映されます。

特別支援教育校内委員会とは目的上大きく異なりますが、運営については共通する点も多いために、二つの委員会を関連させながら開催・運営している学校もあります。

### 校務分掌組織図における特別支援教育校内委員会の例

★ ケース毎に関係する教職員での役割分担や、支援の度合いを段階化(担任レベル、複数教員支援レベル、関係機関活用レベル)することにより、機能的・効果的な取組となります。

★ 各学校の実情に応じて、特別支援教育校内委員会の名称や構成員を考えましょう。



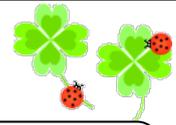
### 特別支援教育校内委員会 年間計画例

月	活動計画	特別支援教育 コーディネーター	特別支援教育 サブコーディネーター	学級担任
4	第1回特別支援教育校内委員会 ・校内における特別な支援を要する児童生徒の確認 ・新担任への引継ぎ	・特別な支援を要する児童資料の作成 ・校内委員会の全体計画 ・保護者との面談		・保護者との面談 ・児童生徒の実態把握 ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の確認
5	第2回特別支援教育校内委員会 ・運営計画、ガイドラインの周知	・情報収集 ・ケース会議開始 ・保護者との面談	・ケース会議開始 ・ケース分担 ・支援計画への参画	・保護者との連携 ・具体的支援 ・個別の指導計画作成
2	第6回特別支援教育校内委員会 ・今年度の成果と課題 ・引継ぎ資料の作成について	・校内における特別な支援の評価 ・保護者との面談	・支援評価への参画	・個別の指導計画評価 ・引継ぎ資料作成
3	引継ぎ会	・会の企画、運営 ・保護者との面談		・保護者との面談 ・引継ぎ会への参加



## 第4章 校内特別支援教育の推進

### 3 実態把握

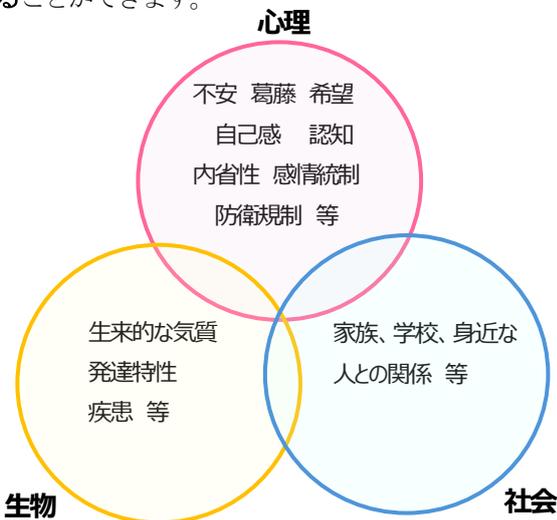


実態把握とは、子供の行動や子供を取り巻く環境等に関する情報を収集し、子供の姿を客観的かつ多面的に理解することです。適切な指導や必要な支援につなげるためには、実態把握で明らかになった子供の姿を、職員間で共有することが重要です。

実態把握を行う際には、子供の状態を一面的にとらえるのではなく、さまざまな側面から幅広く整理することが重要です。実態把握を行うための効果的なフレームワークとして「BPSモデル」・「ABC分析」があります。

#### 【BPS（生物—心理—社会）モデル】

BPS※モデルは、子供の状態を、**生物学的な要因**、**心理的な要因**、**社会的な要因**の3つの観点から多角的に整理するための枠組みです。これにより、子供の実態を把握すると同時に、**子供自身の力（自助資源）**や**学校・家庭・地域に存在する支援の可能性（環境資源）**を明らかにすることができます。



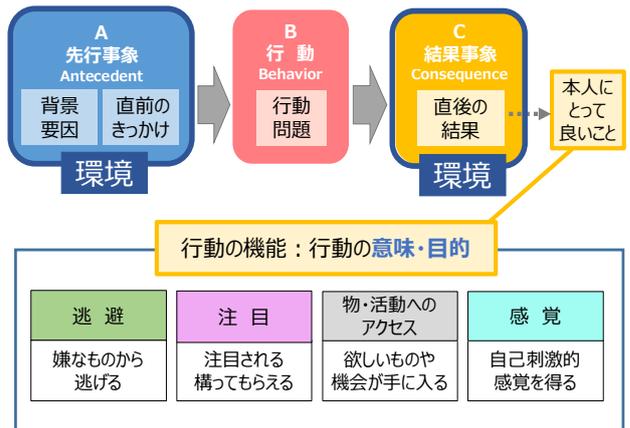
※BPSとは、Biology（生物）・Psychological（心理）・Social（社会）の頭文字です。

【参考】「医療・保健・福祉・心理専門職のためのアセスメント技術を高めるハンドブック【第3版】」（近藤直司、令和4年）

#### 【ABC分析】

ABC分析では、子供の行動とそれを取り巻く環境を、**行動が起きる前（A）**、**行動（B）**、**行動が起きた後（C）**の3つの箱で整理します。

行動を起こした後、嫌なものから逃げる事ができた、欲しいものが手に入った等、「本人にとって良いこと」があれば、その行動は繰り返されます。この「本人にとって良いこと」を「行動の機能」と言います。行動の機能を明らかにすることで、**その行動が、なぜ生じ（生起要因）、なぜ維持しているのか（維持要因）**が分かります。



【参考】「家族の体験記から学ぶ発達障がいABAファーストブック」（上村裕章・吉野智富美、平成22年）

実態把握及びアセスメント（実態把握に基づき、支援の方向性を考えること）を行う上で、必要に応じて、より詳しい特性や認知面の傾向を把握するために心理検査を実施することがあります。心理検査は、子供の認知能力の特性を捉え、学習面や行動面における困難さの認知的背景を理解することができますが、実態把握やアセスメントに不可欠な手続きではありません。

心理検査を行う場合は、関わる職員が「何のために検査を行うのか」ということをはっきり認識しておくことが必要です。また、本人・保護者にも、何のためにどのような検査を行うのかを説明し、了解を得ることが必要です。さらに、検査結果については、数値だけを見るのではなく、関係機関から受けたフィードバックの内容や報告書に記載された本人の強み、弱みを、生活や学習の場面に置き換えて理解し、支援内容を検討することが重要です。

#### 主な心理検査

	全般的な知能等	行動・社会性	発達側面	その他
検査名	田中ビネー式知能検査VI WISC-V知能検査 KABC-II	S-M社会生活能力検査第3版 精研式CLAC-II/III Vineland-II適応行動尺度	縮版自閉症児・発達障がい者能力検査(PD-3) DN-CAS認知評価システム	IN-Child Record フロスティグ視知覚発達検査



## 第4章 校内特別支援教育の推進

### 関係機関との連携



社会的に不利を受けやすい人々であっても、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが、本来あるべき社会の姿です。その実現のために、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備や、関係機関と連携した上での適切な支援が大切になってきます。

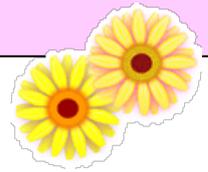
#### 相談機関と役割

分類	相談機関	○窓口 ・事業等
教育	岩手県教育委員会	○学校教育室特別支援教育担当 ・特別支援教育全般 ○教育委員会事務局 ・特別支援教育エリアコーディネーター
	各市町村教育委員会	○学校教育課等 ・巡回相談 ・就学相談 ・教育支援委員会 ・就学時健診 等 (・特別支援教育中核コーディネーター)
	岩手県立総合教育センター	○教育支援相談担当 ・特別支援教育に関する研修 要請研修、随時研修、研修講座 ・特別支援教育に関する研究 ・特別支援教育コーディネーター業務 推進の研究 ・教育相談(来所、電話、訪問) 等
	特別支援学校	○特別支援教育コーディネーター ・教育相談 ・特別支援教育に関する研修 等
保健・福祉	児童相談所	・相談 ・判定及び指導 ・一時保護 ・入所措置 等
	広域振興局 福祉事務所	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付 ・諸手当の支給 ・施設入所・利用の手続き 等
	保健所 保健センター 市町村担当課	・健康診断 ・母子健康事業 ・乳幼児健診 等
医療	医療機関	・診断 ・治療・支援 ・健康・栄養相談 等
労働	ハローワーク 障害者職業センター	・職業能力検査・判定 ・就労相談 等
その他	社会福祉施設	・福祉に関する情報提供 ・福祉相談 等
	親の会	・情報提供 ・生活支援
	NPO法人	・研修 等

各特別支援学校では、地域のセンター的機能として、教育相談や研修等を行います。このほかに、各教育事務所管内の地域に設置されている特別支援学校のうち一校に、特別支援教育エリアコーディネーター(教諭兼指導主事)が配置されています。また、各教育事務所長からの委嘱を受けた、特別支援教育中核コーディネーターも各エリアにおける特別支援教育に関する授業・研究等の支援や特別支援教育の推進的役割を行っています。



関係機関との連携については、「顔の見える関係づくり～関係機関連携ハンドブック～」にて詳しく説明しています。岩手県立総合教育センターWebページの教育支援相談担当のページ ([https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.htm](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.htm)) からダウンロード・リンクすることができます。



## 合理的配慮と基礎的環境整備

教育についての障がい者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが必要です。

### 障害者の権利に関する条約

#### 第2条 定義

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

### 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

※平成28年4月1日施行 令和6年4月1日改正

#### 第7条2

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

法令に基づき又は財政措置により国、都道府県、市町村、学校等が行う環境整備を「基礎的環境整備」と呼びます。これは、合理的配慮の基礎となる環境の整備です。「基礎的環境整備」は、下記の8観点が示されています。

「合理的配慮」とは、障がいのある子供に対して、その状況に応じて、個別に必要な支援を提供することです。学校における「合理的配慮」は、下記の3観点11項目が示されています。

### 学校における「合理的配慮」の3観点11項目

教育内容	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
	学習内容の変更・調整
教育方法	情報・コミュニケーション及び教材の配慮
	学習機会や体験の確保
	心理面・健康面の配慮
支援体制	専門性のある指導体制の整備
	幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
	災害時等の支援体制の整備
施設・設備	校内環境のバリアフリー化
	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

### 基礎的環境整備(8観点)

- (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- (2) 専門性のある指導体制の確保
- (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- (4) 教材の確保
- (5) 施設・設備の整備
- (6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- (7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- (8) 交流及び共同学習の推進

## 例えば

<p>視覚障がい(弱視)のある A さん</p> <p>【状態】 矯正視力が0.1 で明るすぎるとまぶしさを感じる。黒板に近付けば文字は読める。</p> <p>○廊下側の前方の座席 ○教室の照度調整のためにカーテンを活用 ○弱視レンズ、拡大読書器、書見台等の活用 ○拡大ソフト、音声ソフト等 I C T の活用</p>	<p>聴覚障がい(難聴)のある B さん</p> <p>【状態】 右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。</p> <p>○教室前方・右側の座席配置 (聞こえにくさに応じた環境構成) ○視覚的な情報の提供 ○補聴援助機器等の活用 ○パソコン要約筆記や音声文字変換システム等の I C T の活用</p>
<p>知的障がいのある C さん</p> <p>【状態】 知的発達が遅れがあり、短期的な記憶が困難。</p> <p>○安全性を確保した校内環境の整備 (危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等を防止) ○知的発達の遅れに応じた教材・教具の提供 ○図や写真を活用した日課表や活動予定表等の活用</p>	<p>肢体不自由のある D さん</p> <p>【状態】 両足にまひあり、車いす使用。校内にエレベーターの設置困難。</p> <p>○教室を1階に配置 ○車いすの目線に合わせた掲示物等の配置 ○車いすで移動しやすいような空間の確保</p>
<p>病弱の E さん</p> <p>【状態】 病気のため他の子供と同じように運動することやパソコン操作が困難。</p> <p>○体育等の実技では、実施可能な課題を提供 ○書字動作やパソコン操作では、I C T の入出力装置を適宜活用</p>	<p>学習障がい (L D) のある F さん</p> <p>【状態】 読み書きが苦手で、音読、ノートテイクが難しい。</p> <p>○文字を読みやすくするために体裁を変更 ○拡大文字を用いた資料 ○I C T の読み上げ機能を活用 ○板書の撮影や授業中の教員の説明等の録音※データの管理方法等について留意する</p>

文部科学省 「特別支援教育の現状と課題」・「障害のある子供の教育支援の手引き」を基に作成



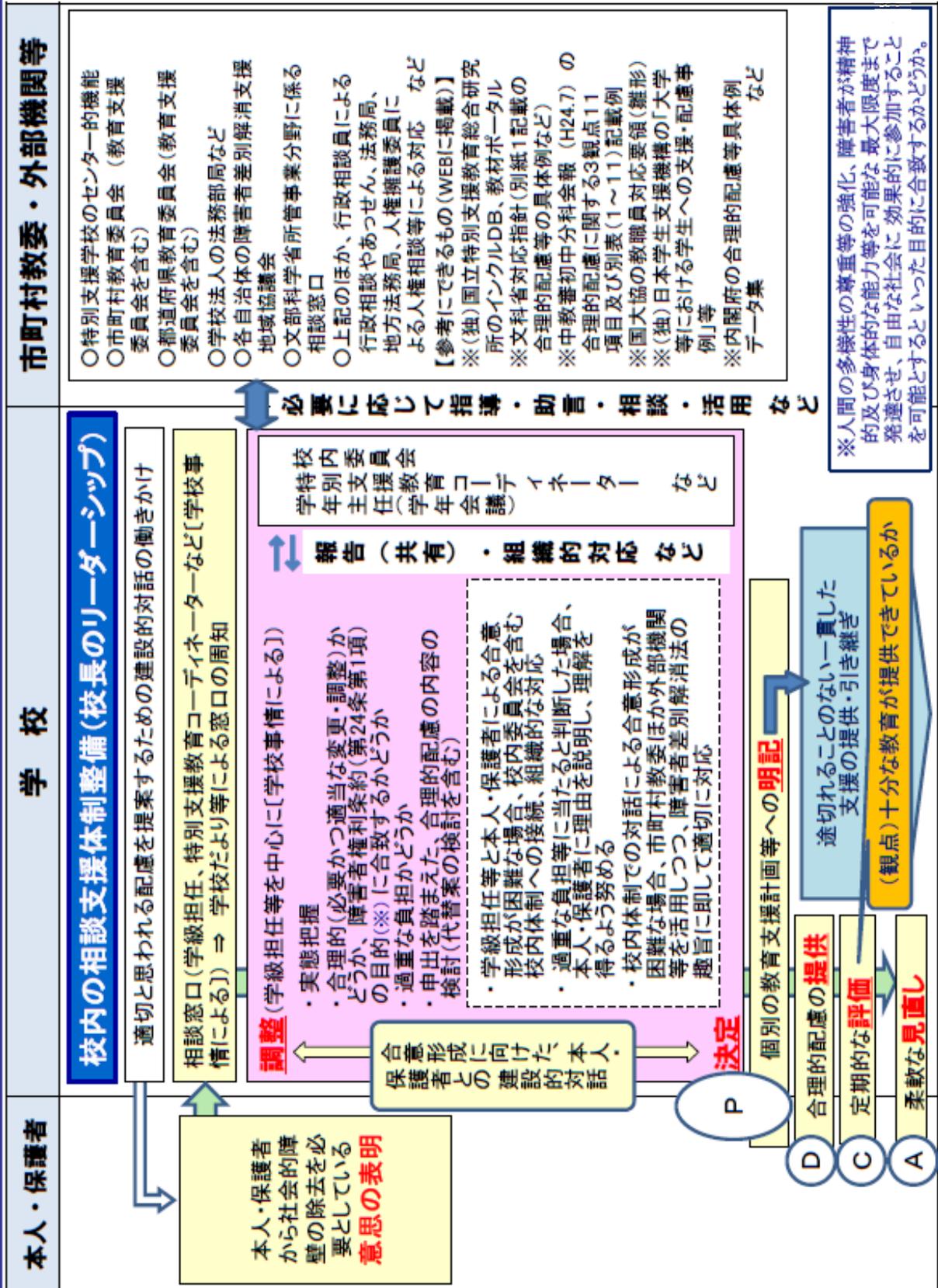
合理的配慮の具体例について調べたい時には、国立特別支援教育総合研究所のホームページ「インクルDB」を参照ください。文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索することができます。対象児の障がい種、在籍、学年、基礎的環境整備の観点、合理的配慮の観点などにチェックを入れると、実践事例を検索することができます。

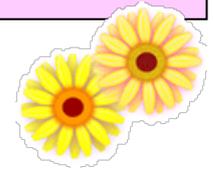


<https://inclusive.nise.go.jp/>



# 各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）





## 特別支援教育関係用語

【ア行】

ICF

WHO総会において制定された、国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health)。医学モデルと社会モデルを結合したモデルであり、これまでのモデルに比べて、環境的な要因を重視している。

ICD-11

2022年に改訂された、WHOによる疾病及び関連保健問題の国際統計分類第11版(International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems)

アセスメント

アセスメントとは、元来は、課税額を決定する基礎として財産や収入を査定することをいう。そこから派生して、心理学や教育学の領域でも、心理アセスメント、発達アセスメントとして多く用いられるようになった。

心理アセスメントとは、ある個人又は集団の心理特性や心理的状态を理解し、その個人や集団に合った適切な対応を行うために、心理学的な技法を体系的に適用すること。

発達アセスメントとは、発達に課題のある子供の発達支援の方針を得るために、子供の発達実態の把握を目指して、子供の特性や機能を広範に査定することによって、発達の全体像を捉えようとする事。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀かく痰たん吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童のこと。

インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システム(仮訳:包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system(仮訳:教育制度一般)」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルージョン

北アメリカを中心に起こった教育理念・方法。通常の教育・学区の通常の学級において、障がいがある子供を含む全ての子供に対して教育ニーズを満たす適切な教育を指向する。

インテグレーションを標榜した全障害児教育法であったが、現実には全ての障がい児が対象とはなっておらず、また、何ら支援のない統合であったとの反省から、単に物理的に統合を進めるだけでなく、子供が生活や社会に「包みこまれる」必要性を明確に打ち出し、しかも障がいの有無に関係なく子供の個々のニーズに対応した支援の在り方と教師の責任を強調した概念。

インリアル・アプローチ	言語発達遅滞幼児に対する指導法の一つ。子供と大人が相互に反応し合うことで、コミュニケーションを促し、言葉を発達させようとする手法。
AAC手段	<p>補助・代替コミュニケーション (Augmentative and Alternative Communication)、「視覚言語」とも呼ばれる。言葉に課題のある発達障がいのある人のためのコミュニケーションの手段であり、非エイド系(手話、マカトンサイン、指文字など)とエイド系(絵、写真、図形シンボル、会話エイド機器など)がある。</p> <p>AACの理念には、補助的側面と代替的側面の両面がある。補助的側面とは、話し言葉が少しあるか、これから獲得する場合、補助的に用いて言語機能の向上を目指すもの。代替的側面とは、音声言語が機能的に完全に障害されていたり、話し言葉の獲得が困難であったりすることが予想される場合、話し言葉の代わりに機能を担うことを指す。</p>
ADL	<p>日常生活動作(Activities of Daily Living)。</p> <p>一人の人間が独立して生活するために行う基本的な、しかも各人ともに共通に毎日繰り返される一連の身体動作群をいう。</p>
エコラリア	聞いた言葉をそのままオウム返しする現象で、反響言語とも言われる。自閉スペクトラム症等の発達障がいや幼児期の言語発達過程で多く見られ、即時的に繰り返すタイプと、過去の記憶を遅れて話すタイプに分かれる。単なる無意味な反復ではなく、コミュニケーションの試みや感情表現の場合も多く、無理に止めず、適切な言葉を教える対応が有効である。
応用行動分析(ABA)	実験行動分析学によって明らかにされた行動の理論的枠組みや知識を、社会の中に役立てて応用していくことを目的とした学問。TEACCH、ポータージプログラムなど多くの療法やプログラムに取り入れられている。
オプトメトリスト	国家資格として認められた視機能の専門家。両眼が協調して働いているかどうか、見るものを正しく眼で捕らえているかなどを確認する。
音楽療法	音楽による心理療法。人々の心を時には和らげ、時には高揚をもたらす音楽の効果を、積極的に医療や治療教育に取り入れ、対象者の不安、恐れ、圧迫感などを取り除こうとすることがねらい。
【カ行】 カウンセリング	<p>個人や集団が直面する問題や悩みを適切に解決するために、又は、自己決定能力を伸長するために提供される相談活動のこと。</p> <p>カウンセリングでは、問題や悩みを抱えた人をクライアント(来談者)といい、相談を受ける側をカウンセラー(相談者)と呼ぶ。</p>
各教科等を合わせた指導	指導内容の組織は、自立活動、特別活動などの各領域と、生活、国語、算数、特別の教科道徳などの各教科からなる。各教科等を合わせた指導は、領域の指導、教科の指導を内容や時間を分けずに行う指導の形態をいう。
カームダウン	心を落ち着かせること。カームダウンエリア(スペース)とは、心を落ち着かせる場所。音や視覚的情報を減らし感覚過敏に配慮したり、本人が望むものを用いたりする。

感覚統合法	<p>アメリカのエアーズが提唱した治療法。</p> <p>感覚統合とは、人間が環境との相互作用の中で生存していくための脳の神経過程のことで、感覚情報（刺激）が脳の中で有効に組織されることを意味している。感覚統合のプロセスは単に運動発達のみならず、知覚、認知、言語や社会性、教科学習などが成立するための基礎過程であると提示した。</p>
QOL	<p>直訳すると Quality Of Life : 生活の質。ノーマライゼーションの理念の一つで、生活の質、生き方の質などと訳される。福祉、教育、医療などあらゆる分野で使われ、生きがい、幸福感、暮らしやすさなどの面で、人間らしく豊かに生活する条件を保障しようとする概念である。</p>
キュー・サイン	<p>発音、初語、読話の補助手段。舌や唇の動き、息の出し方を表す手の動きをキューサインといい、キュー・サインを付けて話すのをキュード・スピーチという。</p>
協応動作	<p>目と手の協応、耳と手の協応、手と足の協応、手と手（両方）の協応というように、二つあるいはそれ以上の身体器官が協応して機能すること。視覚障がいの場合では目と手の協応動作が、聴覚障がいの場合では耳と手の協応動作に困難さが生じるとされている。協応動作に特に関与する機能としては、視知覚的機能が上げられる。</p>
強化（子）	<p>ある刺激を与えたり除去したりすることにより、条件付けの強度又は反応の生起頻度が増大する過程。その刺激は強化子といい、正の強化子、負の強化子がある。強化子を用いる技法としては「トークン・エコノミー法」などがある。</p>
言語聴覚士	<p>何らかの原因（脳卒中、聴覚障がい、言葉の発達の遅れ等）で生じた言葉の問題の対処法を見出すために、検査・評価を行い、必要に応じて訓練、指導、助言を行う医療従事者。</p>
行動観察	<p>行動観察とは、特定の変数を操作せず、自然な場面における人の行いを注意深く見守り、その実態や特徴を把握しようとする試み。</p>
行動療法	<p>個人、集団の示す不適応状態に対して、科学的な研究データから得られた行動理論を元に環境変数の操作による介入を行い、具体的な行動の除去や形成を通じて不適応症状の改善を図る諸技法の総称。</p>
個別の教育支援計画	<p>幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の観点から適切に対応していくという考えの下、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために作成した計画。</p>
個別の指導計画	<p>学校の教育課程や学校（学級）の指導計画等に則り、個人毎の目標・指導、内容・方法等を設定した指導計画。</p>
【サ行】 サイン言語	<p>非音声言語と呼ばれる。話し言葉以外のコミュニケーション手段のうち、サイン（身ぶり）、手話、指文字等総称した概念を指す。</p>
作業療法士	<p>手芸や工作等の作業により応用的動作能力や社会的適応能力の回復を図る医療従事者。</p>

サラマンカ宣言	1994年、一人一人の子供のニーズを大切にされた教育を目指すことを世界的な流れの一つとした宣言。全ての人を含み、個人主義を尊重し、学習を支援し、個別のニーズに対応する活動が必要であることを表明した。
指導の形態	教育課程を編成する内容を、実際に指導するときの形態。教科別・領域別の指導、各教科等を合わせた指導がある。
自閉スペクトラム症	DSM-IVでは、自閉性障害、アスペルガー障害など「広汎性発達障害」とよばれていたものが、DSM-5では「自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害」という一つの診断名に統合された。これは、DSM-5では、これらの障害は別々のものではなく「連続した障害である」という見方が新たに採用されたことによる。さらに、DSM-5-TRでは、「自閉スペクトラム症」のみに統一された。
準ずる教育	小学校・中学校に設置されている特別支援学級の教育課程は、基本的には設置されている小学校・中学校の教育課程に準ずることとなる。しかし、対象となる児童生徒の障がいの状態などにより、特別の教育課程を編成することができる。
スクリーニング	スクリーニングとは、「ふるいにかける」という意味の用語。スクリーニング用質問紙を用いてチェックすることにより、LDやASD、ADHDなどの可能性のある子供を見付けることを目的とする。
スペシャルオリンピックス	知的発達障がいのある人の自立や社会参加を目的として、日常的なスポーツプログラムや、成果の発表の場としての競技会を提供する国際的なスポーツ組織。都道府県ごとに地区組織がある。
ソーシャルスキル	ソーシャルは「人間関係に関すること」を意味し、スキルは「知識や経験に裏打ちされた技術」を意味する。心理学では、ソーシャルスキルを「他者との良好な関係を形成し、それを維持していくための知識や技術の総称」とし、環境や学習によって変化するものと捉えている。教育場面では、学校生活を送る上で必要な知識や技術も含んで捉えることが多い。
ソーシャルワーク	社会福祉援助技術。用いる人をソーシャルワーカー、学校をベースにして福祉的な手法による支援をスクールソーシャルワークという。
【タ行】 チャレンジド	ハンディキャップなどのマイナスイメージの言葉に代わりに「障がいのある人」を表す言葉。
通級による指導	通常の学級に在籍し、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別な指導を行う指導の形態。
TEACCH	1972年にアメリカのノース・カロライナ州で自閉症教育の公式プログラムに指定されて以来、全州規模で展開されている。それぞれの地域社会の中で自立した生活を営むことができるようにすることを基本理念としている。

DSM-5

DSM-IV(1994年)、DSM-IV-TR(2000年)が発表され、2013年5月にアメリカ精神医学会作成「精神疾患の診断と統計のためのマニュアル第5版 Diagnostic statistical manual of mental disorders 5<sup>th</sup> DSM-5」が出版された。DSM診断は、世界の精神科における共通言語として使われている。2022年3月には、DSM-5 TRが出版された。

デフリンピック

4年に一度開催される聴覚障がい者の国際総合競技大会。2025年の東京大会は、日本で初めての開催となった。

特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組み。

対象とする経費は、通学費、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、寄宿舎日用品費、寝具費、寄宿舎からの帰省費等がある。

トークン・エコノミー法

トークン(トークンとは代用貨幣のことであり、はんこやシールなどの人工物が用いられる)を与え、それが一定数に達したとき、様々な物や行動の機会と交換できることを経験することで、目標とする行動の習得や定着を目指すこと。与えられるトークンは常にその時点で最も強力な強化子となる。

トップダウン・ボトムアップ

特別支援教育におけるトップダウン・ボトムアップは、障がいのある子供の教育的アセスメントに関する二つのアプローチのことを示している。

トップダウン:児童生徒の生活環境を調査し、現在及び近い将来に児童生徒が生活する自然な環境において、毎日のように用いられる機能的で生活年齢に相応しいスキルに焦点を当てて指導していくことをいう。

ボトムアップ:発達段階や精神年齢を押さえ、発達(レディネス)の順序性を元にしたモデルから要請される行動を、発達課題として指導することをいう。

【ナ行】

認知

受容器を通して入力された情報(刺激)が中枢神経系で加工・処理され、解釈を与えられることで、外界の事象や自分自身といった対象について知ることである。同義語に「知覚」があるが、「知覚」という場合は、視覚、聴覚等の感覚刺激をどのように受容するか、つまり、直接的に対象をどのように知るかに重点がある。しかし、個人の価値観、経験、感情等が知覚に影響を与えることが指摘され、知覚よりも包括的な概念として認知という用語が使用される。

ノーマライゼーション

障がい者の生活を可能な限り通常的生活状態に近付けるようにするという考え方。ノーマライゼーションの実現のためには、法的整備にとどまらず、ノーマライゼーション教育ともいべき学校教育が不可欠であり、子供の時期に、思想や理念を理解することが必要である。

【ハ行】

パラリンピック

国際パラリンピック委員会(International Paralympic Committee、略称:IPC)が主催する身体障害者(肢体不自由(上肢・下肢および欠損、麻痺)、脳性麻痺、視覚障害、知的障害)を対象とした世界最高峰の障がい者スポーツの総合競技大会。オリンピックと同じ年に同じ場所で開催される。2004年のアテネ大会から夏季オリンピックと共同の開催組織委員会が運営している。

バリアフリー

バリアとは障壁であり、障がいをもつ人々が自立した生活を営むことができる社会を作るために、その障壁を取り去るという考え方である。物理的バリア（建築、都市環境など）、心理的バリア（意識や態度）、社会的バリア（制度、プログラムなど）、という三つの側面から論じられる。

プロンプト

望ましい行動を引き出すための指示と一緒に用いられる補助・促し。言語的プロンプト、視覚的プロンプト、モデリング、身体的プロンプトに分類される。自発的な行動を目指し、プロンプトそのものを徐々に減らしたり、援助の弱いプロンプトへと段階を変えたり、プロンプトのタイミングを遅らせたりすることをプロンプト・フェイディングという。

PECS

PECS（絵カード交換式コミュニケーションシステム）とは、自閉症や、その他のコミュニケーションに障がいをもつ方に、コミュニケーションを自発するように教えるための絵カードを使った代替コミュニケーション方法。

訪問教育

学校に通学して教育を受けることが困難な子供を対象に、教師が家庭・施設・病院等に訪問して授業を受ける制度。平成11年度の学習指導要領では、盲・聾・養護学校の高等部でも、訪問教育が明記された。

【マ行】

マカトン法

1972年に開発されたサイン言語指導法である。動作サインと話し言葉を同時提示する方法が中心であるがシンボルも使用される。対象者の発達段階に応じ、文脈理解の鍵となる単語（核語彙）を会話の語順にそって動作サインやシンボルを提示するキーワード法を用いる。

ムーブメント教育

フロスティッグが主唱した身体運動を媒介とした障がい児の治療教育法として知られる。

【ラ行】

理学療法士

運動療法や物理療法等により基本的動作能力の回復を図る、リハビリテーション医療の専門家。

#### 【簡略化された専門用語】

ASD：自閉スペクトラム症

MA：精神年齢

ST：言語聴覚士

ADHD：注意欠如多動症

CA：生活年齢

SP：学校心理士

SLD：限局性学習症

DA：発達年齢

OT：作業療法士

IDD：知的発達症（知的能力障害）

SA：社会生活年齢

PT：理学療法士

（以上、表記は「DSM-5-TR 精神疾患の

IQ：知能指数

SST：ソーシャルスキル

診断・統計マニュアル」に基づく）

SQ：社会生活指数

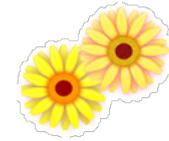
トレーニング

CP：脳性まひ



## 第5章 特別支援教育に関する情報

### 特別支援教育関係法令等



#### 【主な基本法令等】

特別支援学校高等部学習指導要領告示（平成31年）【2次元コード①】

特別支援学校幼稚部教育要領、小学校、中学部学習指導要領公示（平成29年）【2次元コード②】

発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン策定（平成29年）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成28年12月19日）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1387824.htm)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平成28年4月1日施行）  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

障害者の権利に関する条約批准（平成26年1月20日）



①



②

#### 【主な通知・答申・報告等】 文部科学省 Web ページ参照 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material.htm)

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）（令和6年）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001270363.pdf>

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）（令和5年）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/mext\\_02599.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html)

小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）（令和5年）  
[https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt\\_tokubetu02-100002908\\_2rr.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-100002908_2rr.pdf)

学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）（平成31年）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm)

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）（平成31年）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1415169.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）：個別の教育支援計画に係る関係機関等との情報共有（平成30年）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2018/11/21/1411291-6\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/_icsFiles/afieldfile/2018/11/21/1411291-6_1.pdf)

小・中学校における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）（平成30年）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1410027.htm)

幼稚園及び特別支援学校幼稚部における指導要録の改善について（通知）（平成30年）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/\\_icsFiles/afieldfile/2018/04/02/1403169\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/_icsFiles/afieldfile/2018/04/02/1403169_01.pdf)

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について（依頼）（平成30年）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1401340.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1401340.htm)

障がいの学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要領の改善等について（通知）（平成28年）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/111/houkoku/1376214.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/111/houkoku/1376214.htm)

#### 【岩手県における特別支援教育関係の施策】

「いわて特別支援教育推進プラン（2024～2028）～『共に学び、共に育つ教育』の推進～」  
岩手県教育委員会（令和6年3月）【2次元コード③】

「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（平成23年7月）  
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyuu/fukushi/shougai/1003926/1003927.html>

「岩手県における今後の特別支援教育の在り方—『共に学び、共に育つ教育』の推進をめざして—」（平成20年10月）  
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/1006412.html>



③



## 各種制度



### (1) 療育手帳

知的障がい児(者)が、指導や相談、各種援助を受けやすくなるための手帳です。

#### ♡交付対象♡

児童相談所(18歳未満)または知的障がい者更生相談所(18歳以上)において、知的障がいと判定された方に対して交付されます。

#### ♡手帳の種類♡

障がいの程度によって「A判定」(重度)と「B判定」(中・軽度)の2種類に分けられ、受けられる援助の内容が異なることがあります。

#### ♡相談♡

交付についての相談および申請は、広域振興局又は市町村福祉担当課で受け付けています。

#### ♡受けられる援助♡

交付を受けている方は、手帳を提示することにより、以下のような援助を受けられます。

##### ◆各種手当等

- ・特別児童扶養手当
- ・心身障害者扶養共済制度

##### ◆税金等の控除、減免

- ・所得税の障害者控除
- ・住民税(県民税・市民税)の障害者控除
- ・相続税の障害者控除、贈与税の非課税
- ・自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免

##### ◆料金の割引等

- ・電車、バス、飛行機、タクシー等の運賃の割引
- ・高速道路、有料道路の通行料金の割引
- ・携帯電話料金の割引
- ・NHK受信料の減免
- ・公共施設等の利用料金の減免あるいは割引

##### ◆公営住宅の優先入居



#### ♡交付後の障がいの程度の確認♡

手帳の交付後も、障がいの程度を確認するために、原則として2年毎に児童相談所または県福祉総合相談センターにおいて判定を受けることになっています(状態によって、時期が変わることがあります)。



## (2) 身体障害者手帳

身体障がい児(者)が、指導や相談、各種援助を受けやすくなるための手帳です。

### ♥交付対象♥

視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹、脳性マヒ等の運動機能)、内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能)、免疫機能に障がいがあり、障がいの状態が身体障害者福祉法第15条に定める程度である場合に、手帳交付の対象となります。

### ♥手帳の種類♥

最高度は1級。障がいを複数もつ場合は、各部位に対して個別に等級がつき、その合計で手帳等級が決定されます。1、2級は重度(特別障がい者)、3級以下は中度・軽度(一般障がい者)に区別されます。

また、肢体不自由には等級上、7級が存在しますが、7級単独の障がいでは身体障害者手帳は交付されません。7級の障がい重複して6級以上となる場合に手帳が交付されます。

### ♥相談♥

交付についての相談は広域振興局保健福祉環境部障がい福祉担当課で、相談及び申請は市町村身体障がい者福祉担当課で受け付けています。

### ♥受けられる援助♥

交付を受けている方は、手帳を提示することにより、以下のような援助を受けられます。

#### ◆各種手当等

- ・特別児童扶養手当
- ・心身障害者扶養共済制度

#### ◆税金等の減免

- ・所得税の障害者控除
- ・住民税(県民税・市民税)の障害者控除
- ・相続税の障害者控除、贈与税の非課税
- ・自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免

#### ◆医療費助成(健康保険の自己負担分)※身体障害者手帳2級以上対象

#### ◆料金の割引等

- ・電車、バス、飛行機、タクシー等の運賃の割引
- ・高速道路、有料道路の通行料金の半額割引
- ・携帯電話料金の割引
- ・NHK受信料の減免
- ・公共施設等の利用料金の減免あるいは割引

#### ◆自動車

- ・特殊仕様車(福祉改造車両)の自動車税、消費税の軽減
- ・駐車禁止除外車両の指定→駐停車禁止区域以外の駐車が可能

#### ◆青い鳥郵便葉書の無償配布 ※1、2級の判定に限る

#### ◆公営住宅の優先入居

#### ◆福祉機器(車椅子、義肢、装具、盲人安全杖 等)の交付



### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい児(者)が、指導や相談、各種援助を受けやすくなるための手帳です。

#### ♡交付対象♡

何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象とします。

統合失調症、うつ病・そううつ病などの気分障がい、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症、高次脳機能障害、発達障がい(自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等)、その他の精神疾患(ストレス関連障がい等)

#### ♡手帳の種類♡

障がいの程度によって「1級」(概ね障害年金1級に相当)、「2級」(概ね障害年金2級に相当)、「3級」(概ね障害年金3級に相当)の3種類に分けられ、受けられる援助の内容が異なることがあります。

#### ♡相談♡

交付についての相談及び申請は、市町村福祉担当課で受け付けています。

#### ♡受けられる援助♡

交付を受けている方は、手帳を提示することにより、以下のような援助を受けられます。

##### ◆各種手当等

- ・特別児童扶養手当
- ・福祉手当

##### ◆税金等の減免

- ・所得税の障害者控除
- ・住民税(県民税・市民税)の障害者控除
- ・相続税の障害者控除、贈与税の非課税
- ・自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免

##### ◆料金の割引等

- ・電車、バス、タクシー等の運賃の割引
- ・携帯電話料金の割引
- ・NHK受信料の減免
- ・公共施設等の利用料金の減免あるいは割引

##### ◆生活福祉資金の貸付

##### ◆手帳所持者を事業者が雇用した際の、障害者雇用率へのカウント

##### ◆障害者職場適応訓練の実施

#### ♡交付後の障がいの程度の確認♡

手帳の交付後も、障がいの程度を確認するために、2年毎に診断書等を添えて更新の手続きを行い、障害等級に定める精神障がいの状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければなりません。





## 第5章 特別支援教育に関する情報

### 主な教育機関及び相談機関等

#### ● 教育関係機関

名称	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県教育委員会事務局 学校教育室特別支援教育担当	020-8570	盛岡市内丸 10-1	019-629-6143 (直通)
岩手県立総合教育センター 教育支援相談担当	025-0395	花巻市北湯口 2-82-1	0198-27-2821 (直通)
盛岡視覚支援学校	020-0061	盛岡市北山 1-10-1	019-624-2986
盛岡聴覚支援学校	020-0403	盛岡市乙部 4-78-2	019-696-2582
盛岡みたけ支援学校(小学部)	020-0633	滝沢市滝沢字穴口 218-4	019-641-0789
中学部			019-647-5700
高等部			019-645-2188
盛岡となん支援学校	028-3609	紫波郡矢巾町医大通 2-1-5	019-601-2227
盛岡青松支援学校 ※特別支援教育エリアコーディネーター配置校	020-0102	盛岡市上田字松屋敷 11-25	019-661-5125
盛岡峰南高等支援学校	020-0853	盛岡市下飯岡 11-152	019-639-8515
盛岡ひがし支援学校	020-0401	盛岡市手代森 6-10-14	019-601-3691
花巻清風支援学校 ※特別支援教育エリアコーディネーター配置校	025-0037	花巻市太田 27-207-4	0198-28-2421
北上分教室(中部病院内)	024-8507	北上市村崎野 17-10	0197-68-2091
遠野分教室小学部(遠野小学校内)	028-0515	遠野市東館町 11-28	0198-62-3351
遠野分教室中学部(遠野中学校内)	028-0541	遠野市松崎町白岩 11-30	0198-62-2211
北上みなみ分教室小学部(南小学校内)	024-0051	北上市相去町葛西檀 12-2	0197-72-5920
北上みなみ分教室中学部(南中学校内)	024-0051	北上市相去町滝の沢 7-2	0197-72-5920
前沢明峰支援学校	029-4208	奥州市前沢字田島 18-1	0197-56-6707
一関清明支援学校 ※特別支援教育エリアコーディネーター配置校	021-0041	一関市赤荻字上台 96-5	0191-33-1600
山目校舎	021-0056	一関市山目字泥田山下 48-12	0191-25-3210
あすなろ分教室			0191-25-3294
千厩分教室小学部(千厩小学校内)	029-0803	一関市千厩町千厩字上駒場 10-2	0191-53-2275
千厩分教室中学部(千厩中学校内)	029-0803	一関市千厩町千厩字上駒場 195-5	0191-53-3181
気仙光陵支援学校 ※特別支援教育エリアコーディネーター配置校	022-0006	大船渡市立根町字宮田 33-3	0192-27-8500
釜石祥雲支援学校	026-0005	釜石市平田町 3-1700	0193-26-6020
宮古恵風支援学校 ※特別支援教育エリアコーディネーター配置校	027-0097	宮古市崎山 5-88	0193-63-0400
久慈拓陽支援学校 ※特別支援教育エリアコーディネーター配置校	028-7801	久慈市侍浜町堀切 10-56-46	0194-58-3004
二戸北星支援学校	028-6103	二戸市石切所字火行塚 2-1	0195-22-2682
二戸北星支援学校奥中山校	028-5134	一戸町奥中山字西田子 1054-1	0195-35-3036
岩手大学教育学部附属特別支援学校	020-0824	盛岡市東安庭 3-4-20	019-651-9002
三愛学舎(私立)	028-5133	一戸町中山字軽井沢 49-33	0195-35-2231

## ●福祉機関

名称	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5448
岩手県社会福祉事業団事務局	020-0114	盛岡市高松3-7-33	019-662-6851

### 【リンク】内閣府障害者施策

<https://www8.cao.go.jp/shougai/contents.html>

厚生労働省 障害者福祉

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kai/go/shougai/shahukushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/shougai/shahukushi/index.html)

障がい福祉（岩手県）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/index.html>

発達障がい支援情報（岩手県）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/kokoro/1004083.html>

## ●児童相談所、知的障害者更生相談所

名称	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県福祉総合相談センター ※盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、久慈市、 二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩 手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、普代村、軽米 町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町 知的障害者更生相談所	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9600
岩手県一関児童相談所 ※一関市、大船渡市、陸前高田市、奥州市、 金ケ崎町、平泉町、住田町	021-0027	一関市竹山町5-28	0191-21-0560
岩手県宮古児童相談所 ※宮古市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、 田野畑村	027-0075	宮古市和見町9-29	0193-62-4059

### 【リンク】発達障害情報・支援センター

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

岩手県の児童相談所

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shien/youhogo/1003391.html>

## ●医療機関・発達障がい者支援センター

名称	郵便番号	所在地	電話番号
岩手県立療育センター	028-3609	矢巾町医大通2-1-3	019-601-2777
岩手県発達障がい者支援センターウィズ			019-601-3203
発達障がい沿岸センター	026-0025	釜石市大渡町2-6-23TRYビル2階	0193-55-5590
岩手県医療的ケア児支援センター	028-3623	矢巾町煙山24-1 みちのく療育園メディカルセンター内	019-611-0610

### 【リンク】医療情報ネット（ナビイ）（岩手県）

[https://www.pref.iwate.jp/kennan/ichi\\_hoken/1013591.html](https://www.pref.iwate.jp/kennan/ichi_hoken/1013591.html)

## ● 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター 一覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30	019-646-4117
盛岡広域障害者就業・生活支援センター My夢	020-0015	盛岡市本町通り3-19-1 岩手県福祉総合相談センター2階	019-605-8822
胆江障害者就業・生活支援センター	023-0841	奥州市水沢真城字垣ノ内6-14	0197-51-6306
岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごとネットさくら	024-0094	北上市本町通り2-1-10	0197-63-5791
いちのせき広域障がい者就業・生活支援センター マイルート・リンク	021-0881	一関市大町4-29 なのはなプラザ4階	0191-48-3787
気仙障がい者就業・生活支援センター	022-0003	大船渡市盛町字町10-11 サンリアショッピングセンター1階	0192-27-0833
釜石大槌障がい者就業・生活支援センター キックオフ	026-0032	釜石市大町3-10-5	0193-55-4181
宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	027-0096	宮古市崎鍬ヶ崎4-1-11 自立生活支援センターウィリー内	0193-64-7855
久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	028-0061	久慈市中央4-34 チャレンジドセンター久慈内	0194-66-8585
二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター カシオペア	028-6103	二戸市石切所字川原46-1	0195-26-8012

### 【リンク】 高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）

<https://www.jeed.go.jp/disability/index.html>

障がい者雇用（岩手県）

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/koyouroudou/koyou/1057552/index.html>

いわて障がい者就労応援ハンドブック

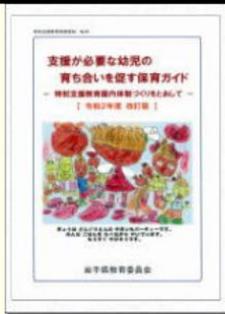
[https://www.pref.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/004/064/r7handbook.pdf](https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/064/r7handbook.pdf)

## ● その他の特別支援教育に関する情報

文部科学省 特別支援教育	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/01_m.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/01_m.htm</a>
国立特別支援教育総合研究所（特総研）	<a href="https://www.nise.go.jp/nc/">https://www.nise.go.jp/nc/</a>
特総研 発達障害教育推進センター	<a href="https://cpedd.nise.go.jp/">https://cpedd.nise.go.jp/</a>
日本自閉症協会	<a href="http://www.autism.or.jp/">http://www.autism.or.jp/</a>
日本LD学会	<a href="https://www.jald.or.jp/">https://www.jald.or.jp/</a>
日本発達障害ネットワーク	<a href="http://jddnet.jp/">http://jddnet.jp/</a>
かんもくネット	<a href="http://kanmoku.org/">http://kanmoku.org/</a>
全国難聴児を持つ親の会	<a href="https://zennancho.ti-da.net/">https://zennancho.ti-da.net/</a>
全国手をつなぐ育成会	<a href="http://www.zen-iku.jp/">http://www.zen-iku.jp/</a>
全国LD親の会（J P A L D）	<a href="https://jpald.net/">https://jpald.net/</a>
NPO法人 えじそんくらぶ	<a href="http://www.e-club.jp/">http://www.e-club.jp/</a>
NPO法人 アスペ・エルデの会	<a href="http://www.as-japan.jp/j/index.html">http://www.as-japan.jp/j/index.html</a>
NPO法人全国ことばを育む会	<a href="http://b.zkotoba.jp/">http://b.zkotoba.jp/</a>
NPO法人全国言友会連絡協議会	<a href="https://www.zengenren.org/">https://www.zengenren.org/</a>

● **岩手県立総合教育センター** <https://www1.iwate-ed.jp/>

□ 手引・ソフト・資料等（特別支援的内容）一部掲載 **岩手県立総合教育センター**からダウンロード ([https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop\\_tokusi.html](https://www1.iwate-ed.jp/07tantou/tokusi/tebikitop_tokusi.html)) からダウンロードできます。

		
<p><b>NEW</b> 特別支援学級 経営の手引 (令和7年度版)</p>	<p>引継ぎシート 作成・活用ガイドブック 岩手県教育委員会【外部サイト】</p>	<p>支援が必要な幼児の育ち合いを促す保育ガイド 【令和2年度 改訂版】 岩手県教育委員会【外部サイト】</p>
		
<p><b>NEW</b> 自立活動指導資料 (病弱) (令和5年度) 岩手県教育委員会【外部サイト】</p>	<p>自立活動指導資料 (肢体不自由障がい) (令和4年度)</p>	<p>自立活動指導資料 (聴覚障がい) 岩手県教育委員会【外部サイト】</p>

※上の画像は、令和7年度末のもので、センターWeb ページは、随時更新されています。

### 教育支援相談担当 (0198-27-2821)

教育支援（教育相談、特別支援教育等）に関する研修・支援・研究、相談活動及び相談者への支援、教育支援に関する資料収集・作成と提供、研修・支援・研究に関する特定業務

#### 【総合教育センターで行う希望研修】

- |                                 |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| 「新任特別支援教育担当教員研修講座」              | 「ソーシャルスキルトレーニング研修講座」  |
| 「子どもの発達と個に応じた支援研修講座」            | 「授業のユニバーサルデザイン研修講座」   |
| 「心理・発達検査の結果を生かした支援研修講座」         | 「学習の困難さに注目した教科指導研修講座」 |
| 「気づきと実践の教育相談研修講座」               | 「教育相談実践力向上研修講座」       |
| 「感情コントロールの力を育てる教師のかかわり研修講座」     |                       |
| 「認知行動療法による不登校のアセスメントと支援研修講座Ⅰ・Ⅱ」 |                       |
| 「高等学校における特別支援教育実践力向上研修講座Ⅰ～Ⅲ」    |                       |

上記研修講座の他に、以下のような内容に関する要請研修や随時研修も受け付けていますので、希望する場合はお電話でご連絡ください。

- ◆教育支援に関する組織づくり・運営・指導演法
  - 校内支援体制の構築
  - チーム援助の理論と実際
  - 特別支援学級・通級指導教室の運営や指導演法
  - 教育相談担当・特別支援教育コーディネーターの役割
- ◆傾聴トレーニング
- ◆カウンセリング・コーチングの理論と実際
- ◆不登校・集団不適應・学習の遅れ・いじめ等への理解 等

※子供の発達をサポートするための電話相談も行っています。(児童生徒・保護者・教職員等対象)

- ・ふれあい電話（主に学校生活に関すること）0198-27-2331
- ・コスモスダイヤル（主に発達に関すること）0198-27-2473

## ●特別支援教育指導資料等(岩手県教育委員会発行)

(岩手県教育委員会 特別支援教育 Web)

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/index.html>

- ・いわて特別支援教育推進プラン (2024～2028)
- ・自立活動指導資料 (病弱) (肢体不自由) (聴覚障がい) (視覚障がい)
- ・引継ぎシート作成・活用ガイドブック
- ・共に学び、共に生きる いわてリーフレット
- ・通級指導教室経営の手引
- ・チームで取り組む特別支援教育の手引
- ・教育支援のためのガイドライン
- ・就学事務手続きの手引
- ・交流及び共同学習ガイドブック
- ・高等学校における個別の指導・支援体制の構築に関する実践研究報告
- ・個別の教育支援計画の作成と活用
- ・高等学校における校内支援体制の充実

## ●岩手特別支援教育ボランティアバンク

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/tokubetsu/1006411.html>

特別支援学校で実施する特別支援教育サポーター養成講座の修了認証者のうち特別支援教育のサポーターとしてボランティアを希望する方と、小・中学校、県立高等学校及び特別支援学校からの支援要請をマッチングさせ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学校生活をサポートする仕組み。

問合せ先：各地区の特別支援教育コーディネーター (p. 78 参照)

- |                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| ・盛岡教育事務所管内・・・019-629-6745 | ・中部教育事務所管内・・・0198-22-4981   |
| ・県南教育事務所管内・・・0191-26-1419 | ・沿岸南部教育事務所管内・・・0192-27-9910 |
| ・宮古教育事務所管内・・・0193-64-2222 | ・県北教育事務所管内・・・0194-53-4991   |

## <引用・参考文献>

- 「障害児の医療・福祉・教育の手引き」社会福祉法人 日本肢体不自由児協会
- 「岩手県における今後の特別支援教育の在り方 [国・県・市町村の連携を軸として]」岩手県教育委員会(平成20年10月)
- 「DSM-5 精神疾患の分類と診断の手引」医学書院
- 「DSM-5-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル」医学書院
- 「臨床家のためのDSM-5 虎の巻」日本評論社
- 「特殊学級(精神薄弱)経営の手引」岩手県教育委員会(平成5年)
- 「障害のある子供特別な支援・配慮を要する子供の教育相談の手引き」岩手県立総合教育センター(平成14年)
- 「特殊学級担任研修ブック」岩手県立総合教育センター(平成16年)
- 「小学校特殊学級 学級づくりのポイント」長野県総合教育センター(平成15年)
- 「生活単元学習を実践する教師のためのガイドブック」国立特殊教育総合研究所(平成18年)
- 「特別支援教育のはじめの一步」沖縄県立総合教育センター(平成19年)
- 「一人にひかりみんなのかがやき」長野県教育委員会(平成19年)
- 「知的障害者の確かな就労を実現するための指導内容・方法に関する研究」国立特別支援教育総合研究所(平成20年)
- 「特別支援学級新担任の手引き」秋田県総合教育センター(平成21年)
- 「子供たちが輝くために 特別支援学級担任 通級指導教室担当者ハンドブック」山梨県教育委員会(平成21年)
- 「小・中学校特別支援学級「領域・教科を合わせた指導」実践ソフト よーい・どん!!」岩手県立総合教育センター(平成23年)
- 「自閉症のある児童生徒の自立活動ガイドブック～他者とのかわり編～」岩手県立総合教育センター(平成24年)
- 「個別の指導計画作成・活用パック(特別支援学級用)」岩手県立総合教育センター(平成25年)
- 「特別支援教育支援員の業務推進の手引」岩手県立総合教育センター(平成26年)
- 「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編(小学部・中学部)」(平成30年)
- 「特別支援教育の基礎・基本2020」国立特別支援教育総合研究所(令和3年)
- 「障害のある子供の教育支援の手引き」文部科学省(令和3年)
- 「聴覚障害のある児童のための音楽指導資料」(令和3年)
- 「改訂版 教員と教員になりたい人のための特別支援教育のテキスト」Gakken(令和4年)
- 「特別支援教育リーフNo.13」国立特別支援教育総合研究所(令和5年)
- 「いわてキャリア教育指針 ～キャリア教育の推進・充実に向けて～」岩手県教育委員会(令和2年)